

○財務省告示第二百八十六号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二百二条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、平成二十九年一月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

平成二十八年九月三十日

財務大臣 麻生 太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下、「対象規定」という。）で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

後 出 品				前 出 品			
輸出統計品目表				輸出統計品目表			
[略]				[同左]			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
[略]				[同左]			
02.01	牛肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）			02.01	牛肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		
0201.10	[略]			0201.10	[同左]		
0201.20	[略]			0201.20	[同左]		
<u>0201.30</u>	<u>－骨付きでない肉</u>			<u>0201.30</u>	<u>000</u>	<u>－骨付きでない肉</u>	<u>KG</u>
<u>100</u>	<u>－ロインのもの</u>		<u>KG</u>				
<u>200</u>	<u>－かた、うで及びもものもの</u>		<u>KG</u>				
<u>300</u>	<u>－ばらのもの</u>		<u>KG</u>				
<u>900</u>	<u>－その他のもの</u>		<u>KG</u>				
02.02	牛肉（冷凍したものに限る。）			02.02	牛肉（冷凍したものに限る。）		
0202.10	[略]			0202.10	[同左]		
0202.20	[略]			0202.20	[同左]		
<u>0202.30</u>	<u>－骨付きでない肉</u>			<u>0202.30</u>	<u>000</u>	<u>－骨付きでない肉</u>	<u>KG</u>
<u>100</u>	<u>－ロインのもの</u>		<u>KG</u>				
<u>200</u>	<u>－かた、うで及びもものもの</u>		<u>KG</u>				
<u>300</u>	<u>－ばらのもの</u>		<u>KG</u>				
<u>900</u>	<u>－その他のもの</u>		<u>KG</u>				
02.03				02.03			
}	[略]			}	[同左]		
02.06				02.06			
02.07	肉及び食用のくず肉で、第01.05項の家きんのもの（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）			02.07	肉及び食用のくず肉で、第01.05項の家きんのもの（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）		
	－鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの				－鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの		
0207.11				0207.11			
}	[略]			}	[同左]		
0207.13				0207.13			

0207.14	――分割したものと及びくずのもの（冷凍したものに限る。）		0207.14	000	――分割したものと及びくずのもの（冷凍したものに限る。）		KG
	010	――もも及びむねのもの					KG
	090	――その他のもの					KG
		[略]			[同左]		
0207.24		[略]	0207.24		[同左]		
0207.60		[略]	0207.60		[同左]		
02.08		[略]	02.08		[同左]		
02.10		[略]	02.10		[同左]		
第3類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物 <small>せい せきつい</small>			第3類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物 <small>せい せきつい</small>				
注			注				
[略]			[同左]				
<u>備考</u>			[新規]				
<u>1 第03.06項から第03.08項までにおいて「冷蔵したもの」及び「冷凍したもの」には、乾燥し、塩蔵し、塩水漬けし又はくん製したものを含まない。</u>							
03.01		魚（生きているものに限る。）	03.01		魚（生きているものに限る。）		
		[略]			[同左]		
0301.11		[略]	0301.11		[同左]		
0301.19		[略]	0301.19		[同左]		
		―その他の魚（生きているものに限る。）			―その他の魚（生きているものに限る。）		
0301.91		[略]	0301.91		[同左]		
0301.92		[略]	0301.92		[同左]		
0301.93	000	――こい（クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルプス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテウス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの）	0301.93	000	――こい（キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの）		KG
0301.94		[略]	0301.94		[同左]		
0301.99		[略]	0301.99		[同左]		
03.02		魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第03.04項の魚	03.02		魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第03.04項の魚		

	のフィレその他の魚肉を除く。)
	ーさけ科のもの ( <u>第0302.91号から第0302.99号までの食用の魚のくず肉を除く。</u> )
0302.11	
}	[略]
0302.19	
	ーひらめ・かれい類 (かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの。 <u>第0302.91号から第0302.99号までの食用の魚のくず肉を除く。</u> )
0302.21	
}	[略]
0302.29	
	ーまぐろ (トッヌス属のもの) 及びかつお (エウティヌス (カツオヌス) ・ペラミス) ( <u>第0302.91号から第0302.99号までの食用の魚のくず肉を除く。</u> )
0302.31	
}	[略]
0302.39	
	ーにしん (クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ)、かたくちいわし (エングラウリス属のもの)、いわし (スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの)、さば (スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス)、 <u>ぐるくま (ラストレルリゲル属のもの)、さわら (スコムベロモルス属のもの)、まあじ (トラクルス属のもの)、ぎんがめあじ (カラックス属のもの)、すぎ (ラキユセントロン・カナドゥム)、まながつお (パムプス属のもの)、さんま (コロラビス・サイラ)、むろあじ (デカプテルス属のもの)、からふとししやも (マルロトゥス・ヴィルロスス)、めかじき (クスイフィアス・グラディウス)、すま (エウティヌス・アフィニス)、はがつお (サルダ属のもの) 及びかじき (まかじき科のもの) (第0302.91号から第0302.99号までの食</u>

	のフィレその他の魚肉を除く。)
	ーさけ科のもの ( <u>肝臓、卵及びしらこを除く。</u> )
0302.11	
}	[同左]
0302.19	
	ーひらめ・かれい類 (かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの。 <u>肝臓、卵及びしらこを除く。</u> )
0302.21	
}	[同左]
0302.29	
	ーまぐろ (トッヌス属のもの) 及びかつお (エウティヌス (カツオヌス) ・ペラミス) ( <u>肝臓、卵及びしらこを除く。</u> )
0302.31	
}	[同左]
0302.39	
	ーにしん (クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ)、かたくちいわし (エングラウリス属のもの)、いわし (スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの)、さば (スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス)、 <u>あじ (トラクルス属のもの)、すぎ (ラキユセントロン・カナドゥム) 及びめかじき (クスイフィアス・グラディウス) (肝臓、卵及びしらこを除く。</u> )

0302.41				0302.41			
}				}			
0302.44				0302.44			
0302.45	000			0302.45	000		KG
0302.46				0302.46			
0302.47				0302.47			
<u>0302.49</u>	<u>000</u>						
0302.51				0302.51			
}				}			
0302.59				0302.59			
0302.71				0302.71			
0302.72				0302.72			
0302.73	000			0302.73	000		KG
0302.74				0302.74			
0302.79				0302.79			

用の魚のくず肉を除く。)

[略]

ー まあじ (トラクルス属のもの)

[略]

[略]

ー その他のもの

ー さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの (第0302.91号から第0302.99号までの食用の魚のくず肉を除く。)

[略]

ー ティラピア (オレオクロミス属のもの)、なまず (パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクトルルス属のもの)、こい (クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルプス・ホイヴェニ及びキュブリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテウス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロプラマ属のもの)、うなぎ (アンギルラ属のもの)、ナイルパーチ (ラテス・ニロティクス) 及びらいぎよ (カンナ属のもの) (第0302.91号から第0302.99号までの食用の魚のくず肉を除く。)

[略]

[略]

ー こい (クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルプス・ホイヴェニ及びキュブリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテウス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロプラマ属のもの)

[略]

[略]

[同左]

[同左]

[同左]

[新規]

ー さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの (肝臓、卵及びしらこを除く。)

[同左]

ー ティラピア (オレオクロミス属のもの)、なまず (パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクトルルス属のもの)、こい (キュブリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの)、うなぎ (アンギルラ属のもの)、ナイルパーチ (ラテス・ニロティクス) 及びらいぎよ (カンナ属のもの) (肝臓、卵及びしらこを除く。)

[同左]

[同左]

ー こい (キュブリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの)

[同左]

[同左]

		－その他の魚（第0302.91号から第0302.99号までの食用の魚のくず肉を除く。）
0302.81		[略]
0302.89		[削除] －魚の肝臓、卵及びしらこ並びにひれ、頭、尾、浮袋その他の食用の魚のくず肉
<u>0302.91</u>	000	－肝臓、卵及びしらこ
<u>0302.92</u>	000	－ふかひれ
<u>0302.99</u>	000	－その他のもの
03.03		魚（冷凍したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。） －さけ科のもの（第0303.91号から第0303.99号までの食用の魚のくず肉を除く。）
0303.11		[略]
0303.19		－ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの）、こい（クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルプス・ホイヴェニ及びキュブリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎよ（カンナ属のもの）（第0303.91号から第0303.99号までの食用の魚のくず肉を除く。）
0303.23		[略]
0303.24		[略]
0303.25	000	－こい（クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルプス・ホイヴェニ及びキュブリヌス属、カラシウス属、

KG  
KG  
KG

		－その他の魚（肝臓、卵及びしらこを除く。）
0302.81		[同左]
0302.89		[同左]
<u>0302.90</u>	000	－肝臓、卵及びしらこ
		[新規]
03.03		魚（冷凍したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。） －さけ科のもの（肝臓、卵及びしらこを除く。）
0303.11		[同左]
0303.19		－ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの）、こい（キュブリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎよ（カンナ属のもの）（肝臓、卵及びしらこを除く。）
0303.23		[同左]
0303.24		[同左]
0303.25	000	－こい（キュブリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの）

KG

KG

	ヒュポタルミクテウス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブ ラマ属のもの)
0303.26	[略]
0303.29	[略] 一ひらめ・かれい類（かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささ うしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの。 <u>第0303.29号から第0303.99号までの食用の魚のくず肉を除く。</u> ）
0303.31	[略]
0303.39	一まぐろ（トウナス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス ）・ペラミス）（ <u>第0303.91号から第0303.99号までの 食用の魚のくず肉を除く。</u> ）
0303.41	[略]
0303.49	一にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ）、 <u>かたく ちいわし（エングラウリス属のもの）、いわし（スプラトゥス・スプ ラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサ ルディネルラ属のもの）、さば（スコムベル・スコムブルス、スコム ベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス）、ぐるくま （ラストレルリゲル属のもの）、さわら（スコムベロモルス属のもの ）、まあじ（トラクルス属のもの）、ぎんがめあじ（カラックス属の もの）、すぎ（ラキユケントロン・カナドゥム）、まながつお（パム プス属のもの）、さんま（コロラピス・サイラ）、むろあじ（デカブ テルス属のもの）、からふとししやも（マルロトゥス・ヴィルロス ）、めかじき（クスイフィアス・グラディウス）、すま（エウティヌ ス・アフィニス）、はがつお（サルダ属のもの）及びかじき（まかじ き科のもの）（<u>第0303.91号から第0303.99号までの食 用の魚のくず肉を除く。</u>）</u>
0303.51	

KG

0303.26	[同左]
0303.29	[同左] 一ひらめ・かれい類（かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささ うしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの。 <u>肝臓、卵 及びしらを除く。</u> ）
0303.31	[同左]
0303.39	一まぐろ（トウナス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス ）・ペラミス）（ <u>肝臓、卵及びしらを除く。</u> ）
0303.41	[同左]
0303.49	一にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ）、 <u>いわし （スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサ ルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）、さば（スコムベル・ スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤ ポニクス）、あじ（トラクルス属のもの）、すぎ（ラキユケントロン ・カナドゥム）及びめかじき（クスイフィアス・グラディウス）（<u>肝 臓、卵及びしらを除く。</u>）</u>
0303.51	

}	[略]
0303.54	
0303.55 000	— <u>まあじ</u> (トラクルス属のもの)
0303.56	[略]
0303.57	[略]
<u>0303.59</u>	— <u>その他のもの</u>
010	— <u>さんま</u> (コアラビス・サイラ)
020	— <u>かじき</u> (まかじき科のもの)
090	— <u>その他のもの</u>
	— さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの ( <u>第0303.91号から第0303.99号までの食用の魚のくず肉を除く。</u> )
0303.63	
}	[略]
0303.69	— <u>その他の魚</u> (第0303.91号から第0303.99号までの食用の魚のくず肉を除く。)
0303.81	
}	[略]
0303.84	
0303.89	— <u>その他のもの</u>
	[削除]
	[削除]
300	— <u>たい</u> (たい科のもの)
400	— <u>かつお</u> (エウティヌス (カツオヌス) ・ペラミスを除く。)
500	— <u>さば</u> (スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤボニクスを除く。)
900	— <u>その他のもの</u>
	[削除]
	— <u>魚の肝臓、卵及びしらこ並びにひれ、頭、尾、浮袋その他の食用の魚のくず肉</u>
<u>0303.91</u> 000	— <u>肝臓、卵及びしらこ</u>

}	[同左]	
0303.54		
0303.55 000	— <u>あじ</u> (トラクルス属のもの)	KG
0303.56	[同左]	
0303.57	[同左]	
	[新規]	
	— <u>さんま</u>	KG
	— <u>かじき</u> (めかじきを除く。)	KG
	— <u>たい</u> (たい科のもの)	KG
	— <u>かつお</u> (エウティヌス (カツオヌス) ・ペラミスを除く。)	KG
	— <u>さば</u> (スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤボニクスを除く。)	KG
	— <u>その他のもの</u>	KG
<u>0303.90</u> 000	— <u>肝臓、卵及びしらこ</u>	KG
	[新規]	

<u>0303.92</u>	<u>000</u>	ーふかひれ
<u>0303.99</u>	<u>000</u>	ーその他のもの
03.04		魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに 限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。） ー魚のフィレ（ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パン ガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの） 、こい（ <u>クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴ ドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レ プトバルプス・ホイヴェニ及びキュブリヌス属、カラシウス属、ヒュ ポフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属 のもの</u> ）、うなぎ（ <u>アングイルラ属のもの</u> ）、ナイルパーチ（ラテス ・ニロティクス）又はらいぎよ（ <u>カンナ属のもの</u> ）のもの（生鮮の もの及び冷蔵したものに限る。）
0304.31		〔略〕
0304.39		ーその他の魚のフィレ（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
0304.41		〔略〕
0304.46		
<u>0304.47</u>	<u>000</u>	ーさめ
<u>0304.48</u>	<u>000</u>	ーえい（ <u>がんぎえい科のもの</u> ）
0304.49		〔略〕 ーその他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
0304.51	000	ーティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属 、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの）、こい（ <u>クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプト バルプス・ホイヴェニ及びキュブリヌス属、カラシウス属、ヒュポ フタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属 のもの</u> ）、うなぎ（ <u>アングイルラ属のもの</u> ）、ナイルパーチ（ラテ ス・ニロティクス）及びらいぎよ（ <u>カンナ属のもの</u> ）

		KG	
		KG	
03.04		魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに 限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。） ー魚のフィレ（ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パン ガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの） 、こい（ <u>キュブリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノ ファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス 及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの</u> ）、うなぎ（ <u>アングイルラ属のもの</u> ）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）又 はらいぎよ（ <u>カンナ属のもの</u> ）のもの（生鮮のもの及び冷蔵したも のに限る。）	
0304.31		〔同左〕	
0304.39		ーその他の魚のフィレ（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	
0304.41		〔同左〕	
0304.46		〔新規〕	
		〔新規〕	
0304.49		〔同左〕 ーその他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	
0304.51	000	ーティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属 、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの）、こい（ <u>キュブリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリ ユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス及び ヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの</u> ）、うなぎ（ <u>ア ングイルラ属のもの</u> ）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及 びらいぎよ（ <u>カンナ属のもの</u> ）	
		KG	

0304.52	}	[略]
0304.55		
<u>0304.56</u>	000	ーさめ
<u>0304.57</u>	000	ーえい (がんぎえい科のもの)
0304.59		[略] ー魚のフィレ (ティラピア (オレオクロミス属のもの)、なまず (パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの)、こい (クテノファリユンゴドン・イデルルス、 <u>ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルプス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの</u> )、うなぎ (アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ (ラテス・ニロティクス) 又はらいぎよ (カンナ属のもの) のもの (冷凍したものに限る。)
0304.61		
	}	[略]
0304.69		[略]
0304.71		
	}	[略]
0304.79		ーその他の魚のフィレ (冷凍したものに限る。)
0304.81		
	}	[略]
0304.87		
<u>0304.88</u>	000	ーさめ及びえい (がんぎえい科のもの)
0304.89		ーその他のもの [削除]
	200	ーぶり (セリオラ属のもの)
	900	ーその他のもの ーその他のもの (冷凍したものに限る。)

0304.52	}	[同左]	
0304.55			
		[新規]	KG
		[新規]	KG
0304.59		[同左] ー魚のフィレ (ティラピア (オレオクロミス属のもの)、なまず (パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの)、こい (キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、 <u>ミュロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの</u> )、うなぎ (アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ (ラテス・ニロティクス) 又はらいぎよ (カンナ属のもの) のもの (冷凍したものに限る。)	
0304.61			
	}	[同左]	
0304.69		[同左]	
0304.71			
	}	[同左]	
0304.79		ーその他の魚のフィレ (冷凍したものに限る。)	
0304.81			
	}	[同左]	
0304.87			
		[新規]	KG
0304.89		ーその他のもの	
	<u>100</u>	ーさめ	KG
	200	ーぶり (セリオラ属のもの)	KG
	900	ーその他のもの ーその他のもの (冷凍したものに限る。)	KG

0304.91	[略]
0304.92	[略]
0304.93 000	ーティラピア (オレオクロミス属のもの)、なまず (パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの)、こい (クテノファリユンゴドン・イデルルス、 <u>ミュロファリユンゴドン・ピケウス</u> 、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルプス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの)、うなぎ (アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ (ラテス・ニロティクス) 及びらいぎよ (カンナ属のもの)
0304.94	[略]
0304.95	[略]
<u>0304.96</u> 000	ーさめ
<u>0304.97</u> 000	ーえい (がんぎえい科のもの)
0304.99	[略]
03.05	魚 (乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。)、くん製した魚 (くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。) 並びに魚の粉、ミール及びペレット (食用に適するものに限る。)
0305.10	[略]
0305.20	[略]
	ー魚のフィレ (乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、くん製したものを除く。)
0305.31 000	ーティラピア (オレオクロミス属のもの)、なまず (パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの)、こい (クテノファリユンゴドン・イデルルス、 <u>ミュロファリユンゴドン・ピケウス</u> 、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルプス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの)、うなぎ (アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ (ラテス・ニロティクス) 及びらいぎよ (カンナ属のもの)
0305.32	[略]

KG

KG

KG

KG

0304.91	[同左]
0304.92	[同左]
0304.93 000	ーティラピア (オレオクロミス属のもの)、なまず (パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの)、こい (キュプリヌス・カルビオ、 <u>カラシウス・カラシウス</u> 、クテノファリユンゴドン・イデルルス、 <u>ミュロファリユンゴドン・ピケウス</u> 及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの)、うなぎ (アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ (ラテス・ニロティクス) 及びらいぎよ (カンナ属のもの)
0304.94	[同左]
0304.95	[同左]
	[新規]
	[新規]
0304.99	[同左]
03.05	魚 (乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。)、くん製した魚 (くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。) 並びに魚の粉、ミール及びペレット (食用に適するものに限る。)
0305.10	[同左]
0305.20	[同左]
	ー魚のフィレ (乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、くん製したものを除く。)
0305.31 000	ーティラピア (オレオクロミス属のもの)、なまず (パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの)、こい (キュプリヌス・カルビオ、 <u>カラシウス・カラシウス</u> 、クテノファリユンゴドン・イデルルス、 <u>ミュロファリユンゴドン・ピケウス</u> 及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの)、うなぎ (アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ (ラテス・ニロティクス) 及びらいぎよ (カンナ属のもの)
0305.32	[同左]

KG

KG

0305.39		[略] ーくん製した魚（フィレを含み、食用の魚のくず肉を除く。）
0305.41		[略]
0305.43		
0305.44	000	ーティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（ <u>クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルプス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの</u> ）、うなぎ（ <u>アングイルラ属のもの</u> ）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎよ（ <u>カンナ属のもの</u> ）
0305.49		[略] ー乾燥した魚（食用の魚のくず肉を除き、塩蔵してあるかないかを問わないものとし、くん製したものを除く。）
0305.51		[略]
<u>0305.52</u>	000	ーティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（ <u>クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルプス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの</u> ）、うなぎ（ <u>アングイルラ属のもの</u> ）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎよ（ <u>カンナ属のもの</u> ）
<u>0305.53</u>	000	ーさいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの（ <u>コード（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）を除く。</u> ）
<u>0305.54</u>	000	ーにしん（ <u>クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ</u> ）、かたくちいわし（ <u>エングラウリス属のもの</u> ）、いわし（ <u>スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属</u>

KG

KG

KG

0305.39		[同左] ーくん製した魚（フィレを含み、食用の魚のくず肉を除く。）
0305.41		[同左]
0305.43		
0305.44	000	ーティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（ <u>キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの</u> ）、うなぎ（ <u>アングイルラ属のもの</u> ）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎよ（ <u>カンナ属のもの</u> ）
0305.49		[同左] ー乾燥した魚（食用の魚のくず肉を除き、塩蔵してあるかないかを問わないものとし、くん製したものを除く。）
0305.51		[同左] [新規]
		[新規]
		[新規]

KG

		又はサルディネルラ属のもの)、さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤボニクス)、ぐるくま(ラストレルリゲル属のもの)、さわら(スコムベロモルス属のもの)、まあじ(トラクルス属のもの)、ぎんがめあじ(カラックス属のもの)、すぎ(ラキュセントロン・カナドゥム)、まながつお(パムプス属のもの)、さんま(コロラビス・サイラ)、むろあじ(デカプテルス属のもの)、からふとししやも(マルロトゥス・ヴィルロス)、めかじき(クスイフィアス・グラディウス)、すま(エウティヌス・アフィニス)、はがつお(サルダ属のもの)及びかじき(まかじき科のもの)	
0305.59	[略]		
		一塩蔵した魚(乾燥し又はくん製したものを除く。)及び塩水漬けた魚(食用の魚のくず肉を除く。)	
0305.61	[略]		
0305.63	[略]		
0305.64 000	ーティラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(バンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの)、こい(クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルプス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの)、うなぎ(アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)及びらいぎよ(カンナ属のもの)		
0305.69	[略]		
	[略]		
0305.71	[略]		
0305.79	[略]		
03.06		甲殻類(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。)、くん製した甲殻類(殻を除いてあるかないか又はくん製	

KG

KG

0305.59	[同左]		
		一塩蔵した魚(乾燥し又はくん製したものを除く。)及び塩水漬けた魚(食用の魚のくず肉を除く。)	
0305.61	[同左]		
0305.63	[同左]		
0305.64 000	ーティラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(バンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの)、こい(キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの)、うなぎ(アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)及びらいぎよ(カンナ属のもの)		
0305.69	[同左]		
	[同左]		
0305.71	[同左]		
0305.79	[同左]		
03.06		甲殻類(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。)、くん製した甲殻類(殻を除いてあるかないか又はくん製	

KG

		する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類(冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものであるかないかを問わない。)並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)	
		ー冷凍したもの	
0306.11	000	ーいせえびその他のいせえび科のえび(パリスルス属、パヌリスルス属又はヤスス属のもの)	KG
0306.12	000	ーロブスター(ホマルス属のもの)	KG
0306.14	000	ーかに	KG
0306.15	000	ーノルウェーロブスター(ネフロプス・ノルヴェギクス)	KG
0306.16	000	ーコールドウォーターシュリンプ及びコールドウォーターブロン(クランゴン・クランゴン及びパンダルス属のもの)	KG
0306.17	000	ーその他のシュリンプ及びブロン	KG
0306.19	000	ーその他のもの(甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。))を含む。)	KG
		ー生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	
0306.31	000	ーいせえびその他のいせえび科のえび(パリスルス属、パヌリスルス属	

		する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類(冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものであるかないかを問わない。)並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)	
		ー冷凍したもの	
0306.11		ーいせえびその他のいせえび科のえび(パリスルス属、パヌリスルス属又はヤスス属のもの)	KG
	100	ーくん製したもの	KG
	900	ーその他のもの	KG
0306.12		ーロブスター(ホマルス属のもの)	KG
	100	ーくん製したもの	KG
	900	ーその他のもの	KG
0306.14		ーかに	KG
	100	ーくん製したもの	KG
	900	ーその他のもの	KG
0306.15		ーノルウェーロブスター(ネフロプス・ノルヴェギクス)	KG
	100	ーくん製したもの	KG
	900	ーその他のもの	KG
0306.16		ーコールドウォーターシュリンプ及びコールドウォーターブロン(クランゴン・クランゴン及びパンダルス属のもの)	KG
	100	ーくん製したもの	KG
	900	ーその他のもの	KG
0306.17		ーその他のシュリンプ及びブロン	KG
	100	ーくん製したもの	KG
	900	ーその他のもの	KG
0306.19		ーその他のもの(甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。))を含む。)	KG
	100	ーくん製したもの	KG
	900	ーその他のもの	KG
		ー冷凍してないもの	
0306.21		ーいせえびその他のいせえび科のえび(パリスルス属、パヌリスルス属	

		<u>又はヤスス属のもの)</u>	
0306.32	000	<u>---ロブスター (ホマルス属のもの)</u>	
0306.33	000	<u>---かに</u>	
0306.34	000	<u>---ノルウェーロブスター (ネフロプス・ノルヴェギクス)</u>	
0306.35	000	<u>---コールドウォーターシュリンプ及びコールドウォーターブローン (</u> <u>クランゴン・クランゴン及びパンダルス属のもの)</u>	
0306.36	000	<u>---その他のシュリンプ及びブローン</u>	
0306.39	000	<u>---その他のもの (甲殻類の粉、ミール及びペレット (食用に適するも</u> <u>のに限る。))を含む。)</u>	
		<u>---その他のもの</u>	
0306.91		<u>---いせえびその他のいせえび科のえび (パリヌルス属、パヌリルス属</u> <u>又はヤスス属のもの)</u>	
	010	<u>---くん製したもの</u>	
	090	<u>---その他のもの</u>	
0306.92		<u>---ロブスター (ホマルス属のもの)</u>	
	010	<u>---くん製したもの</u>	
	090	<u>---その他のもの</u>	
0306.93		<u>---かに</u>	
	010	<u>---くん製したもの</u>	
	090	<u>---その他のもの</u>	
0306.94		<u>---ノルウェーロブスター (ネフロプス・ノルヴェギクス)</u>	
	010	<u>---くん製したもの</u>	
	090	<u>---その他のもの</u>	
0306.95		<u>---シュリンプ及びブローン</u>	
	010	<u>---くん製したもの</u>	
	090	<u>---その他のもの</u>	
0306.99		<u>---その他のもの (甲殻類の粉、ミール及びペレット (食用に適するも</u> <u>のに限る。))を含む。)</u>	
	010	<u>---くん製したもの</u>	
	090	<u>---その他のもの</u>	
03.07		軟体動物 (生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、 塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないか	

		<u>又はヤスス属のもの)</u>		
	KG			
	KG	<u>---くん製したもの</u>	100	KG
	KG	<u>---その他のもの</u>	900	KG
0306.22		<u>---ロブスター (ホマルス属のもの)</u>		
	KG	<u>---くん製したもの</u>	100	KG
	KG	<u>---その他のもの</u>	900	KG
0306.24		<u>---かに</u>		
	KG	<u>---くん製したもの</u>	100	KG
	KG	<u>---その他のもの</u>	900	KG
0306.25		<u>---ノルウェーロブスター (ネフロプス・ノルヴェギクス)</u>		
	KG	<u>---くん製したもの</u>	100	KG
	KG	<u>---その他のもの</u>	900	KG
0306.26		<u>---コールドウォーターシュリンプ及びコールドウォーターブローン (</u> <u>クランゴン・クランゴン及びパンダルス属のもの)</u>		
	KG	<u>---くん製したもの</u>	100	KG
	KG	<u>---その他のもの</u>	900	KG
0306.27		<u>---その他のシュリンプ及びブローン</u>		
	KG	<u>---くん製したもの</u>	100	KG
	KG	<u>---その他のもの</u>	900	KG
0306.29		<u>---その他のもの (甲殻類の粉、ミール及びペレット (食用に適するも</u> <u>のに限る。))を含む。)</u>		
	KG	<u>---くん製したもの</u>	100	KG
	KG	<u>---その他のもの</u>	900	KG
	KG			
03.07		軟体動物 (生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、 塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないか		

		を問わない。) 、くん製した軟体動物 (殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。) 並びに軟体動物の粉、ミール及びペレット (食用に適するものに限る。)	
0307.11		ーかき [略]	
<u>0307.12</u>	000	ー冷凍したもの	KG
0307.19		[略] ースキヤロップ (ペクテン属、クラミユス属又はプラコペクテン属のもの。いたや貝を含む。)	
0307.21		[略]	
<u>0307.22</u>	000	ー冷凍したもの	KG
0307.29		[略] ーい貝 (ミュティルス属又はペルナ属のもの)	
0307.31		[略]	
<u>0307.32</u>	000	ー冷凍したもの	KG
0307.39		[略] ーいか	
<u>0307.42</u>	000	ー生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	KG
<u>0307.43</u>	000	ー冷凍したもの	KG
0307.49		ーその他のもの [削除] 200 ーくん製したもの 900 ーその他のもの ーたこ (オクトプス属のもの)	KG KG
0307.51		[略]	
<u>0307.52</u>	000	ー冷凍したもの	KG
0307.59		[略]	
0307.60		[略] ークラム、コックル及びアーケシェル (ふねがい科、アイスランドがい	

		を問わない。) 、くん製した軟体動物 (殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。) 並びに軟体動物の粉、ミール及びペレット (食用に適するものに限る。)	
0307.11		ーかき [同左]	
		[新規]	
0307.19		[同左] ースキヤロップ (ペクテン属、クラミユス属又はプラコペクテン属のもの。いたや貝を含む。)	
0307.21		[同左]	
		[新規]	
0307.29		[同左] ーい貝 (ミュティルス属又はペルナ属のもの)	
0307.31		[同左]	
		[新規]	
0307.39		[同左] ーいか (セビア・オフィキナリス、ロシア・マクロソマ及びセビオラ属、オムマストリフェス属、ロリゴ属、ノトダルス属又はセビオティウチス属のもの)	
<u>0307.41</u>	000	ー生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	KG
		[新規]	
0307.49		ーその他のもの <u>100</u> ー冷凍したもの	KG
	200	ーくん製したもの	KG
	900	ーその他のもの ーたこ (オクトプス属のもの)	KG
0307.51		[同左]	
		[新規]	
0307.59		[同左]	
0307.60		[同左] ークラム、コックル及びアーケシェル (ふねがい科、アイスランドがい	

		科、ざるがい科、ふじのはながい科、きぬまといがい科、ばかがい科、ちどりますおがい科、おおのがい科、あさじがい科、きぬたあげまきがい科、まてがい科、しやこがい科又はまるすだれがい科のもの)	
0307.71		[略]	
<u>0307.72</u>	000	―冷凍したもの	KG
0307.79		[略]	
		―あわび(ハリオティス属のもの)及びそでぼら(ストロムプス属のもの)	
0307.81	000	―あわび(ハリオティス属のもの)(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	KG
<u>0307.82</u>	000	―そでぼら(ストロムプス属のもの)(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	KG
<u>0307.83</u>	000	―あわび(ハリオティス属のもの)(冷凍したものに限る。)	KG
<u>0307.84</u>	000	―そでぼら(ストロムプス属のもの)(冷凍したものに限る。)	KG
<u>0307.87</u>		―その他のあわび(ハリオティス属のもの)	
	010	――くん製したもの	KG
	090	――その他のもの	KG
<u>0307.88</u>		―その他のそでぼら(ストロムプス属のもの)	
	010	――くん製したもの	KG
	090	――その他のもの	KG
		[削除]	
		―その他のもの(軟体動物の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)を含む。)	
0307.91		―生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	
		[削除]	
	300	――スキャロップ(いたやがい科のもの。ペクテン属、クラミュス属又はプラコペクテン属のもの及びいたや貝を除く。)	KG
	900	――その他のもの	KG

		科、ざるがい科、ふじのはながい科、きぬまといがい科、ばかがい科、ちどりますおがい科、おおのがい科、あさじがい科、きぬたあげまきがい科、まてがい科、しやこがい科又はまるすだれがい科のもの)	
0307.71		[同左]	
		[新規]	
0307.79		[同左]	
		―あわび(ハリオティス属のもの)	
0307.81	000	―生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	KG
		[新規]	
<u>0307.89</u>		―その他のもの	
	100	――くん製したもの	KG
	900	――その他のもの	KG
		―その他のもの(軟体動物の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)を含む。)	
0307.91		―生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	
	<u>100</u>	――いか(セビア・オフィキナリス、ロシア・マクロソマ及びセピオラ属、オムマストリフェス属、ロリゴ属、ノトダルス属又はセピオティウチス属のものを除く。)	KG
	300	――スキャロップ(いたやがい科のもの。ペクテン属、クラミュス属又はプラコペクテン属のもの及びいたや貝を除く。)	KG
	900	――その他のもの	KG

<u>0307.92</u>	---冷凍したもの
010	---スキャロップ（いたやがい科のもの。ペクテン属、クラミュス属 又はブラコペクテン属のもの及びいたや貝を除く。）
090	---その他のもの
0307.99	---その他のもの 〔削除〕
	---くん製したもの
210	----貝柱
290	----その他のもの
900	---その他のもの
03.08	水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）、くん製した水棲無脊椎動物（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、食用に適するものに限る。）
	---なまこ（スティコプス・ヤボニクス及びなまこ綱のもの）
0308.11	〔略〕
<u>0308.12</u>	000 ---冷凍したもの
0308.19	〔略〕 ---うに（パラケントロトウス・リヴィドウス、ロクセキヌス・アルプス、 <u>エキヌス・エスクレントウス</u> 及びストロンギュロケントロトウス属のもの）
0308.21	〔略〕
<u>0308.22</u>	000 ---冷凍したもの

KG

KG

KG

KG

KG

KG

KG

	〔新規〕	
0307.99	---その他のもの ---冷凍したもの	
<u>110</u>	----いか（セビア・オフィキナリス、ロシア・マクロソマ及びセピオラ属、オムマストリフェス属、ロリゴ属、ノトダルス属又はセピオティウチス属のものを除く。）	KG
<u>120</u>	----スキャロップ（いたやがい科のもの。ペクテン属、クラミュス属又はブラコペクテン属のもの及びいたや貝を除く。）	KG
<u>190</u>	----その他のもの	KG
	---くん製したもの	
210	----貝柱	KG
290	----その他のもの	KG
900	---その他のもの	KG
03.08	水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）、くん製した水棲無脊椎動物（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、食用に適するものに限る。）	
	---なまこ（スティコプス・ヤボニクス及びなまこ綱のもの）	
0308.11	〔同左〕	
	〔新規〕	
0308.19	〔同左〕 ---うに（パラケントロトウス・リヴィドウス、ロクセキヌス・アルプス、 <u>エキヌス・エスクレントウス</u> 及びストロンギュロケントロトウス属のもの）	
0308.21	〔同左〕	
	〔新規〕	

0308.29	[略]			0308.29	[同左]		
0308.30	[略]			0308.30	[同左]		
0308.90	[略]			0308.90	[同左]		
<p>第4類 酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品</p> <p>注</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) [略]</p> <p>(b) <u>一以上のミルクの天然の組成分（例えば、酪酸グリセリド）を他の物質（例えば、オレイン酸グリセリド）で置き換えることによつてミルクから得た物品（第19.01項及び第21.06項参照）</u></p> <p>(c) [略]</p> <p>号注</p> <p>[略]</p>				<p>第4類 酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品</p> <p>注</p> <p>1～3 [同左]</p> <p>4 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) [同左]</p> <p>[新規]</p> <p>(b) [同左]</p> <p>号注</p> <p>[同左]</p>			
[略]				[同左]			
<p>第5類 動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）</p> <p>注</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 <u>この表において「馬毛」とは、馬類の動物又は牛のたてがみ及び尾毛をいう。第05.11項には、馬毛及びそのくず（支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。）を含む。</u></p>				<p>第5類 動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）</p> <p>注</p> <p>1～3 [同左]</p> <p>4 <u>この表において「馬毛」とは、馬類の動物又は牛のたてがみ及び尾毛をいう。</u></p>			
[略]				[同左]			
08.01	[略]			08.01	[同左]		
08.04				08.04			
08.05	かんきつ類の果実（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）			08.05	かんきつ類の果実（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）		
0805.10	[略]			0805.10	[同左]		
	<u>マンダリン、タンジェリン及びびうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種</u>			<u>0805.20</u>	<u>マンダリン、タンジェリン及びびうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種</u>		
<u>0805.21</u>	<u>マンダリン、タンジェリン及びびうんしゅうみかん</u>		KG				KG
<u>0805.22</u>	<u>クレメンタイン</u>		KG				
<u>0805.29</u>	<u>その他のもの</u>		KG				

0805.40				0805.40			
}	[略]			}	[同左]		
0805.90				0805.90			
08.06				08.06			
}	[略]			}	[同左]		
08.14				08.14			
[略]				[同左]			
12.01				12.01			
}	[略]			}	[同左]		
12.10				12.10			
12.11	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び冷蔵し、 <u>冷凍し又は乾燥したもの</u> に限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）			12.11	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥した <u>もの</u> に限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）		
1211.20				1211.20			
}	[略]			}	[同左]		
1211.40				1211.40			
<u>1211.50</u> 000	—麻黄		KG		[新規]		
1211.90	[略]			1211.90	[同左]		
12.12				12.12			
}	[略]			}	[同左]		
12.14				12.14			
[略]				[同左]			
13.01	[略]			13.01	[同左]		
13.02	植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシクナー（変性させてあるかないかを問わない。） —植物性の液汁及びエキス			13.02	植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシクナー（変性させてあるかないかを問わない。） —植物性の液汁及びエキス		
1302.11				1302.11			
}	[略]			}	[同左]		
1302.13				1302.13			
<u>1302.14</u> 000	—麻黄のもの		KG		[新規]		

1302.19	[略]			1302.19	[同左]		
1302.20				1302.20			
}	[略]			}	[同左]		
1302.39				1302.39			
[略]				[同左]			
<p>[略]</p> <p>第16類 肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品</p> <p>注</p> <p>[略]</p> <p>号注</p> <p>1 第1602.10号において「均質調製品」とは、微細に均質化した肉、くず肉又は血から成る乳幼児用又は食餌療法の調製品（小売用のもので正味重量が250グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の肉又はくず肉の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。同号は、第16.02項の他のいかなる号にも優先する。</p> <p>2 [略]</p>				<p>[同左]</p> <p>第16類 肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品</p> <p>注</p> <p>[同左]</p> <p>号注</p> <p>1 第1602.10号において「均質調製品」とは、微細に均質化した肉、くず肉又は血から成る乳児食用又は食餌療法の調製品（小売用のもので正味重量が250グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の肉又はくず肉の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。同号は、第16.02項の他のいかなる号にも優先する。</p> <p>2 [同左]</p>			
16.01				16.01			
}	[略]			}	[同左]		
16.03				16.03			
16.04	魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物			16.04	魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物		
	一魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。）				一魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。）		
1604.11				1604.11			
}	[略]			}	[同左]		
1604.17				1604.17			
<u>1604.18</u>	000 一ふかひれ		KG		[新規]		
1604.19	[略]			1604.19	[同左]		
1604.20				1604.20			
}	[略]			}	[同左]		
1604.32				1604.32			

16.05		[略]			16.05		[同左]		
[略]					[同左]				
17.01		[略]			17.01		[同左]		
17.03		[略]			17.03		[同左]		
17.04		砂糖菓子（ホワイトチョコレートを含むものとし、ココアを含有しないものに限る。）			17.04		砂糖菓子（ホワイトチョコレートを含むものとし、ココアを含有しないものに限る。）		
1704.10		[略]			1704.10		[同左]		
1704.90		－その他のもの			1704.90		－その他のもの		
	100	－キャンデー類		KG		100	－キャンデー類		KG
	<u>200</u>	－ホワイトチョコレート		<u>KG</u>			[新規]		
	900	－その他のもの		KG		900	－その他のもの		KG
[略]					[同左]				
19.01		麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の40%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）及び第04.01項から第04.04項までの物品の調製食品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の5%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）			19.01		麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の40%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）及び第04.01項から第04.04項までの物品の調製食品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の5%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）		
1901.10	000	－乳幼児用の調製品（小売用にしたものに限る。）		KG	1901.10	000	－ <u>育児食用</u> の調製品（小売用にしたものに限る。）		KG
1901.20		[略]			1901.20		[同左]		
1901.90		[略]			1901.90		[同左]		
19.02		[略]			19.02		[同左]		
19.03		[略]			19.03		[同左]		
19.04		穀物又は穀物産物を膨張させて又はいつて得た調製食品（例えば、コーンフレーク）並びに粒状又はフレーク状の穀物（とうもろこしを除く。）及びその他の加工穀物（粉、ひき割り穀物及びミールを除く。）であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの（他の項に該当するものを除く。）			19.04		穀物又は穀物産物を膨張させて又はいつて得た調製食品（例えば、コーンフレーク）並びに粒状又はフレーク状の穀物（とうもろこしを除く。）及びその他の加工穀物（粉、ひき割り穀物及びミールを除く。）であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの（他の項に該当するものを除く。）		
1904.10		[略]			1904.10		[同左]		
		[略]					[同左]		

1904.30				1904.30			
<u>1904.90</u>	<u>—その他のもの</u>			<u>1904.90</u>	<u>000</u>	<u>—その他のもの</u>	<u>KG</u>
	010	<u>—米のもの</u>	<u>KG</u>				
	090	<u>—その他のもの</u>	<u>KG</u>				
19.05		[略]		19.05		[同左]	
第20類 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品				第20類 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品			
注				注			
[略]				[同左]			
号注				号注			
1 第2005.10号において「均質調製野菜」とは、微細に均質化した野菜から成る乳幼児用又は食餌療法の調製品（小売用のもので正味重量が250グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の野菜の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。同号は、第20.05項の他のいかなる号にも優先する。				1 第2005.10号において「均質調製野菜」とは、微細に均質化した野菜から成る育児食用又は食餌療法の調製品（小売用のもので正味重量が250グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の野菜の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。同号は、第20.05項の他のいかなる号にも優先する。			
2 第2007.10号において「均質調製果実」とは、微細に均質化した果実から成る乳幼児用又は食餌療法の調製品（小売用のもので正味重量が250グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の果実の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。同号は、第20.07項の他のいかなる号にも優先する。				2 第2007.10号において「均質調製果実」とは、微細に均質化した果実から成る育児食用又は食餌療法の調製品（小売用のもので正味重量が250グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の果実の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。同号は、第20.07項の他のいかなる号にも優先する。			
3 [略]				3 [同左]			
20.01		[略]		20.01		[同左]	
20.07				20.07			
20.08		果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。） —ナット、落花生その他の種（これらを相互に混合してあるかないかを問わない。）		20.08		果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。） —ナット、落花生その他の種（これらを相互に混合してあるかないかを問わない。）	
2008.11		[略]		2008.11		[同左]	
<u>2008.19</u>		<u>—その他のもの（混合したものを含む。）</u>		<u>2008.19</u>	<u>000</u>	<u>—その他のもの（混合したものを含む。）</u>	<u>KG</u>
	010	<u>—納豆</u>	<u>KG</u>				
	090	<u>—その他のもの</u>	<u>KG</u>				

2008.20			2008.20		
}	[略]		}	[同左]	
2008.80	—その他のもの（混合したもの（第2008.19号のものを除く。）を含む。）		2008.80	—その他のもの（混合したもの（第2008.19号のものを除く。）を含む。）	
2008.91			2008.91		
}	[略]		}	[同左]	
2008.97			2008.97		
<u>2008.99</u>	<u>—その他のもの</u>		<u>2008.99</u>	<u>—その他のもの</u>	<u>KG</u>
	010 — — 梅	<u>KG</u>			
	090 — — その他のもの	<u>KG</u>			
20.09	[略]		20.09	[同左]	
第21類 各種の調製食料品			第21類 各種の調製食料品		
注			注		
1及び2 [略]			1及び2 [同左]		
3 第21.04項において「均質混合調製食料品」とは、二以上の基礎的な構成成分（例えば、肉、魚、野菜、果実及びナット）から成る混合物を微細に均質化したものから成る乳幼児用又は食餌療法用の調製品（小売用のもので正味重量が250グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該混合物に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の構成成分の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。			3 第21.04項において「均質混合調製食料品」とは、二以上の基礎的な構成成分（例えば、肉、魚、野菜、果実及びナット）から成る混合物を微細に均質化したものから成る盲児食用又は食餌療法用の調製品（小売用のもので正味重量が250グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該混合物に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の構成成分の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。		
21.01	[略]		21.01	[同左]	
21.02	[略]		21.02	[同左]	
21.03	ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード		21.03	ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード	
2103.10			2103.10		
}	[略]		}	[同左]	
2103.30			2103.30		
2103.90	—その他のもの		2103.90	—その他のもの	
	100 — 味噌	<u>KG</u>		100 — 味噌	<u>KG</u>
	200 — インスタントカレーその他のカレー調製品	<u>KG</u>		200 — インスタントカレーその他のカレー調製品	<u>KG</u>
	<u>300</u> — ウスターソースその他これに類する物品	<u>KG</u>		[新規]	

	<u>400</u>	---マヨネーズ	KG			[新規]		
	<u>500</u>	---ドレッシングその他これに類する物品（マヨネーズを除く。）	KG			[新規]		
21.04	900	---その他のもの [略]	KG	900		---その他のもの [同左]		KG
21.05		[略]		21.05		[同左]		
21.06		調製食料品（他の項に該当するものを除く。）		21.06		調製食料品（他の項に該当するものを除く。）		
2106.10		[略]		2106.10		[同左]		
2106.90		---その他のもの		2106.90		---その他のもの		
	100	---焼きのり及び味つけのり	KG	100		---焼きのり及び味つけのり		KG
	<u>200</u>	---豆腐	KG			[新規]		
	900	---その他のもの	KG	900		---その他のもの		KG
[略]				[同左]				
22.01		[略]		22.01		[同左]		
22.02		水（飲水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第20.09項の果実又は野菜のジュースを除く。）		22.02		水（飲水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第20.09項の果実又は野菜のジュースを除く。）		
2202.10		[略]		2202.10		[同左]		
		---その他のもの		<u>2202.90</u>	<u>000</u>	---その他のもの		L
<u>2202.91</u>	<u>000</u>	---ノンアルコールビール	L					
<u>2202.99</u>		---その他のもの						
	<u>010</u>	---豆乳	L					
	<u>020</u>	---第09.02項の茶の成分を含有する飲料	L					
	<u>090</u>	---その他のもの	L					
22.03		[略]		22.03		[同左]		
22.04		ぶどう酒（強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限り。）及びぶどう搾汁（第20.09項のものを除く。）		22.04		ぶどう酒（強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限り。）及びぶどう搾汁（第20.09項のものを除く。）		
2204.10		[略]		2204.10		[同左]		
		---その他のぶどう酒及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの				---その他のぶどう酒及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの		
2204.21		[略]		2204.21		[同左]		
<u>2204.22</u>	<u>000</u>	---2リットルを超え10リットル以下の容器入りにしたもの	L			[新規]		
2204.29		[略]		2204.29		[同左]		

2204.30	[略]			2204.30	[同左]		
22.05	[略]			22.05	[同左]		
22.06				22.06			
2206.00	その他の発酵酒（例えば、りんご酒、 <u>梨酒、ミード及び清酒</u> ）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）			2206.00	その他の発酵酒（例えば、りんご酒、 <u>なし酒及びミード</u> ）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）		
200	－清酒		L	200	－清酒		L
900	－その他のもの		L	900	－その他のもの		L
22.07				22.07			
}	[略]			}	[同左]		
22.09				22.09			
[略]				[同左]			
第27類 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう				第27類 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう			
注				注			
[略]				[同左]			
号注				号注			
1～3 [略]				1～3 [同左]			
4 第2710.12号において「軽質油及びその調製品」とは、 <u>ISO 3405の方法（ASTM D 86の方法と同等の方法）</u> による温度210度における減失量加算留出容量が全容量の90%以上のものをいう。				4 第2710.12号において「軽質油及びその調製品」とは、 <u>ASTM D 86の方法</u> による温度210度における減失量加算留出容量が全容量の90%以上のものをいう。			
5 [略]				5 [同左]			
備考				備考			
[略]				[同左]			
27.01				27.01			
}	[略]			}	[同左]		
27.06				27.06			
27.07	高温コールタールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるもの			27.07	高温コールタールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるもの		
2707.10				2707.10			
}	[略]			}	[同左]		
2707.40				2707.40			

2707.50	000	—その他の芳香族炭化水素混合物で、 <u>I S O 3 4 0 5</u> の方法（ <u>A S T M D 8 6</u> の方法と同等の方法）による温度250度における減失量加算留出容量が全容量の65%以上のもの	KG	2707.50	000	—その他の芳香族炭化水素混合物で、 <u>A S T M D 8 6</u> の方法による温度250度における減失量加算留出容量が全容量の65%以上のもの	KG
		[略]				[同左]	
2707.91		[略]		2707.91		[同左]	
2707.99		[略]		2707.99		[同左]	
27.08				27.08			
}		[略]		}		[同左]	
27.15				27.15			
[略]				[同左]			
第28類 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物				第28類 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物			
注				注			
1～6 [略]				1～6 [同左]			
7 <u>第28.53</u> 項には、りん含有量が全重量の15%を超えるりん銅を含む。				7 <u>第28.48</u> 項には、りん含有量が全重量の15%を超えるりん銅を含む。			
8 [略]				8 [同左]			
号注				号注			
[略]				[同左]			
28.01		[略]		28.01		[同左]	
}		[略]		}		[同左]	
28.10				28.10			
28.11		その他の無機酸及び無機非金属酸化物		28.11		その他の無機酸及び無機非金属酸化物	
		—その他の無機酸				—その他の無機酸	
2811.11		[略]		2811.11		[同左]	
<u>2811.12</u>	000	—シアン化水素（シアン化水素酸）	KG	2811.11		[新規]	
<u>2811.19</u>	000	—その他のもの	KG	<u>2811.19</u>		—その他のもの	
					100	—シアン化水素	KG
					900	—その他のもの	KG
		[略]				[同左]	
2811.21				2811.21			
}		[略]		}		[同左]	

2811.29	[略]		2811.29	[同左]	
28.12	非金属のハロゲン化物及びハロゲン化酸化物		28.12	非金属のハロゲン化物及びハロゲン化酸化物	
	一塩化物及び塩化酸化物		2812.10	一塩化物及び塩化酸化物	
2812.11	000 一 二塩化カルボニル (ホスゲン)	KG	100	一 二塩化カルボニル (ホスゲン)	KG
2812.12	000 一 オキシ塩化りん	KG	200	一 オキシ塩化りん	KG
2812.13	000 一 三塩化りん	KG	300	一 三塩化りん	KG
2812.14	000 一 五塩化りん	KG	400	一 五塩化りん	KG
2812.15	000 一 一塩化硫黄	KG	500	一 一塩化硫黄	KG
2812.16	000 一 二塩化硫黄	KG	600	一 二塩化硫黄	KG
2812.17	000 一 塩化チオニル	KG	700	一 塩化チオニル	KG
2812.19	000 一 その他のもの	KG	900	一 その他のもの	KG
2812.90	[略]		2812.90	[同左]	
28.13	[略]		28.13	[同左]	
28.47	[削除]		28.47	[同左]	
			28.48		
			2848.00	000 りん化物 (化学的に単一であるかないかを問わないものとし、りん鉄を除く。)	KG
28.49	[略]		28.49	[同左]	
28.52			28.52		
28.53	りん化物 (化学的に単一であるかないかを問わないものとし、りん鉄を除く。)、その他の無機化合物 (蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む。)、液体空気 (希ガスを除いてあるかないかを問わない。)、圧搾空気及びアマルガム (貴金属のアマルガムを除く。)		28.53	その他の無機化合物 (蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む。)、液体空気 (希ガスを除いてあるかないかを問わない。)、圧搾空気及びアマルガム (貴金属のアマルガムを除く。)	
2853.10	000 一塩化シアン	KG	100	一塩化シアン	KG
2853.90	000 一その他のもの	KG	900	一その他のもの	KG
[略]			[同左]		
29.01	[略]		29.01	[同左]	
29.02	[略]		29.02	[同左]	

29.03	炭化水素のハロゲン化誘導体
	[略]
2903.11	[略]
2903.79	一飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素又はシクロテルペン炭化水素のハロゲン化誘導体
2903.81	[略]
2903.82	[略]
<u>2903.83</u> 000	<u>一マイレックス (ISO)</u>
2903.89	[略] 一芳香族炭化水素のハロゲン化誘導体
2903.91	[略]
2903.92	[略]
<u>2903.93</u> 000	<u>一ペンタクロロベンゼン (ISO)</u>
<u>2903.94</u> 000	<u>一ヘキサブロモビフェニル</u>
2903.99	[略]
29.04	炭化水素のスルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 (ハロゲン化してあるかないかを問わない。)
2904.10	[略]
2904.20	[略] <u>一ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩並びにペルフルオロオクタンスルホンフルオリド</u>
<u>2904.31</u> 000	<u>一ペルフルオロオクタンスルホン酸</u>
<u>2904.32</u> 000	<u>一ペルフルオロオクタンスルホン酸アンモニウム</u>
<u>2904.33</u> 000	<u>一ペルフルオロオクタンスルホン酸リチウム</u>
<u>2904.34</u> 000	<u>一ペルフルオロオクタンスルホン酸カリウム</u>
<u>2904.35</u> 000	<u>一その他のペルフルオロオクタンスルホン酸塩</u>
<u>2904.36</u> 000	<u>一ペルフルオロオクタンスルホンフルオリド</u> 一その他のもの
2904.91 000	一トリクロロニトロメタン (クロロピクリン)
2904.99 000	一その他のもの

29.03	炭化水素のハロゲン化誘導体	
	[同左]	
2903.11	[同左]	
2903.79	一飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素又はシクロテルペン炭化水素のハロゲン化誘導体	
2903.81	[同左]	
2903.82	[同左]	
	[新規]	KG
2903.89	[同左]	
2903.91	[同左]	
2903.92	[同左]	
	[新規]	KG
	[新規]	KG
2903.99	[同左]	
29.04	炭化水素のスルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 (ハロゲン化してあるかないかを問わない。)	
2904.10	[同左]	
2904.20	[同左]	
	[新規]	
	[新規]	
	[同左]	
2904.90	一その他のもの	
	一トリクロロニトロメタン (クロロピクリン)	100 KG
	一その他のもの	900 KG

29.05	[略]
29.09	[略]
29.10	三員環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキシフェノール及びエポキシエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
2910.10	[略]
2910.40	[略]
<u>2910.50</u> 000	<u>－エンドリン（ISO）</u>
2910.90	[略]
29.11	[略]
29.13	[略]
29.14	ケトン及びキノン（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
2914.11	[略]
2914.50	－キノン
2914.61	[略]
<u>2914.62</u> 000	<u>－コエンザイムQ10（ユビデカレノン（INN））</u>
2914.69	[略]
	<u>－ハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</u>
<u>2914.71</u> 000	<u>－クロルデコン（ISO）</u>
<u>2914.79</u> 000	<u>－その他のもの</u>
	[略]

29.05	[同左]
29.09	[同左]
29.10	三員環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキシフェノール及びエポキシエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
2910.10	[同左]
2910.40	[同左]
KG	[新規]
2910.90	[同左]
29.11	[同左]
29.13	[同左]
29.14	ケトン及びキノン（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
2914.11	[同左]
2914.50	－キノン
2914.61	[同左]
KG	[新規]
2914.69	[同左]
<u>2914.70</u> 000	<u>－ハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</u>
KG	[同左]
KG	[同左]

KG

29.15		
}	[略]	
29.17		
29.18	カルボン酸（他の酸素官能基を有するものに限る。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 ーアルコール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	
2918.11		
}	[略]	
2918.16		
<u>2918.17</u>	<u>000</u> ー 2・2ージフェニルー2ーヒドロキシ酢酸（ベンジル酸）	
2918.18	[略]	
2918.19	[略] [略]	
2918.21		
}	[略]	
2918.99		
	[略]	
29.19	[略]	
29.20	非金属のその他の無機酸のエステル（ハロゲン化水素酸エステルを除く。）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 [略]	
2920.11	[略]	
2920.19	[略] ー亜りん酸エステル及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
<u>2920.21</u>	<u>000</u> ー 亜りん酸ジメチル	
<u>2920.22</u>	<u>000</u> ー 亜りん酸ジエチル	
<u>2920.23</u>	<u>000</u> ー 亜りん酸トリメチル	

29.15		
}	[同左]	
29.17		
29.18	カルボン酸（他の酸素官能基を有するものに限る。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 ーアルコール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	
2918.11		
}	[同左]	
2918.16		
<u>2918.17</u>	<u>KG</u> [新規]	
2918.18	[同左]	
2918.19	[同左] [同左]	
2918.21		
}	[同左]	
2918.99		
	[同左]	
29.19	[同左]	
29.20	非金属のその他の無機酸のエステル（ハロゲン化水素酸エステルを除く。）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 [同左]	
2920.11	[同左]	
2920.19	[同左] [新規]	
<u>2920.21</u>	<u>KG</u>	
<u>2920.22</u>	<u>KG</u>	
<u>2920.23</u>	<u>KG</u>	

<u>2920.24</u>	<u>000</u>	ー亜りん酸トリエチル
<u>2920.29</u>	<u>000</u>	ーその他のもの
<u>2920.30</u>	<u>000</u>	ーエンドスルファン ( I S O )
<u>2920.90</u>	<u>000</u>	ーその他のもの
		[略]
29.21		アミン官能化合物 ー非環式モノアミン及びその誘導体並びにこれらの塩
		[略]
<u>2921.11</u>		[略]
<u>2921.12</u>	<u>000</u>	ー2ー ( N・Nージメチルアミノ ) エチルクロリド塩酸塩
<u>2921.13</u>	<u>000</u>	ー2ー ( N・Nージエチルアミノ ) エチルクロリド塩酸塩
<u>2921.14</u>	<u>000</u>	ー2ー ( N・Nージイソプロピルアミノ ) エチルクロリド塩酸塩
2921.19		[略]
		[略]
2921.21		[略]
2921.59		[略]
29.22		酸素官能のアミノ化合物 ーアミノアルコール (二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。) 並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩
2922.11		[略]
2922.12		[略]
		[削除]
2922.14		[略]
<u>2922.15</u>	<u>000</u>	ートリエタノールアミン
<u>2922.16</u>	<u>000</u>	ーペルフルオロオクタンスルホン酸ジエタノールアンモニウム

		KG			
		KG			
		KG		[新規]	
		KG	2920.90	ーその他のもの	
			<u>100</u>	ー亜りん酸トリメチル	KG
			<u>200</u>	ー亜りん酸トリエチル	KG
			<u>300</u>	ー亜りん酸ジメチル	KG
			<u>400</u>	ー亜りん酸ジエチル	KG
			<u>900</u>	ーその他のもの	KG
				[同左]	
29.21			29.21	アミン官能化合物 ー非環式モノアミン及びその誘導体並びにこれらの塩	
			2921.11	[同左]	
		KG		[新規]	
		KG		[新規]	
		KG		[新規]	
			2921.19	[同左]	
				[同左]	
			2921.21	[同左]	
			2921.59	[同左]	
29.22			29.22	酸素官能のアミノ化合物 ーアミノアルコール (二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。) 並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩	
			2922.11	[同左]	
			2922.12	[同左]	
			<u>2922.13</u>	ートリエタノールアミン及びその塩	
			<u>100</u>	ーートリエタノールアミン	KG
			<u>900</u>	ーーその他のもの	KG
			2922.14	[同左]	
		KG		[新規]	
		KG		[新規]	

<u>2922.17</u>	---メチルジエタノールアミン及びエチルジエタノールアミン			[新規]	
100	---メチルジエタノールアミン	KG			
200	---エチルジエタノールアミン	KG			
<u>2922.18</u> 000	---2-(N・N-ジイソプロピルアミノ)エタノール	KG		[新規]	
2922.19	---その他のもの		2922.19	---その他のもの	
	[削除]			<u>100</u>	---エチルジエタノールアミン
	[削除]			<u>200</u>	---メチルジエタノールアミン
<u>300</u>	---トリエタノールアミンの塩	KG		[新規]	
900	---その他のもの	KG	900	---その他のもの	KG
	[略]			[同左]	
2922.21			2922.21		
}	[略]		}	[同左]	
2922.50			2922.50		
29.23	第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノリピド（レシチンその他のホスホアミノリピドについては、化学的に単一であるかないかを問わない。）		29.23	第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノリピド（レシチンその他のホスホアミノリピドについては、化学的に単一であるかないかを問わない。）	
2923.10	[略]		2923.10	[同左]	
2923.20	[略]		2923.20	[同左]	
<u>2923.30</u> 000	---ペルフルオロオクタンスルホン酸テトラエチルアンモニウム	KG		[新規]	
<u>2923.40</u> 000	---ペルフルオロオクタンスルホン酸ジデシルジメチルアンモニウム	KG		[新規]	
2923.90	[略]		2923.90	[同左]	
29.24	カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物		29.24	カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物	
	[略]			[同左]	
2924.11			2924.11		
}	[略]		}	[同左]	
2924.19	---環式アミド（環式カルバマートを含む。）及びその誘導体並びにこれらの塩		2924.19	---環式アミド（環式カルバマートを含む。）及びその誘導体並びにこれらの塩	
2924.21			2924.21		
}	[略]		}	[同左]	
2924.24			2924.24		
<u>2924.25</u> 000	---アラクロール（ISO）	KG		[新規]	

2924.29	[略]
29.25	[略]
29.26	ニトリル官能化合物
2926.10	
}	[略]
2926.30	
<u>2926.40</u> 000	<u>－アルファーフェニルアセトアセトニトリル</u>
2926.90	[略]
29.27	
}	[略]
29.29	[略]
29.30	有機硫黄化合物
2930.20	
}	[略]
2930.40	[削除]
<u>2930.60</u> 000	<u>－2－(N・N－ジエチルアミノ)エタンチオール</u>
<u>2930.70</u> 000	<u>－ビス(2－ヒドロキシエチル)スルフィド(チオジグリコール(IN</u>
	<u>N))</u>
<u>2930.80</u> 000	<u>－アルジカルブ(I S O)、カプタホール(I S O)及びメタミドホス</u>
	<u>(I S O)</u>
2930.90	[略]
29.31	その他のオルガノインオルガニック化合物
2931.10	[略]
2931.20	[略]
	<u>－その他の有機りん誘導体</u>
<u>2931.31</u> 000	<u>－メチルホスホン酸ジメチル</u>
<u>2931.32</u> 000	<u>－プロピルホスホン酸ジメチル</u>
<u>2931.33</u> 000	<u>－エチルホスホン酸ジエチル</u>
<u>2931.34</u> 000	<u>－メチルホスホン酸3－(トリヒドロキシシリル)プロピルナトリウ</u>
	<u>ム</u>

2924.29	[同左]	
29.25	[同左]	
29.26	ニトリル官能化合物	
2926.10		
}	[同左]	
2926.30		
KG	[新規]	
2926.90	[同左]	
29.27		
}	[同左]	
29.29	[同左]	
29.30	有機硫黄化合物	
2930.20		
}	[同左]	
2930.40		
<u>2930.50</u> 000	<u>－カプタホール(I S O)及びメタミドホス(I S O)</u>	KG
KG	[新規]	
KG	[新規]	
KG	[新規]	
2930.90	[同左]	
29.31	その他のオルガノインオルガニック化合物	
2931.10	[同左]	
2931.20	[同左]	
	[新規]	
KG		

<u>2931.35</u>	000	ー 2・4・6ートリプロピルー1・3・5・2・4・6ートリオキサ トリホスホン酸 2・4・6ートリオキシド
<u>2931.36</u>	000	ー (5ーエチルー2ーメチルー2ーオキシドー1・3・2ージオキサ ホスフィナンー5ーイル) メチルメチルメチルホスホネート
<u>2931.37</u>	000	ー ビス [ (5ーエチルー2ーメチルー2ーオキシドー1・3・2ージ オキサホスフィナンー5ーイル) メチル ] メチルホスホネート
<u>2931.38</u>	000	ー メチルホスホン酸と (アミノイミノメチル) 尿素との 1 : 1 の割合 の塩
<u>2931.39</u>	000	ー その他のもの
2931.90		[略]
29.32		複素環式化合物 (ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。) ー 非縮合フラン環 (水素添加してあるかないかを問わない。) を有する 化合物
2932.11		[略]
>		[略]
2932.13		[略]
<u>2932.14</u>	000	ー スクラロース
2932.19		[略]
2932.20		[略]
>		[略]
2932.99		[略]
29.33		複素環式化合物 (ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。) [略]
2933.11		[略]
>		[略]
2933.79		ー その他のもの
2933.91		[略]
<u>2933.92</u>	000	ー アジンホスメチル (ISO)
2933.99		[略]
29.34		[略]
29.35		スルホンアミド

		KG		
	2931.90		[同左]	
29.32	29.32		複素環式化合物 (ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。) ー 非縮合フラン環 (水素添加してあるかないかを問わない。) を有する 化合物	
	2932.11		[同左]	
	>		[同左]	
	2932.13		[同左]	
		KG	[新規]	
	2932.19		[同左]	
	2932.20		[同左]	
	>		[同左]	
	2932.99		[同左]	
29.33	29.33		複素環式化合物 (ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。) [同左]	
	2933.11		[同左]	
	>		[同左]	
	2933.79		ー その他のもの	
	2933.91		[同左]	
		KG	[新規]	
	2933.99		[同左]	
	29.34		[同左]	
	<u>29.35</u>			

2935.10	000	— <u>N—メチルペルフルオロオクタンスルホンアミド</u>
2935.20	000	— <u>N—エチルペルフルオロオクタンスルホンアミド</u>
2935.30	000	— <u>N—エチル—N—(2—ヒドロキシエチル)ペルフルオロオクタンスルホンアミド</u>
2935.40	000	— <u>N—(2—ヒドロキシエチル)—N—メチルペルフルオロオクタンスルホンアミド</u>
2935.50	000	— <u>その他のペルフルオロオクタンスルホンアミド</u>
2935.90	000	— <u>その他のもの</u> [略]
29.36		[略]
29.37		[略] 第12節 <u>グリコシド及びアルカロイド</u> (天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。)並びにこれらの塩、エーテル、エステルその他の誘導体
29.38		[略]
29.39		<u>アルカロイド</u> (天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。)及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体 [略]
2939.11		[略]
2939.69		— <u>その他のもの(植物由来のものに限る。)</u>
2939.71	000	— <u>ココイン、エクゴニン、レボメタンフェタミン、メタンフェタミン(I NN)及びメタンフェタミンラセメート並びにこれらの塩、エステル及びその他の誘導体</u>
2939.79	000	— <u>その他のもの</u>
2939.80	000	— <u>その他のもの</u> [略]
29.40		[略]
29.42		[略]

第30類 医療用品

KG	2935.00	000	<u>スルホンアミド</u>	KG
KG				
			[同左]	
	29.36		[同左]	
	29.37		[同左] 第12節 <u>グリコシド及び植物アルカロイド</u> (天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。)並びにこれらの塩、エーテル、エステルその他の誘導体	
	29.38		[同左]	
	29.39		<u>植物アルカロイド</u> (天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。)及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体 [同左]	
	2939.11		[同左]	
	2939.69		— <u>その他のもの</u>	
KG	2939.91	000	— <u>ココイン、エクゴニン、レボメタンフェタミン、メタンフェタミン(I NN)及びメタンフェタミンラセメート並びにこれらの塩、エステル及びその他の誘導体</u>	KG
KG	2939.99	000	— <u>その他のもの</u>	KG
KG			[新規] [同左]	
	29.40		[同左]	
	29.42		[同左]	

第30類 医療用品

注  
 1 この類には、次の物品を含まない。  
 (a) 食餌療法用の食料、強化食料、食餌補助剤、強壯飲料、鉱水その他の飲食物（静脈注射用の栄養剤を除く。）（第4部参照）  
 (b)～(h) [略]  
 2～4 [略]

号注

1 第3002.13号及び第3002.14号においては、次に定めるところによる。  
 (a) 「混合してないもの」とは、純粋な物品（不純物を含有するかしないかを問わない。）をいう。  
 (b) 「混合したもの」とは、次の物品をいう。  
 (1) (a)の物品を水又は水以外の溶媒に溶かしたもの  
 (2) (a)又は(b)(1)の物品で、保存又は輸送のために必要な安定剤を加えたもの  
 (3) (a)、(b)(1)又は(b)(2)の物品で、その他の添加剤を混合したもの  
2 第3003.60号及び第3004.60号には、経口摂取のためにその他の医薬品有効成分と結合させたアルテミシニン（INN）又は次のいずれかの有効成分（その他の医薬品有効成分と結合してあるかないかを問わない。）を含有する医薬品を含む。  
アモジアキン（INN）、アルテリン酸及びその塩、アルテニモル（INN）、アルテモチル（INN）、アルテメテル（INN）、アルテスナート（INN）、クロロキン（INN）、ジヒドロアルテミシニン（INN）、ルメファントリン（INN）、メフロキン（INN）、ピペラキン（INN）、ピリメタミン（INN）並びにスルファドキシニ（INN）

30.01	[略]	
30.02	人血、治療用、予防用又は診断用に調製した動物の血、免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品（変性したものであるかないか又は生物工学的方法により得たものであるかないかを問わない。）並びにワクチン、毒素、培養微生物（酵母を除く。）その他これらに類する物品 <u>－免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品（変性したものであるかないか又は生物工学的方法により得たものであるかないかを問わない。）</u> <u>）</u>	
<u>3002.11</u>	<u>000</u> ーマラリア診断試験キット	KG
<u>3002.12</u>	<u>000</u> ー免疫血清その他の血液分画物	KG
<u>3002.13</u>	<u>000</u> ー免疫産品（混合してないもので、投与量にしてなく、かつ、小売用	

注  
 1 この類には、次の物品を含まない。  
 (a) 食餌療法用の食料、強化食料、食餌補助剤、強壯飲料、鉱水その他の飲食物（静脈注射用の栄養剤を除く。）（第4部参照）  
 (b)～(h) [同左]  
 2～4 [同左]

[新規]

30.01	[同左]	
30.02	人血、治療用、予防用又は診断用に調製した動物の血、免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品（変性したものであるかないか又は生物工学的方法により得たものであるかないかを問わない。）並びにワクチン、毒素、培養微生物（酵母を除く。）その他これらに類する物品 <u>3002.10</u> <u>000</u> ー免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品（変性したものであるかないか又は生物工学的方法により得たものであるかないかを問わない。） <u>）</u>	
		KG

		<u>の形状又は包装にしてないものに限る。)</u>
3002.14	000	ー免疫産品（混合したもので、 <u>投与量にしてなく、かつ、小売用の形状又は包装にしてないものに限る。)</u>
3002.15	000	ー免疫産品（ <u>投与量にしたもの又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限る。)</u>
3002.19	000	ー <u>その他のもの</u>
3002.20		[略]
3002.90		[略]
30.03		医薬品（治療用又は予防用に混合した二以上の成分から成るもので、 <u>投与量にしてなく、かつ、小売用の形状又は包装にしてないもの</u> に限るものとし、第30.02項、第30.05項又は第30.06項の物品を除く。)
3003.10		[略]
3003.20	000	ー <u>その他のもの（抗生物質を含有するものに限る。)</u>
		ー <u>その他のもの（第29.37項のホルモンその他の物質を含有するものに限る。)</u>
3003.31		[略]
3003.39		[略]
		ー <u>その他のもの（アルカロイド又はその誘導体を含有するものに限る。)</u>
3003.41	000	ー <u>エフェドリン又はその塩を含有するもの</u>
3003.42	000	ー <u>プソイドエフェドリン（INN）又はその塩を含有するもの</u>
3003.43	000	ー <u>ノルエフェドリン又はその塩を含有するもの</u>

		KG			
	3002.20		3002.20		
	}		}		[同左]
	3002.90		3002.90		
	30.03		30.03		医薬品（治療用又は予防用に混合した二以上の成分から成るもので、 <u>投与量にしてないもの及び小売用の形状又は包装にしてないもの</u> に限るものとし、第30.02項、第30.05項又は第30.06項の物品を除く。)
	3003.10		3003.10		[同左]
	3003.20	KG (	3003.20	000	ー <u>その他の抗生物質を含有するもの</u>
		I. I			
		.)			
					ー <u>第29.37項のホルモンその他の物質を含有するもの（抗生物質を含有しないものに限る。)</u>
	3003.31		3003.31		[同左]
	3003.39		3003.39		[同左]
	3003.40		3003.40	000	ー <u>アルカロイド又はその誘導体を含有するもの（抗生物質又は第29.37項のホルモンその他の物質を含有するものを除く。)</u>
		KG (			
		I. I			
		.)			
		KG (			
		I. I			
		.)			
		KG (			
		I. I			
		.)			

3003.49	000	—その他のもの	KG(				
			I. I				
			)				
3003.60	000	—その他のもの（この類の号注2の抗マラリア有効成分を含有するものに 限る。）	KG(				
			I. I				
			)				
3003.90		[略]	3003.90		[同左]		
30.04		医薬品（混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予防用のもの で、投与量にしたもの（経皮投与剤の形状にしたものを含む。）又は小 売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第30.02項、 第30.05項又は第30.06項の物品を除く。）	30.04		医薬品（混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予防用のもの で、投与量にしたもの（経皮投与剤の形状にしたものを含む。）又は小 売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第30.02項、 第30.05項又は第30.06項の物品を除く。）		
3004.10		[略]	3004.10		[同左]		
3004.20	000	—その他のもの（抗生物質を含有するものに限る。）	KG(	3004.20	000	—その他の抗生物質を含有するもの	KG(
			I. I				I. I
			)				)
		—その他のもの（第29.37項のホルモンその他の物質を含有するもの に限る。）				—第29.37項のホルモンその他の物質を含有するもの（抗生物質を 含有しないものに限る。）	
3004.31		[略]	3004.31		[同左]		
3004.39		—その他のもの（アルカロイド又はその誘導体を含有するものに限る。 ）	3004.39				
			3004.40	000	—アルカロイド又はその誘導体を含有するもの（抗生物質又は第29. 37項のホルモンその他の物質を含有するものを除く。）		KG(
3004.41	000	—エフェドリン又はその塩を含有するもの	KG(				I. I
			I. I				)
			)				
3004.42	000	—プソイドエフェドリン（INN）又はその塩を含有するもの	KG(				
			I. I				
			)				
3004.43	000	—ノルエフェドリン又はその塩を含有するもの	KG(				
			I. I				
			)				

3004.49	000	ーその他のもの		KG (					
				I. I					
				)					
3004.50	000	ーその他のもの (第29.36項のビタミンその他の物質を含有するものに限る。)		KG (	3004.50	000	ーその他の医薬品 (第29.36項のビタミンその他の物質を含有するものに限る。)		KG (
				I. I					I. I
				)					)
<u>3004.60</u>	<u>000</u>	ーその他のもの (この類の号注2の抗マラリア有効成分を含有するものに限る。)		KG (			[新規]		
				I. I					
				)					
3004.90		[略]			3004.90		[同左]		
30.05		[略]			30.05		[同左]		
30.06		[略]			30.06		[同左]		
[略]					[同左]				
31.01		[略]			31.01		[同左]		
31.02		[略]			31.02		[同左]		
31.03		りん酸肥料 (鉍物性肥料及び化学肥料に限る。)			31.03		りん酸肥料 (鉍物性肥料及び化学肥料に限る。)		
		ー過りん酸石灰及び重過りん酸石灰			<u>3103.10</u>	<u>000</u>	ー過りん酸石灰及び重過りん酸石灰		MT
<u>3103.11</u>	<u>000</u>	ー五酸化二りん (P <sub>2</sub> O <sub>5</sub> ) の含有量が全重量の35%以上のもの		MT					
<u>3103.19</u>	<u>000</u>	ーその他のもの		MT					
3103.90		[略]			3103.90		[同左]		
31.04		[略]			31.04		[同左]		
31.05		[略]			31.05		[同左]		
[略]					[同左]				
37.01		[略]			37.01		[同左]		
37.04		[略]			37.04		[同左]		
<u>37.05</u>		[略]			<u>37.05</u>		<u>写真用のプレート及びフィルム (露光し、かつ、現像したものに限りも</u>		
							<u>のとし、映画用フィルムを除く。)</u>		
<u>3705.00</u>	<u>000</u>	<u>写真用のプレート及びフィルム (露光し、かつ、現像したものに限りも</u>			<u>3705.10</u>	<u>000</u>	<u>ーオフセット用のもの</u>		SM KG
		<u>のとし、映画用フィルムを除く。)</u>		SM KG	<u>3705.90</u>	<u>000</u>	<u>ーその他のもの</u>		SM KG

37.06	[略]		37.06	[同左]	
37.07	[略]		37.07	[同左]	
第38類 各種の化学工業生産品			第38類 各種の化学工業生産品		
注			注		
[略]			[同左]		
号注			号注		
<p>1 <u>第3808.52号及び第3808.59号には、次の物品の一年以上を含有する第38.08項の物品のみを含む。</u></p> <p><u>アラクロール (ISO)、アルジカルブ (ISO)、アルドリソ (ISO)、アジンホスメチル (ISO)、ピナバクリル (ISO)、カンフェクロル (ISO) (トキサフェソ)、カプタホール (ISO)、クロルデン (ISO)、クロルジメホルム (ISO)、クロロベンジレート (ISO)、DDT (ISO) (クロフェノタン (INN)、1・1・1-トリクロロ-2・2-ビス (パラクロロフェニル) エタン)、ディルドリン (ISO、INN)、4・6-ジニトロ-オルト-クレゾール (DNOC (ISO)) 及びその塩、ジノセブ (ISO) 並びにその塩及びエステル、<u>エンドスルファン (ISO)、二臭化エチレン (ISO) (1・2-ジプロモエタン)、二塩化エチレン (ISO) (1・2-ジクロロエタン)、フルオロアセトアミド (ISO)、ヘプタクロル (ISO)、ヘキサクロロベンゼソ (ISO)、1・2・3・4・5・6-ヘキサクロロシクロヘキサソ (HCH (ISO)) (リンデン (ISO、INN) を含む。)、水銀化合物、メタミドホス (ISO)、モノクロトホス (ISO)、オキシラン (エチレンオキシド)、パラチオン (ISO)、パラチオンメチル (ISO) (メチルパラチオン)、<u>ペンタプロモジフェニルエーテル及びオクタプロモジフェニルエーテル、ペンタクロロフェノール (ISO) 並びにその塩及びエステル、ペルフルオロオクタソスルホン酸及びその塩、ペルフルオロオクタソスルホンアミド、ペルフルオロオクタソスルホニルフルオリド、ホスファミドン (ISO)、2・4・5-T (ISO) (2・4・5-トリクロロフェノキシ酢酸) 並びにその塩及びエステル並びにトリブチルすざ化合物</u></u></u></p> <p><u>第3808.59号には、ベノミル (ISO)、カルボフラン (ISO) 及びチラム (ISO) の混合物を含有する散布可能な粉末状の製剤をも含む。</u></p>			<p>1 <u>第3808.50号には、次の物品を含有する第38.08項の物品のみを含む。</u></p> <p><u>アルドリソ (ISO)、ピナバクリル (ISO)、カンフェクロル (ISO) (トキサフェソ)、カプタホール (ISO)、クロルデン (ISO)、クロルジメホルム (ISO)、クロロベンジレート (ISO)、DDT (ISO) (クロフェノタン (INN)、1・1・1-トリクロロ-2・2-ビス (パラクロロフェニル) エタン)、ディルドリン (ISO、INN)、4・6-ジニトロ-オルト-クレゾール (DNOC (ISO)) 及びその塩、ジノセブ (ISO) 並びにその塩及びエステル、<u>二臭化エチレン (ISO) (1・2-ジプロモエタン)、二塩化エチレン (ISO) (1・2-ジクロロエタン)、フルオロアセトアミド (ISO)、ヘプタクロル (ISO)、ヘキサクロロベンゼソ (ISO)、1・2・3・4・5・6-ヘキサクロロシクロヘキサソ (HCH (ISO)) (リンデン (ISO、INN) を含む。)、水銀化合物、メタミドホス (ISO)、モノクロトホス (ISO)、オキシラン (エチレンオキシド)、パラチオン (ISO)、パラチオンメチル (ISO) (メチルパラチオン)、<u>ペンタクロロフェノール (ISO) 並びにその塩及びエステル、ホスファミドン (ISO)、2・4・5-T (ISO) (2・4・5-トリクロロフェノキシ酢酸) 並びにその塩及びエステル並びにトリブチルすざ化合物</u></u></u></p> <p><u>第3808.50号には、ベノミル (ISO)、カルボフラン (ISO) 及びチラム (ISO) の混合物を含有する散布可能な粉末状の製剤をも含む。</u></p>		
<p>2 <u>第3808.61号から第3808.69号までには、アルファ-シペルメトリン (ISO)、ベンジオカルブ (ISO)、ピフェントリン (ISO)、クロルフェナビル (ISO)、シフルトリン (ISO)、デルタメトリン (INN、ISO)、エトフェンプロックス (INN)、フェニトロチオン (ISO)、ラムダーシハロトリン (ISO)、マラチオン (ISO)、ピリミホスメチル (ISO) 又はプロボキスル (ISO) を含有する第38.08項の物品のみを含む。</u></p>			[新規]		

む。

3 第3824.81号から第3824.88号までには、次の物品の一以上を含有する混合物及

[新規]

び調製品のみを含む。

オキシラン (エチレンオキシド)、ポリ臭化ビフェニル (PBB)、ポリ塩化ビフェニル (PCB)、ポリ塩化テルフェニル (PCT)、トリス (2・3-ジプロモプロピル) ホスフェート、アルドリノ (ISO)、カンフェクロル (ISO) (トキサフェン)、クロルデン (ISO)、クロルデコン (ISO)、DDT (ISO) (クロフェノタン (INN)、1・1・1-トリクロロー2・2-ビス (パラ-クロロフェニル) エタン)、ディルドリン (ISO、INN)、エンドスルファン (ISO)、エンドリン (ISO)、ヘプタクロル (ISO)、マイレックス (ISO)、1・2・3・4・5・6-ヘキサクロロシクロヘキサン (HCH (ISO)) (リンデン (ISO、INN) を含む。)、ペンタクロロベンゼン (ISO)、ヘキサクロロベンゼン (ISO)、ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩、ペルフルオロオクタンスルホンアミド、ペルフルオロオクタンスルホンフルオリド並びにテトラプロモジフェニルエーテル、ペンタプロモジフェニルエーテル、ヘキサプロモジフェニルエーテル、ヘプタプロモジフェニルエーテル及びオクタプロモジフェニルエーテル

4 [略]

2 [同左]

38.01				38.01			
38.07		[略]		38.07		[同左]	
38.08		殺虫剤、殺鼠剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤、消毒剤その他これらに類する物品 (小売用の形状若しくは包装にし、製剤にし又は製品にしたもの (例えば、硫黄を含ませた帯、 <u>芯</u> 及びびろうそく並びにはえ取り紙) に限る。)		38.08		殺虫剤、殺鼠剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤、消毒剤その他これらに類する物品 (小売用の形状若しくは包装にし、製剤にし又は製品にしたもの (例えば、硫黄を含ませた帯、 <u>しん</u> 及びびろうそく並びにはえ取り紙) に限る。)	
		—この類の号注1の物品		3808.50	000	—この類の号注1の物品	KG
3808.52	000	—DDT (ISO) (クロフェノタン (INN)) を含有するもの (正味重量が300グラム以下の包装にしたものに限る。)	KG				
3808.59	000	—その他のもの	KG				
		—この類の号注2の物品				[新規]	
3808.61	000	—正味重量が300グラム以下の包装にしたもの	KG				
3808.62	000	—正味重量が300グラムを超え7.5キログラム以下の包装にしたもの	KG				
3808.69	000	—その他のもの	KG				

3808.91	[略]
}	[略]
3808.99	[略]
38.09	[略]
}	[略]
38.11	[略]
38.12	調製したゴム加硫促進剤、ゴム用又はプラスチック用の複合した可塑剤 (他の項に該当するものを除く。)及びゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤その他の複合した安定剤
3812.10	[略]
3812.20	[略]
	<u>ーゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤その他の複合した安定剤</u>
<u>3812.31</u> 000	<u>ーー2・2・4ートリメチルー1・2ージヒドロキノリン (TMQ) のオリゴマーの混合物</u>
<u>3812.39</u> 000	<u>ーーその他のもの</u>
38.13	[略]
}	[略]
38.23	[略]
38.24	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業 (類似の工業を含む。)において生産される化学品及び調製品 (天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。)
3824.10	[略]
}	[略]
3824.79	<u>ーこの類の号注3の物品</u>
3824.81	[略]
}	[略]

3808.91	[同左]
}	[同左]
3808.99	[同左]
38.09	[同左]
}	[同左]
38.11	[同左]
38.12	調製したゴム加硫促進剤、ゴム用又はプラスチック用の複合した可塑剤 (他の項に該当するものを除く。)及びゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤その他の複合した安定剤
3812.10	[同左]
3812.20	[同左]
<u>3812.30</u> 000	<u>ーゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤その他の複合した安定剤</u>
	<u>定剤</u>
	KG
	KG
38.13	[同左]
}	[同左]
38.23	[同左]
38.24	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業 (類似の工業を含む。)において生産される化学品及び調製品 (天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。)
3824.10	[同左]
}	[同左]
3824.79	<u>ーオキシラン (エチレンオキシド)、ポリ臭化ビフェニル (PBB)、ポリ塩化ビフェニル (PCB)、ポリ塩化テルフェニル (PCT) 又はトリス (2・3ージブロモプロピル) ホスフェートを含有する混合物及び調製品</u>
3824.81	[同左]
}	[同左]

KG

3824.83				3824.83			
<u>3824.84</u>	000	ーアルドリン (ISO)、カンフェクロル (ISO) (トキサフェン)、クロルデン (ISO)、クロルデコン (ISO)、DDT (ISO) (クロフェノタン (INN)、1・1・1-トリクロロー2・2-ビス (パラクロロフェニル) エタン)、ディルドリン (ISO、INN)、エンドスルフアン (ISO)、エンドリン (ISO)、ヘプタクロル (ISO) 又はマイレックス (ISO) を含有するもの	KG				
<u>3824.85</u>	000	ー1・2・3・4・5・6-ヘキサクロロシクロヘキサン (HCH (ISO)) (リンデン (ISO、INN) を含む。) を含有するもの	KG				
<u>3824.86</u>	000	ーペンタクロロベンゼン (ISO) 又はヘキサクロロベンゼン (ISO) を含有するもの	KG				
<u>3824.87</u>	000	ーペルフルオロオクタンスルホン酸若しくはその塩、ペルフルオロオクタンスルホンアミド又はペルフルオロオクタンスルホニルフルオリドを含有するもの	KG				
<u>3824.88</u>	000	ーテトラプロモジフェニルエーテル、ペンタプロモジフェニルエーテル、ヘキサプロモジフェニルエーテル、ヘプタプロモジフェニルエーテル又はオクタプロモジフェニルエーテルを含有するもの	KG				
		ーその他のもの		<u>3824.90</u>		ーその他のもの	
<u>3824.91</u>	000	ー主として (5-エチル-2-メチル-2-オキシド-1・3・2-ジオキサホスフィナン-5-イル) メチルメチルメチルホスホネート及びビス [(5-エチル-2-メチル-2-オキシド-1・3・2-ジオキサホスフィナン-5-イル) メチル] メチルホスホネートから成る混合物及び調製品	KG		<u>100</u>	ー小売用の容器入りにした修正液	NO KG
		ーその他のもの			<u>900</u>	ーその他のもの	KG
<u>3824.99</u>	010	ー小売用の容器入りにした修正液	NO KG				
	090	ーその他のもの	KG				
38.25		[略]		38.25		[同左]	
38.26		[略]		38.26		[同左]	
[略]				[同左]			
第39類 プラスチック及びその製品				第39類 プラスチック及びその製品			

注

1 [略]

2 この類には、次の物品を含まない。

(a)～(y) [略]

(z) 第96類の物品（例えば、ブラシ、ボタン、スライドファスナー、くし、喫煙用パイプの吸い口及び柄、シガレットホルダー類、魔法瓶その他これに類する容器の部分品、ペン、シャーペンシル並びに一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品）

3～11 [略]

号注

1 この類の各項において重合体（共重合体を含む。）及び化学的に変性させた重合体は、次に定めるところによりその所属を決定する。

(a) 一連の号中に「その他のもの」を定める号がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第3901.30号、第3901.40号、第3903.20号、第3903.30号又は第3904.30号の共重合体は、当該共重合体の名称が由来するモノマーユニットが全重量の95%以上を占める場合に限り、それらの号に属する。

(3)及び(4) [略]

(b) [略]

2 [略]

39.01	[略]		
3901.10	エチレンの重合体（一次製品に限る。）		
}	[略]		
3901.30			
<u>3901.40</u>	<u>—比重が0.94未満のエチレン—アルファーオレフィン共重合体</u>		
100	<u>—塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モルディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの</u>		KG
900	<u>—その他のもの</u>		KG
3901.90	[略]		
39.02			
}	[略]		
39.06			

注

1 [同左]

2 この類には、次の物品を含まない。

(a)～(y) [同左]

(z) 第96類の物品（例えば、ブラシ、ボタン、スライドファスナー、くし、喫煙用パイプの吸い口及び柄、シガレットホルダー類、魔法瓶その他これに類する容器の部分品、ペン並びにシャーペンシル）

3～11 [同左]

号注

1 この類の各項において重合体（共重合体を含む。）及び化学的に変性させた重合体は、次に定めるところによりその所属を決定する。

(a) 一連の号中に「その他のもの」を定める号がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [同左]

(2) 第3901.30号、第3903.20号、第3903.30号又は第3904.30号の共重合体は、当該共重合体の名称が由来するモノマーユニットが全重量の95%以上を占める場合に限り、それらの号に属する。

(3)及び(4) [同左]

(b) [同左]

2 [同左]

39.01	[同左]		
3901.10	エチレンの重合体（一次製品に限る。）		
}	[同左]		
3901.30			
	[新規]		
3901.90	[同左]		
39.02			
}	[同左]		
39.06			

39.07	ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル（一次製品に限る。）		39.07	ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル（一次製品に限る。）	
3907.10			3907.10		
}	[略]		}	[同左]	
3907.50			3907.50		
	<u>ーポリ（エチレンテレフタレート）</u>			<u>ーポリ（エチレンテレフタレート）</u>	
3907.61	<u>ー粘度数が1グラムにつき78ミリリットル以上のもの</u>		3907.60	<u>ー塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールドイングパウダーを</u>	
100	<u>ーー塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールドイングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの</u>	KG	100	<u>含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの</u>	KG
900	<u>ーーその他のもの</u>	KG	900	<u>ーその他のもの</u>	KG
3907.69	<u>ーその他のもの</u>				
100	<u>ーー塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールドイングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの</u>	KG			
900	<u>ーーその他のもの</u>	KG			
3907.70			3907.70		
}	[略]		}	[同左]	
3907.99			3907.99		
39.08	[略]		39.08	[同左]	
39.09	アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン（一次製品に限る。）		39.09	アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン（一次製品に限る。）	
3909.10	[略]		3909.10	[同左]	
3909.20	[略]		3909.20	[同左]	
	<u>ーその他のアミノ樹脂</u>		3909.30	<u>ーその他のアミノ樹脂</u>	
3909.31	<u>ーポリ（メチレンフェニルイソシアナート）（粗MDI又はポリメリ</u>		100	<u>ーポリメチレンポリフェニルポリイソシアナート</u>	KG
	<u>ックMDI）</u>	KG	900	<u>ーその他のもの</u>	KG
3909.39	<u>ーその他のもの</u>	KG			
3909.40	[略]		3909.40	[同左]	
3909.50	[略]		3909.50	[同左]	
39.10			39.10		
}	[略]		}	[同左]	
39.26			39.26		
[略]			[同左]		

40.01				40.01			
}	[略]			}	[同左]		
40.10				40.10			
40.11	ゴム製の空気タイヤ（新品のものに限る。）			40.11	ゴム製の空気タイヤ（新品のものに限る。）		
4011.10				4011.10			
}	[略]			}	[同左]		
4011.50	[削除]			4011.50	<u>－その他のもの（杉綾<sup>かや</sup>模様その他これに類する模様となるトレッドを有するものに限る。）</u>		
				<u>4011.61</u>	<u>000</u> ー農業用又は林業用の車両及び機械に使用する種類のもの	NO	KG
				<u>4011.62</u>	<u>000</u> ー建設用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のものでリム径が		
					<u>61センチメートル以下のもの</u>	NO	KG
				<u>4011.63</u>	<u>000</u> ー建設用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のものでリム径が		
					<u>61センチメートルを超えるもの</u>	NO	KG
				<u>4011.69</u>	<u>000</u> ーその他のもの	NO	KG
<u>4011.70</u>	<u>000</u> ー農業用又は林業用の車両及び機械に使用する種類のもの	NO	KG		[新規]		
<u>4011.80</u>	<u>000</u> ー建設用、鉱業用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のもの	NO	KG		[新規]		
<u>4011.90</u>	<u>000</u> ーその他のもの	NO	KG		ーその他のもの		
				<u>4011.92</u>	<u>000</u> ー農業用又は林業用の車両及び機械に使用する種類のもの	NO	KG
				<u>4011.93</u>	<u>000</u> ー建設用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のものでリム径が		
					<u>61センチメートル以下のもの</u>	NO	KG
				<u>4011.94</u>	<u>000</u> ー建設用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のものでリム径が		
					<u>61センチメートルを超えるもの</u>	NO	KG
				<u>4011.99</u>	<u>000</u> ーその他のもの	NO	KG
40.12				40.12			
}	[略]			}	[同左]		
40.17				40.17			
	[略]				[同左]		
					[同左]		
	第44類 木材及びその製品並びに木炭				第44類 木材及びその製品並びに木炭		
注				注			
1	この類には、次の物品を含まない。			1	この類には、次の物品を含まない。		

(a)～(p) [略]

(q) 第96類の物品（例えば、喫煙用パイプ及びその部分品、ボタン、鉛筆並びに一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品。第96.03項の物品用の木製のボデー及び柄を除く。）

(r) [略]

2～6 [略]

号注

1 [略]

[削除]

(a)～(p) [同左]

(q) 第96類の物品（例えば、喫煙用パイプ及びその部分品、ボタン並びに鉛筆。第96.03項の物品用の木製のボデー及び柄を除く。）

(r) [同左]

2～6 [同左]

号注

1 [同左]

2 第4403.41号から第4403.49号まで、第4407.21号から第4407.29号まで、第4408.31号から第4408.39号まで及び第4412.31号の各号において「熱帯産木材」とは、次の木材をいう。

アビュラ、アカジョアフリカ、アフロルモシア、アコ、アラン、アンジローバ、アニングレ、アボジラ、アゾベ、バラウ、バルサ、ボッセクレイア、ボッセフォンセ、カチボ、セドロ、ダベーマ、ダークレッドメランチ、ジベツ、ドウシェ、フラミレ、フレイジョ、フロメイジャー、フーマ、ゲロンガン、イロンバ、インブイア、イペ、イロコ、ジャボティ、ジェルトン、ジェキテイバ、ジョンコン、カプール、ケンパス、クルイン、コシボ、コチベ、コト、ライトレッドメランチ、リンバ、ロウロ、マカランドゥバ、マホガニー、マコレ、マンディオケイラ、マンソニア、メン克蘭、メランチバカウ、メラワン、メルバウ、メルバウ、メルサワ、モアビ、ニアンゴン、ニヤトー、オベチェ、オクメ、オンザビリ、オレイ、オバンコル、オジゴ、パドック（かりん）、バルダオ、パリッサンドルグアテマラ、パリッサンドルバラ、パリッサンドルリオ、パリッサンドルロゼ、パウアマレロ、パウマーフィム、ブライ、ブナ、クアルバ、ラミン、サベリ、サキサキ、セプター、シボ、スクピラ、スレン、タウアリ、チーク、ティアマ、トラ、パイロラ、ホホワイトラワン、ホホワイトメランチ、ホホワイトセラヤ、イエローメランチ

44.01		のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）、薪材並びにチップ状又は小片状の木材	
		－薪材	
<u>4401.11</u>	<u>000</u>	－針葉樹のもの	MT
<u>4401.12</u>	<u>000</u>	－針葉樹以外のもの	MT
		[略]	
4401.21		[略]	
4401.22		[略]	
		－のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これら	

44.01		のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）、薪材並びにチップ状又は小片状の木材	
		－薪材	
<u>4401.10</u>	<u>000</u>		MT
		[同左]	
4401.21		[同左]	
4401.22		[同左]	
		－のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これら	



		－その他のもの
4403.91		[略]
4403.93	000	－ビーチ（ブナ属のもの）のもの（横断面の最大寸法が1.5メートル以上のものに限る。）
4403.94	000	－ビーチ（ブナ属のもの）のその他のもの
4403.95	000	－かば（カバノキ属のもの）のもの（横断面の最大寸法が1.5メートル以上のものに限る。）
4403.96	000	－かば（カバノキ属のもの）のその他のもの
4403.97	000	－ポプラ又はアスペン（ヤマナラシ属のもの）のもの
4403.98	000	－ユーカリ（ユーカリ属のもの）のもの
4403.99		[略]
44.04		[略]
44.05		[略]
44.06		木製の鉄道用又は軌道用の枕木
		－染み込ませてないもの
4406.11	000	－針葉樹のもの
4406.12	000	－針葉樹以外のもの
		－その他のもの
4406.91	000	－針葉樹のもの
4406.92	000	－針葉樹以外のもの
44.07		木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）
		－針葉樹のもの
4407.11	000	－松（マツ属のもの）のもの
4407.12	000	－もみ（モミ属のもの）又はとうひ（トウヒ属のもの）のもの
4407.19		－その他のもの
	010	－スギ属のもの
	020	－ヒノキ属のもの
	030	－カラマツ属のもの
	090	－その他のもの
		－熱帯産木材のもの

		－その他のもの	
4403.91		[同左]	
4403.92	000	－ビーチ（ブナ属のもの）のもの	CM
			CM
		[新規]	CM
4403.99		[同左]	
44.04		[同左]	
44.05		[同左]	
44.06		木製の鉄道用又は軌道用のまくら木	
	4406.10	000	－染み込ませてないもの
			CM
			CM
	4406.90	000	－その他のもの
			CM
44.07		木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	
	4407.10		－針葉樹のもの
		010	－すぎ属のもの
		020	－ひのき属のもの
		030	－からまつ属のもの
		090	－その他のもの
			CM
		－熱帯産木材（この類の号注2のものに限る。）のもの	

4407.21				4407.21			
}	[略]			}	[同左]		
4407.29	—その他のもの			4407.29	—その他のもの		
4407.91				4407.91			
}	[略]			}	[同左]		
4407.95				4407.95			
<u>4407.96</u>	<u>000</u> —かば（カバノキ属のもの）のもの		CM		[新規]		
<u>4407.97</u>	<u>000</u> —ポプラ又はアスペン（ヤマナラシ属のもの）のもの		CM		[新規]		
4407.99	—その他のもの			4407.99	—その他のもの		
200	—せんのもの		CM	200	—せんのもの		CM
	[削除]			<u>300</u>	<u>—かばのもの</u>		CM
900	—その他のもの		CM	900	—その他のもの		CM
44.08	化粧ばり用単板（積層木材を平削りすることにより得られるものを含む。 。）、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸剥ぎした木材（厚さが6ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）			44.08	化粧ばり用単板（積層木材を平削りすることにより得られるものを含む。 。）、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸はぎした木材（厚さが6ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）		
4408.10	[略]			4408.10	[同左]		
	—熱帯産木材のもの				—熱帯産木材（この類の号注2のものに限る。）のもの		
4408.31	[略]			4408.31	[同左]		
4408.39	[略]			4408.39	[同左]		
4408.90	[略]			4408.90	[同左]		
44.09	さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）			44.09	さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）		
4409.10	[略]			4409.10	[同左]		
	—針葉樹以外のもの				—針葉樹以外のもの		
4409.21	[略]			4409.21	[同左]		
<u>4409.22</u>	<u>000</u> —熱帯産木材のもの		CM KG		[新規]		
4409.29	[略]			4409.29	[同左]		

44.10	[略]			44.10	[同左]		
44.11	[略]			44.11	[同左]		
44.12	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材			44.12	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材		
4412.10	[略]			4412.10	[同左]		
	ーその他の合板（木材（竹製のものを除く。）の単板のみから成るもので各単板の厚さが6ミリメートル以下のものに限る。）				ーその他の合板（木材（竹製のものを除く。）の単板のみから成るもので各単板の厚さが6ミリメートル以下のものに限る。）		
4412.31	000 ー少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材のもの	CM	SM	4412.31	000 ー少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材（この類の号注2のものに限る。）のもの	CM	SM
4412.33	ーその他のもの（少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のうちはん			4412.32	ーその他のもの（少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限		
	の木（ハンノキ属のもの）、とねりこ（トネリコ属のもの）、ビーチ（ブナ属のもの）、かば（カバノキ属のもの）、桜（サクラ属のもの）、くり（カスタネア属のもの）、にれ（ニレ属のもの）、ユーカリ（ユーカリ属のもの）、ヒッコリー（ペカン属のもの）、栃の木（トチノキ属のもの）、しなの木（シナノキ属のもの）、かえで（カエデ属のもの）、オーク（コナラ属のもの）、プラタナス（スズカケノキ属のもの）、ポプラ若しくはアスペン（ヤマナラシ属のもの）、はりえんじゆ（ハリエンジュ属のもの）、ゆりの木（ユリノキ属のもの）又はウォルナット（クルミ属のもの）のものに限る。）			100	ーワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類		
					する表面加工をしたもの	CM	SM
				900	ーその他のもの	CM	SM
4412.34	ーその他のもの（少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限るものとし、第4412.33号のものを除く。）				ーその他のもの		
				100	ーワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類		
					する表面加工をしたもの	CM	SM
				900	ーその他のもの	CM	SM
4412.39	ーその他のもの（いずれの外面の単板も針葉樹のものに限る。）			4412.39	ーその他のもの		
				100	ーワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類		
					する表面加工をしたもの	CM	SM
				900	ーその他のもの	CM	SM
	[略]				[同左]		

4412.94	[略]		4412.94	[同左]	
4412.99	[略]		4412.99	[同左]	
44.13			44.13		
}	[略]		}	[同左]	
44.17			44.17		
44.18	木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた床用パネル及びこけら板を含む。）		44.18	木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた床用パネル及びこけら板を含む。）	
4418.10			4418.10		
}	[略]		}	[同左]	
4418.60			4418.60		
	－組み合わせた床用パネル			－組み合わせた床用パネル	
<u>4418.73</u> 000	<u>－竹製のもの及び少なくとも最上層（摩耗層）が竹製のもの</u>	KG		[新規]	
<u>4418.74</u> 000	<u>－その他のもの（モザイク状の床用のものに限る。）</u>	KG	<u>4418.71</u> 000	<u>－モザイク状の床用のもの</u>	KG
<u>4418.75</u> 000	<u>－その他のもの（多層のものに限る。）</u>	KG	<u>4418.72</u> 000	<u>－その他のもの（多層のものに限る。）</u>	KG
4418.79	[略]		4418.79	[同左]	
	<u>－その他のもの</u>		<u>4418.90</u> 000	<u>－その他のもの</u>	KG
<u>4418.91</u> 000	<u>－竹製のもの</u>	KG			
<u>4418.99</u> 000	<u>－その他のもの</u>	KG			
44.19	木製の食卓用品及び台所用品		44.19		
	<u>－竹製のもの</u>		<u>4419.00</u>	<u>木製の食卓用品及び台所用品</u>	
<u>4419.11</u>	<u>－製パン用の板、まな板その他これらに類する板</u>			<u>100</u> <u>－漆塗りのもの</u>	KG
010	<u>－漆塗りのもの</u>	KG	<u>900</u>	<u>－その他のもの</u>	KG
090	<u>－その他のもの</u>	KG			
<u>4419.12</u>	<u>－箸</u>				
010	<u>－漆塗りのもの</u>	KG			
090	<u>－その他のもの</u>	KG			
<u>4419.19</u>	<u>－その他のもの</u>				
010	<u>－漆塗りのもの</u>	KG			
090	<u>－その他のもの</u>	KG			
<u>4419.90</u>	<u>－その他のもの</u>				
010	<u>－漆塗りのもの</u>	KG			
090	<u>－その他のもの</u>	KG			

44.20	[略]			44.20	[同左]		
44.21	その他の木製品			44.21	その他の木製品		
4421.10	[略]			4421.10	[同左]		
	—その他のもの			4421.90	000	—その他のもの	KG
4421.91	000	—竹製のもの	KG				
4421.99	000	—その他のもの	KG				
[略]				[同左]			
第48類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品				第48類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品			
注				注			
1～3 [略]				1～3 [同左]			
4 この類において「新聞用紙」には、新聞印刷に使用する種類の塗布してない紙（サイジングしてないもの及び軽くサイジングしたものに限る。）であつて、機械木材パルプ又はケミグラント木材パルプの含有量が全繊維重量の50%以上で、パーカープリントサーフ（クランプ圧1メガパスカル）による各面の平滑度が2.5マイクロメートル（ミクロン）を超え、かつ、重量が1平方メートルにつき40グラム以上65グラム以下であるものうち、 <u>(a)幅が28センチメートルを超えるストリップ状又はロール状のもの及び(b)折り畳んでない状態において一辺の長さが28センチメートルを超え、その他の辺の長さが15センチメートルを超える長方形（正方形を含む。）のシート状のもののみを含む。</u>				4 この類において「新聞用紙」とは、新聞印刷に使用する種類の塗布してない紙（サイジングしてないもの及び軽くサイジングしたものに限る。）であつて、機械木材パルプ又はケミグラント木材パルプの含有量が全繊維重量の50%以上で、パーカープリントサーフ（クランプ圧1メガパスカル）による各面の平滑度が2.5マイクロメートル（ミクロン）を超え、かつ、重量が1平方メートルにつき40グラム以上65グラム以下であるものをいう。			
5～7 [略]				5～7 [同左]			
8 第48.03項から第48.09項までには、紙、板紙、セルロースウッドディング及びセルロース繊維のウェブのうち次のもののみを含む。				8 第48.01項及び第48.03項から第48.09項までには、紙、板紙、セルロースウッドディング及びセルロース繊維のウェブのうち次のもののみを含む。			
(a)及び(b) [略]				(a)及び(b) [同左]			
9～12 [略]				9～12 [同左]			
号注				号注			
[略]				[同左]			
[略]				[同左]			
54.01	[略]			54.01	[同左]		
54.02	合成繊維の長繊維の糸（67デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）			54.02	合成繊維の長繊維の糸（67デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）		
	—強力糸（ <u>ナイロンその他のポリアミドのものに限るものとし、テクスチャード加工をしているかいないかを問わない。</u> ）				—強力糸（ <u>ナイロンその他のポリアミドのものに限る。</u> ）		
5402.11	[略]			5402.11	[同左]		

5402.19		[略]
5402.20	000	ー強力糸（ポリエステルのもにに限るものとし、テクスチャード加工を しているかないかを問わない。）
		[略]
5402.31		
		[略]
5402.39		ーその他の単糸（より数が1メートルにつき50以下のものに限る。）
5402.44		
		[略]
5402.48		
5402.49		ーその他のもの
		[削除]
	300	ーアクリルのもの
	400	ーポリウレタンのもの
	900	ーその他のもの
		ーその他の単糸（より数が1メートルにつき50を超えるものに限る。 ）
5402.51		[略]
5402.52		[略]
<u>5402.53</u>	000	ーポリプロピレンのもの
<u>5402.59</u>	000	ーその他のもの
		ーその他のマルチプルヤーン及びケーブルヤーン
5402.61		[略]
5402.62		[略]
<u>5402.63</u>	000	ーポリプロピレンのもの
<u>5402.69</u>	000	ーその他のもの
54.03		

KG

KG

KG

KG

KG

KG

KG

KG

5402.19		[同左]	
5402.20	000	ー強力糸（ポリエステルのもにに限る。）	KG
		[同左]	
5402.31			
		[同左]	
5402.39		ーその他の単糸（より数が1メートルにつき50以下のものに限る。）	
5402.44			
		[同左]	
5402.48			
5402.49		ーその他のもの	
	<u>100</u>	ービニロンのもの	KG
	300	ーアクリルのもの	KG
	400	ーポリウレタンのもの	KG
	900	ーその他のもの	KG
		ーその他の単糸（より数が1メートルにつき50を超えるものに限る。 ）	
5402.51		[同左]	
5402.52		[同左]	
		[新規]	
<u>5402.59</u>		ーその他のもの	
	<u>100</u>	ービニロンのもの	KG
	<u>900</u>	ーその他のもの	KG
		ーその他のマルチプルヤーン及びケーブルヤーン	
5402.61		[同左]	
5402.62		[同左]	
		[新規]	
<u>5402.69</u>		ーその他のもの	
	<u>100</u>	ービニロンのもの	KG
	<u>900</u>	ーその他のもの	KG
54.03			

}		[略]			}		[同左]		
54.08					54.08				
[略]					[同左]				
55.01		[略]			55.01		[同左]		
55.02		<u>再生繊維又は半合成繊維の長繊維のトウ</u>			55.02				
5502.10	000	ーアセテートのもの		KG	5502.00	000	<u>再生繊維又は半合成繊維の長繊維のトウ</u>		KG
5502.90	000	ーその他のもの		KG					
55.03					55.03				
}		[略]			}		[同左]		
55.05					55.05				
55.06		合成繊維の短繊維（カード、コムその他の紡績準備の処理をしたものに限る。）			55.06		合成繊維の短繊維（カード、コムその他の紡績準備の処理をしたものに限る。）		
5506.10					5506.10				
}		[略]			}		[同左]		
5506.30					5506.30				
5506.40	000	ーポリプロピレンのもの		KG			[新規]		
5506.90		[略]			5506.90		[同左]		
55.07					55.07				
}		[略]			}		[同左]		
55.16					55.16				
[略]					[同左]				
56.01		紡織用繊維のウォッディング及びその製品並びに長さが5ミリメートル以下の紡織用繊維（ブロック）、紡織用繊維のダスト及びミルネップ ー紡織用繊維のウォッディング及びその製品			56.01		紡織用繊維のウォッディング及びその製品並びに長さが5ミリメートル以下の紡織用繊維（ブロック）、紡織用繊維のダスト及びミルネップ ーその他のウォッディング製品及びウォッディング		
5601.21					5601.21				
}		[略]			}		[同左]		
5601.29					5601.29				
5601.30		[略]			5601.30		[同左]		
56.02					56.02				
}		[略]			}		[同左]		
56.09					56.09				
[略]					[同左]				

57.01				57.01			
}	[略]			}	[同左]		
57.03				57.03			
57.04	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（フェルト製のものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わず、タフトし又はブロック加工をしたものを除く。）			57.04	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（フェルト製のものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わず、タフトし又はブロック加工をしたものを除く。）		
5704.10	[略]			5704.10	[同左]		
<u>5704.20</u>	<u>000</u> ータイル（表面積が0.3平方メートルを超え1平方メートル以下のものに限る。）		SM KG		[新規]		
5704.90	[略]			5704.90	[同左]		
57.05	[略]			57.05	[同左]		
[略]				[同左]			
第60類 メリヤス編物及びクロセ編物				第60類 メリヤス編物及びクロセ編物			
注				注			
[略]				[同左]			
<u>号注</u>				[新規]			
<u>1 第6005.35号には、ポリエチレンの単繊維又はポリエステルマルチフィラメントの編物で、重量が1平方メートルにつき30グラム以上55グラム以下、網目が1平方センチメートルにつき20穴以上100穴以下であり、アルファールシペルメトリン（ISO）、クロルフェナビル（ISO）、デルタメトリン（INN、ISO）、ラムダーシハロトリン（ISO）、ペルメトリン（ISO）又はピリミホスメチル（ISO）を染み込ませ又は塗布したものを含む。</u>							
60.01				60.01			
}	[略]			}	[同左]		
60.04				60.04			
60.05	たてメリヤス編物（ガルーンメリヤス機により編んだものを含むものとし、第60.01項から第60.04項までのものを除く。）			60.05	たてメリヤス編物（ガルーンメリヤス機により編んだものを含むものとし、第60.01項から第60.04項までのものを除く。）		
	[略]				[同左]		
6005.21				6005.21			
}	[略]			}	[同左]		
6005.24	ー合成繊維製のもの				ー合成繊維製のもの		
	[削除]			<u>6005.31</u>	<u>000</u> ー漂白してないもの及び漂白したもの		SM KG

		[削除]			<u>6005.32</u> 000	— 浸染したもの		SM	KG
		[削除]			<u>6005.33</u> 000	— 異なる色の糸から成るもの		SM	KG
		[削除]			<u>6005.34</u> 000	— なせんしたもの		SM	KG
<u>6005.35</u>	000	— この類の号注 1 の編物	SM	KG		[新規]			
<u>6005.36</u>	000	— その他のもの（漂白してないもの及び漂白したものに限る。）	SM	KG		[新規]			
<u>6005.37</u>	000	— その他のもの（浸染したものに限る。）	SM	KG		[新規]			
<u>6005.38</u>	000	— その他のもの（異なる色の糸から成るものに限る。）	SM	KG		[新規]			
<u>6005.39</u>	000	— その他のもの（なせんしたものに限る。）	SM	KG		[新規]			
6005.41		[略]			6005.41	[同左]			
6005.90		[略]			6005.90	[同左]			
60.06		[略]			60.06	[同左]			
[略]					[同左]				
第 6 3 類 繊維用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、繊維用繊維の中古の物品及びぼろ					第 6 3 類 繊維用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、繊維用繊維の中古の物品及びぼろ				
注					注				
[略]					[同左]				
<u>号注</u>					[新規]				
<u>1</u> 第 6 3 0 4 . 2 0 号には、アルファーンシベルメトリン（ISO）、クロルフェナビル（ISO）、デルタメトリン（INN、ISO）、ラムダーシハロトリン（ISO）、ペルメトリン（ISO）又はピリミホスメチル（ISO）を染み込ませ又は塗布したたてメリヤス編物から製造した物品を含む。									
63.01		[略]			63.01	[同左]			
63.03		[略]			63.03	[同左]			
63.04		その他の室内用品（第 9 4 . 0 4 項のものを除く。）			63.04	その他の室内用品（第 9 4 . 0 4 項のものを除く。）			
6304.11		[略]			6304.11	[同左]			
6304.19		[略]			6304.19	[同左]			
<u>6304.20</u>	000	— 蚊帳（この類の号注 1 の物品に限る。）		KG		[新規]			

6304.91	[略]			6304.91	[同左]		
}	[略]			}	[同左]		
6304.99				6304.99			
63.05				63.05			
}	[略]			}	[同左]		
63.10				63.10			
[略]				[同左]			
<p>[略]</p> <p>第68類 石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品</p> <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)~(l) [略]</p> <p>(m) 第96.02項の物品で第96類の注2(b)に掲げる材料から製造したもの、第96.06項の物品（例えば、ボタン）、第96.09項の物品（例えば、石筆）、<u>第96.10項の物品（例えば、石盤）及び第96.20項の物品（一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品）</u></p> <p>(n) [略]</p> <p>2 [略]</p>				<p>[同左]</p> <p>第68類 石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品</p> <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)~(l) [同左]</p> <p>(m) 第96.02項の物品で第96類の注2(b)に掲げる材料から製造したもの、第96.06項の物品（例えば、ボタン）、第96.09項の物品（例えば、石筆）<u>及び第96.10項の物品（例えば、石盤）</u></p> <p>(n) [同左]</p> <p>2 [同左]</p>			
[略]				[同左]			
69.01	[略]			69.01	[同左]		
}	[略]			}	[同左]		
69.06				69.06			
69.07	陶磁製の舗装用品及び炉用又は壁用のタイル、 <u>陶磁製のモザイクキューブその他これに類する物品（裏張りしてあるかないかを問わない。）並びに仕上げ用の陶磁製品</u>			69.07	陶磁製の舗装用品及び炉用又は壁用のタイル（ <u>うわぐすりを施したものを除く。</u> ）並びに陶磁製のモザイクキューブその他これに類する物品（ <u>うわぐすりを施したものを除くものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。</u> ）		
	[削除]			<u>6907.10</u> 000	<u>ータイル、キューブその他これらに類する物品（長方形であるかないかを問わないものとし、面積が最大の面を一边が7センチメートル未満の正方形により包含することができるものに限る。）</u>		
	<u>ー舗装用品及び炉用又は壁用のタイル（第6907.30号又は第69</u>				[新規]		
						SM	KG

		<u>07.40号のものを除く。)</u>							
6907.21		ー吸水率が全重量の0.5%以下のもの							
	100	ーモザイクタイル							SM
	900	ーその他のもの	SM	KG					
6907.22		ー吸水率が全重量の0.5%を超え10%以下のもの							
	100	ーモザイクタイル							SM
	900	ーその他のもの	SM	KG					
6907.23		ー吸水率が全重量の10%を超えるもの							
	100	ーモザイクタイル							SM
	900	ーその他のもの	SM	KG					
6907.30	000	ーモザイクキューブその他これに類する物品(第6907.40号のものを除く。)	SM	KG					
6907.40	000	ー仕上げ用の陶磁製品	SM	KG					
		[削除]			6907.90	000	ーその他のもの		SM KG
		[削除]			69.08		陶磁製の舗装用品及び炉用又は壁用のタイル(うわぐすりを施したものに限る。)並びに陶磁製のモザイクキューブその他これに類する物品(うわぐすりを施したものに限るものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。)		
					6908.10		ータイル、キューブその他これらに類する物品(長方形であるかないかを問わないものとし、面積が最大の面を1辺が7センチメートル未満の正方形により包含することができるものに限る。)		
						100	ーモザイクタイル		SM
						900	ーその他のもの		SM KG
					6908.90		ーその他のもの		
						100	ーモザイクタイル		SM
						900	ーその他のもの		SM MT
69.09					69.09				
}		[略]			}		[同左]		
69.14					69.14				
		[略]					[同左]		
		第15部 卑金属及びその製品					第15部 卑金属及びその製品		
注					注				

<p>1 この部には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)～(l) [略]</p> <p>(m) 手ふるい、ボタン、ペン、ペンシルホルダー、ペン先、<u>一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品その他の第96類の物品（雑品）</u></p> <p>(n) [略]</p> <p>2～8 [略]</p> <p>[略]</p>	<p>1 この部には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)～(l) [同左]</p> <p>(m) 手ふるい、ボタン、ペン、ペンシルホルダー、ペン先<u>その他の第96類の物品（雑品）</u></p> <p>(n) [同左]</p> <p>2～8 [同左]</p> <p>[同左]</p>
<p>[略]</p> <p>第74類 銅及びその製品</p> <p>注</p> <p>1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(a)及び(b) [略]</p> <p>(c) 「マスターアロイ」とは、銅と他の元素の合金（銅の含有量が全重量の10%を超えるものに限る。）で、実用上圧延及び鍛造のいずれにも適せず、かつ、通常その他の合金の製造の際の添加用又は非鉄金属の冶金の際の脱酸用、脱硫用その他これらに類する用途に供するものをいう。ただし、りの含有量が全重量の15%を超えるりん銅は、<u>第28.53項</u>に属する。</p> <p>(d)～(h) [略]</p> <p>号注</p> <p>[略]</p>	<p>[同左]</p> <p>第74類 銅及びその製品</p> <p>注</p> <p>1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(a)及び(b) [同左]</p> <p>(c) 「マスターアロイ」とは、銅と他の元素の合金（銅の含有量が全重量の10%を超えるものに限る。）で、実用上圧延及び鍛造のいずれにも適せず、かつ、通常その他の合金の製造の際の添加用又は非鉄金属の<sup>キ</sup>冶金の際の脱酸用、脱硫用その他これらに類する用途に供するものをいう。ただし、りの含有量が全重量の15%を超えるりん銅は、<u>第28.48項</u>に属する。</p> <p>(d)～(h) [同左]</p> <p>号注</p> <p>[同左]</p>
<p>[略]</p> <p>第82類 卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品</p> <p>注</p> <p>1 トーチランプ、<u>可搬式鍛冶炉</u>、フレーム付きグライディングホイール、マニキュアセット、ペディキュアセット及び第82.09項の物品を除くほか、この類の物品は、次のいずれかの物品から成る刃、作用する面その他の作用する部分を有するものに限る。</p> <p>(a)～(d) [略]</p> <p>2及び3 [略]</p>	<p>[同左]</p> <p>第82類 卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品</p> <p>注</p> <p>1 トーチランプ、<u>可搬式かじ炬</u>、フレーム付きグライディングホイール、マニキュアセット、ペディキュアセット及び第82.09項の物品を除くほか、この類の物品は、次のいずれかの物品から成る刃、作用する面その他の作用する部分を有するものに限る。</p> <p>(a)～(d) [同左]</p> <p>2及び3 [同左]</p>
<p>82.01</p> <p>}</p> <p>[略]</p> <p>82.04</p> <p>82.05 手道具及び手工具（ダイヤモンドガラス切りを含むものとし、他の項に</p>	<p>82.01</p> <p>}</p> <p>[同左]</p> <p>82.04</p> <p>82.05 手道具及び手工具（ダイヤモンドガラス切りを含むものとし、他の項に</p>

8205.10		該当するものを除く。)、トーチランプ並びに万力、クランプその他これらに類する物品 ( <u>加工機械又はウォータージェット切断機械の附属品</u> 及び部分品を除く。)、金敷き、 <u>可搬式鍛冶炉</u> 並びにフレーム付きグライディングホイールで手回し式又は足踏み式のもの		8205.10		該当するものを除く。)、トーチランプ並びに万力、クランプその他これらに類する物品 ( <u>加工機械の附属品</u> 及び部分品を除く。)、金敷き、 <u>可搬式かじり</u> 並びにフレーム付きグライディングホイールで手回し式又は足踏み式のもの	
}		[略]		}		[同左]	
8205.90				8205.90			
82.06				82.06			
}		[略]		}		[同左]	
82.15				82.15			
[略]				[同左]			
83.01		[略]		83.01		[同左]	
}				}			
83.07				83.07			
83.08		卑金属製の留金、留金付きフレーム、バックル、フック、アイ、アイレットその他これらに類する物品 (衣類又は衣類附属品、履物、身辺用細貨類、腕時計、書籍、日よけ、革製品、旅行用具、馬具その他の製品に使用する種類のものに限る。)、管リベット、 <u>二股リベット</u> 、ビーズ及びスパングル		83.08		卑金属製の留金、留金付きフレーム、バックル、フック、アイ、アイレットその他これらに類する物品 (衣類、履物、日よけ、ハンドバッグ、 <u>旅行用具</u> その他の製品に使用する種類のものに限る。)、管リベット、 <u>ふたまたり</u> リベット、ビーズ及びスパングル	
8308.10		[略]		8308.10		[同左]	
8308.20	000	一管リベット及び <u>二股リベット</u>	KG	8308.20	000	一管リベット及び <u>ふたまたり</u> リベット	KG
8308.90		[略]		8308.90		[同左]	
83.09				83.09			
}		[略]		}		[同左]	
83.11				83.11			
第16部 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品				第16部 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品			
注				注			
1 この部には、次の物品を含まない。				1 この部には、次の物品を含まない。			
(a)~(p) [略]				(a)~(p) [同左]			
(q) タイプライターリボン又はこれに類するリボン (スプールに巻いてあるかないか又はカート				(q) タイプライターリボン又はこれに類するリボン (スプールに巻いてあるかないか又はカート			

リッジに入れてあるかないかを問わない。インキを付けたもの及びその他の方法により印字することができる状態にしたものは、第96.12項に属する。その他のリボンは、その構成する材料により該当する項に属する。)及び第96.20項の一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品

2～5 [略]

第84類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品

注

1 この類には、次の物品を含まない。

(a)～(f) [略]

(g) 第17部の物品用のラジエーター

(h) [略]

2 第84.01項から第84.24項まで又は第84.86項に該当する機械類で同時に第84.25項から第84.80項までのいずれかの項に該当するものは、この部の注3及びこの類の注9の規定によりその所属が決定される場合を除くほか、第84.01項から第84.24項まで又は第84.86項の該当する項に属する。ただし、第84.19項には、次の物品を含まない。

(a)～(d) [略]

(e) 機械的作業を行う機器(理化学用のものを含む。)で、温度の変化を必要とする場合であってもこれを主たる機能としないもの

[略]

3～8 [略]

9(A) 第85類の注9(a)及び9(b)は、この注及び第84.86項の「半導体デバイス」及び「集積回路」についても適用する。ただし、この注及び第84.86項の「半導体デバイス」には、光電性半導体デバイス及び発光ダイオード(LED)を含む。

(B)～(D) [略]

号注

1 第8465.20号において「マシニングセンター」とは、木材、コルク、骨、硬質ゴム、硬質プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械で、加工プログラムに従ってマガジンその他これに類する装置から自動的に工具を交換する方法により二以上の加工機能を有する機械をいう。

2 [略]

3 第8481.20号において「油圧伝動装置用又は空気圧伝動装置用の弁」とは、圧力が加わ

リッジに入れてあるかないかを問わない。インキを付けたもの及びその他の方法により印字することができる状態にしたものは、第96.12項に属する。その他のリボンは、その構成する材料により該当する項に属する。)

2～5 [同左]

第84類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品

注

1 この類には、次の物品を含まない。

(a)～(f) [同左]

[新規]

(g) [同左]

2 第84.01項から第84.24項まで又は第84.86項に該当する機械類で同時に第84.25項から第84.80項までのいずれかの項に該当するものは、この部の注3及びこの類の注9の規定によりその所属が決定される場合を除くほか、第84.01項から第84.24項まで又は第84.86項の該当する項に属する。ただし、第84.19項には、次の物品を含まない。

(a)～(d) [同左]

(e) 機械的作業を行う機械類で、温度の変化を必要とする場合であってもこれを主たる機能としないもの

[同左]

3～8 [同左]

9(A) 第85類の注8(a)及び8(b)は、この注及び第84.86項の「半導体デバイス」及び「集積回路」についても適用する。ただし、この注及び第84.86項の「半導体デバイス」には、光電性半導体デバイス及び発光ダイオードを含む。

(B)～(D) [同左]

号注

[新規]

1 [同左]

[新規]

つた流体（液体又は気体）の形で動力源が供給される液圧式又はニューマチック式システムの流  
 体動力伝達装置に特に用いられる弁をいう。これらの弁には種々の型（減圧型、逆止型等）があ  
 る。同号は、第84.81項の他のいかなる号にも優先する。

4 [略]

2 [同左]

84.01				84.01			
}	[略]			}	[同左]		
84.14				84.14			
84.15	エアコンディショナー（動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化さ せる機構を有するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節するこ とができないものを含む。）			84.15	エアコンディショナー（動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化さ せる機構を有するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節するこ とができないものを含む。）		
8415.10	一窓、壁、天井又は床に取り付けるように設計したもの（一体構造のも の又はスプリットシステムのものに限る。）			8415.10	一窓又は壁に取り付けるもの（一体構造のもの又はスプリットシステム のものに限る。）		
100	一 小売用の包装にしたもの（使用されたものを除く。）	NO		100	一 小売用の包装にしたもの（使用されたものを除く。）		NO
900	一 一その他のもの	NO		900	一 一その他のもの		NO
8415.20				8415.20			
}	[略]			}	[同左]		
8415.90				8415.90			
84.16				84.16			
}	[略]			}	[同左]		
84.23				84.23			
84.24	噴射用、散布用又は噴霧用の機器（液体用又は粉用のものに限るもの とし、手動式であるかないかを問わない。）、消火器（消火剤を <u>充填</u> し てあるかないかを問わない。）、スプレーガンその他これに類する機器及 び蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器			84.24	噴射用、散布用又は噴霧用の機器（液体用又は粉用のものに限るもの とし、手動式であるかないかを問わない。）、消火器（消火剤を <u>充てん</u> し てあるかないかを問わない。）、スプレーガンその他これに類する機器 及び蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器		
8424.10	000 一消火器（消火剤を <u>充填</u> してあるかないかを問わない。）	NO	KG	8424.10	000 一消火器（消火剤を <u>充てん</u> してあるかないかを問わない。）	NO	KG
8424.20	[略]			8424.20	[同左]		
8424.30	[略]			8424.30	[同左]		
	<u>一農業用又は園芸用の噴霧器</u>				[新規]		
<u>8424.41</u>	<u>一 可搬式噴霧器</u>						
100	<u>一 一動力噴霧器</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>				
900	<u>一 一その他のもの</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>				
<u>8424.49</u>	<u>一 一その他のもの</u>						

	<u>100</u>	<u>---</u>	<u>動力噴霧器</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>						
	<u>900</u>	<u>---</u>	<u>その他のもの</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>						
			-その他の機器								
8424.82			<u>---</u> 農業用又は園芸用のもの			8424.81					
	<u>100</u>	<u>---</u>	<u>動力噴霧機</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>	<u>200</u>	<u>---</u>	<u>動力噴霧機</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>	
	<u>900</u>	<u>---</u>	<u>その他のもの</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>	<u>900</u>	<u>---</u>	<u>その他のもの</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>	
8424.89			[略]			8424.89		[同左]			
8424.90			[略]			8424.90		[同左]			
84.25			[略]			84.25		[同左]			
84.26			デリック、クレーン（ケーブルクレーンを含む。）、移動式リフティングフレーム、ストラッドルキャリア及びクレーンを装備した作業トラック			84.26		デリック、クレーン（ケーブルクレーンを含む。）、移動式リフティングフレーム、ストラッドルキャリア及びクレーンを装備した作業トラック			
			[略]					[同左]			
8426.11			[略]			8426.11		[同左]			
8426.30			-その他の機械（自走式のものに限る。）			8426.30		-その他の機械（自走式のものに限る。）			
<u>8426.41</u>			<u>---</u> タイヤ付きのもの			<u>8426.41</u>		<u>---</u> タイヤ付きのもの			
			<u>---</u> ラフテレーンクレーン				<u>100</u>	<u>---</u> 中古のもの	<u>NO</u>	<u>KG</u>	
	<u>210</u>	<u>---</u>	<u>---</u> 中古のもの	<u>NO</u>	<u>KG</u>	<u>900</u>	<u>---</u>	<u>その他のもの</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>	
	<u>290</u>	<u>---</u>	<u>---</u> その他のもの	<u>NO</u>	<u>KG</u>						
	<u>900</u>	<u>---</u>	<u>---</u> その他のもの	<u>NO</u>	<u>KG</u>						
8426.49			[略]			8426.49		[同左]			
8426.99			[略]			8426.99		[同左]			
84.27			[略]			84.27		[同左]			
84.31			[略]			84.31		[同左]			
84.32			農業用、園芸用又は林業用の機械（整地用又は耕作用のものに限る。）及び芝生用又は運動場用のローラー			84.32		農業用、園芸用又は林業用の機械（整地用又は耕作用のものに限る。）及び芝生用又は運動場用のローラー			
8432.10			[略]			8432.10		[同左]			

8432.29		は 播種機、植付け機及び移植機		8432.29		は 播種機、植付け機及び移植機			
				8432.30	000				NO KG
8432.31	000	は 不耕起栽培用の播種機、植付け機及び移植機	NO KG						
8432.39	000	他のもの	NO KG						
		肥料散布機		8432.40	000	肥料散布機			NO KG
8432.41	000	堆肥散布機	NO KG						
8432.42	000	施肥機	NO KG						
8432.80		[略]		8432.80		[同左]			
8432.90		[略]		8432.90		[同左]			
84.33				84.33					
}		[略]		}		[同左]			
84.41				84.41					
84.42		プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器（第84.56項から第84.65項までの機械を除く。）、プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネント並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたプレート、シリンダー及びリソグラフィックストーン		84.42		プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器（第84.56項から第84.65項までの加工機械を除く。）、プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネント並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたプレート、シリンダー及びリソグラフィックストーン			
8442.30				8442.30					
}		[略]		}		[同左]			
8442.50				8442.50					
84.43				84.43					
}		[略]		}		[同左]			
84.55				84.55					
84.56		レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械及びウォータージェット切断機械		84.56		レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械及びウォータージェット切断機械			
		レーザーその他の光子ビームによるもの		8456.10	000	レーザーその他の光子ビームによるもの			NO KG
8456.11	000	レーザーによるもの	NO KG						
8456.12	000	その他の光子ビームによるもの	NO KG						
8456.20		[略]		8456.20		[同左]			
8456.30		[略]		8456.30		[同左]			
8456.40	000	プラズマアークによるもの	NO KG			[新規]			

<u>8456.50</u>	<u>000</u>	ーウォータージェット切断機械	<u>NO</u>	<u>KG</u>					
8456.90		[略]			8456.90		[新規]		
84.57		[略]			84.57		[同左]		
84.58		[略]			84.58		[同左]		
84.59		金属用のボール盤、中ぐり盤、フライス盤、ねじ切り盤及びねじ立て盤 (ウェイタイプユニットヘッド機を含むものとし、第84.58項の旋盤(ターニングセンターを含む。)を除く。)			84.59		金属用のボール盤、中ぐり盤、フライス盤、ねじ切り盤及びねじ立て盤 (ウェイタイプユニットヘッド機を含むものとし、第84.58項の旋盤(ターニングセンターを含む。)を除く。)		
8459.10		[略]			8459.10		[同左]		
8459.39		ーその他の中ぐり盤			8459.39		ーその他の中ぐり盤		
<u>8459.41</u>	<u>000</u>	ー数値制御式のもの	<u>NO</u>	<u>KG</u>	<u>100</u>		ー数値制御式のもの	<u>NO</u>	<u>KG</u>
<u>8459.49</u>	<u>000</u>	ーその他のもの ー膝形フライス盤	<u>NO</u>	<u>KG</u>	<u>900</u>		ーその他のもの ーひざ形フライス盤	<u>NO</u>	<u>KG</u>
8459.51		[略]			8459.51		[同左]		
8459.59		[略]			8459.59		[同左]		
8459.61		[略]			8459.61		[同左]		
8459.70		[略]			8459.70		[同左]		
84.60		研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤その他の仕上げ用加工機械(研削砥石その他の研磨材料を使用して金属又はサーメットを加工するものに限るものとし、第84.61項の歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤を除く。) ー平面研削盤			84.60		研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤その他の仕上げ用加工機械(研削砥石その他の研磨材料を使用して金属又はサーメットを加工するものに限るものとし、第84.61項の歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤を除く。) ー平面研削盤(軸の位置決めが0.01ミリメートル以内の精度でできるものに限る。)		
<u>8460.12</u>	<u>000</u>	ー数値制御式のもの	<u>NO</u>	<u>KG</u>	<u>8460.11</u>	<u>000</u>	ー数値制御式のもの	<u>NO</u>	<u>KG</u>
8460.19		[略] ーその他の研削盤			8460.19		[同左] ーその他の研削盤(軸の位置決めが0.01ミリメートル以内の精度でできるものに限る。)		
		[削除]			<u>8460.21</u>	<u>000</u>	ー数値制御式のもの	<u>NO</u>	<u>KG</u>
<u>8460.22</u>	<u>000</u>	ー芯無し研削盤(数値制御式のものに限る。)	<u>NO</u>	<u>KG</u>			[新規]		

8460.23	000	—その他の円筒研削盤（数値制御式のものに限る。）	NO	KG			[新規]		
8460.24	000	—その他のもの（数値制御式のものに限る。）	NO	KG			[新規]		
8460.29		—その他のもの			8460.29		—その他のもの		
	100	—円筒研削盤（ <u>芯無し式のもの</u> を除く。）	NO	KG	100		—円筒研削盤（ <u>センターレス式のもの</u> を除く。）	NO	KG
	200	—内面研削盤（ <u>芯無し式のもの</u> を除く。）	NO	KG	200		—内面研削盤（ <u>センターレス式のもの</u> を除く。）	NO	KG
	300	— <u>芯無し研削盤</u>	NO	KG	300		— <u>センターレス式研削盤</u>	NO	KG
	900	—その他のもの	NO	KG	900		—その他のもの	NO	KG
		[略]					[同左]		
8460.31					8460.31				
	}	[略]					[同左]		
8460.90					8460.90				
84.61					84.61				
	}	[略]					[同左]		
84.64					84.64				
84.65		木材、コルク、骨、硬質ゴム、硬質プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械（くぎ打ち用、またくぎ打ち用、接着用その他の組立て用のものを含む。）			84.65		木材、コルク、骨、硬質ゴム、硬質プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械（くぎ打ち用、またくぎ打ち用、接着用その他の組立て用のものを含む。）		
		[略]					[同左]		
8465.10					8465.10				
8465.20	000	—マシニングセンター	NO	KG			[新規]		
		[略]					[同左]		
8465.91					8465.91				
	}	[略]					[同左]		
8465.99					8465.99				
84.66		第84.56項から第84.65項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（工作物保持具、ツールホルダー、自動開きダイヘッド、割出台その他 <u>機械用</u> の特殊な附属装置を含む。）並びに手持工具用ツールホルダー			84.66		第84.56項から第84.65項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（工作物保持具、ツールホルダー、自動開きダイヘッド、割出台その他 <u>加工機械用</u> の特殊な附属装置を含む。）並びに手持工具用ツールホルダー		
		[略]					[同左]		
8466.10					8466.10				
8466.20					8466.20				
8466.30		—割出台その他の特殊な附属装置（ <u>機械用</u> のものに限る。）			8466.30		—割出台その他の特殊な附属装置（ <u>加工機械用</u> のものに限る。）		
	100	—第84.56項から第84.63項までの機械に使用するもの	KG		100		—第84.56項から第84.63項までの機械に使用するもの	KG	
	400	—第84.64項又は第84.65項の機械に使用するもの	KG		400		—第84.64項又は第84.65項の機械に使用するもの	KG	

8466.91	[略]			8466.91	[同左]		
}	[略]			}	[同左]		
8466.94				8466.94			
84.67	[略]			84.67	[同左]		
84.68	[略]			84.68	[同左]		
	[削除]			<u>84.69</u>			
				<u>8469.00</u>	000	タイプライター（第84.43項のプリンターを除く。）及びワードプロセッサ	NO
84.70				84.70			
}	[略]			}	[同左]		
84.72				84.72			
84.73	第84.70項から第84.72項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（カバー、携帯用ケースその他これらに類する物品を除く。）			84.73	第84.69項から第84.72項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（カバー、携帯用ケースその他これらに類する物品を除く。）		
	[削除]			<u>8473.10</u>	000	－第84.69項の機械の部分品及び附属品	KG
	[略]					[同左]	
8473.21				8473.21			
}	[略]			}	[同左]		
8473.40				8473.40			
8473.50	000 ー第84.70項から第84.72項までの二以上の項の機械に共通して使用する部分品及び附属品		KG	8473.50	000	ー第84.69項から第84.72項までの二以上の項の機械に共通して使用する部分品及び附属品	KG
84.74				84.74			
}	[略]			}	[同左]		
84.87				84.87			
第85類 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品				第85類 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品			
注				注			
1及び2 [略]				1及び2 [同左]			
3 第85.07項の「蓄電池」には、エネルギーを蓄積及び供給する蓄電池の機能に貢献し又は蓄電池を損傷から保護する補助部品（例えば、接続子、温度制御装置（サーミスター等）及び回				[新規]			

路保護装置)とともに提示するものを含むものとし、また、蓄電池が使用される物品の保護ハウジングの一部を取り付けたものを含む。

4 [略]

5 [略]

6 [略]

7 [略]

8 [略]

9 第85.41項及び第85.42項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a) [略]

(b) 「集積回路」とは、次の物品をいう。

(i)~(iii) [略]

(iv) マルチコンポーネント集積回路(MCO) (一以上のモノリシック集積回路、ハイブリッド集積回路又はマルチチップ集積回路と、少なくとも一のコンポーネント(シリコンベースセンサー、シリコンベースアクチュエーター、シリコンベースオシレーター、シリコンベースレゾネーター若しくはこれらを組み合わせたもの、第85.32項、第85.33項若しくは第85.41項に属する物品の機能を有するコンポーネント又は第85.04項に属するインダクター)とを結合した回路で、ピン、リード、ボール、ランド、バンプ又はパッドを通して、印刷回路基板(PCB)その他のキャリア上への組立てに使用する種類の部品として、集積回路と同様に実用上不可分の状態に一体化されているもの)

この定義において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1 「コンポーネント」は、個別部品であるか、独立して製造された後にMCOの土台の上に組み立てられているか又は他のコンポーネントに組み込まれているかを問わない。

2 「シリコンベース」とは、シリコン基板上に形成され、シリコン材料で作られ又は集積回路ダイの上に製造されていることをいう。

3(a) 「シリコンベースセンサー」は、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、電気特性の変化又は機械構造体の変位によつて生ずる物理量又は化学量を検出し、これらを電気信号に変換する機能を有するものである。「物理量又は化学量」は、圧力、音波、加速度、振動、移動、方向、歪み、磁界強度、電界強度、光、放射能、湿度、フロー、化学物質濃度等の実世界の現象に関連する。

(b) 「シリコンベースアクチュエーター」は、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、電気信号を物理的な動きに変換する機能を有す

3 [同左]

4 [同左]

5 [同左]

6 [同左]

7 [同左]

8 第85.41項及び第85.42項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a) [同左]

(b) 「集積回路」とは、次の物品をいう。

(i)~(iii) [同左]

[新規]

るものである。

(c) 「シリコンベースレゾネーター」は、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、外部入力に応じて、これらの構造体の物理的形狀に依存するあらかじめ設定した周波数の機械的又は電氣的な振動を発生する機能を有するコンポーネントである。

(d) 「シリコンベースオシレーター」は、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、これらの構造体の物理的形狀に依存するあらかじめ設定した周波数の機械的又は電氣的な振動を発生する機能を有する能動コンポーネントである。

この注9の物品の所属の決定に当たつては、第85.41項及び第85.42項は、第85.23項を除き、当該物品が特にその機能からみて属するとみられるこの表の他のいずれの項にも優先する。

10 [略]

号注

[略]

この注8の物品の所属の決定に当たつては、第85.41項及び第85.42項は、第85.23項を除き、当該物品が特にその機能からみて属するとみられるこの表の他のいずれの項にも優先する。

9 [同左]

号注

[同左]

85.01		[略]	
85.27			
85.28		モニター及びプロジェクター（テレビジョン受像機器を有しないものに限る。）並びにテレビジョン受像機器（ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。） －陰極線管モニター	
8528.42	000	－第84.71項の自動データ処理機械に直接接続することができ、 かつ、それとともに使用するよう設計されたもの	NO
8528.49		[略] －その他のモニター	
8528.52		－第84.71項の自動データ処理機械に直接接続することができ、 かつ、それとともに使用するよう設計されたもの	
	100	－小売用の包装にしたもの（使用されたものを除く。）	NO
	900	－その他のもの	NO
8528.59		[略]	

85.01		[同左]	
85.27			
85.28		モニター及びプロジェクター（テレビジョン受像機器を有しないものに限る。）並びにテレビジョン受像機器（ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。） －陰極線管モニター	
8528.41	000	－第84.71項の自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のもの	NO
8528.49		[同左] －その他のモニター	
8528.51		－第84.71項の自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のもの	
	100	－小売用の包装にしたもの（使用されたものを除く。）	NO
	900	－その他のもの	NO
8528.59		[同左]	

		ープロジェクター	
8528.62	000	ー第84.71項の自動データ処理機械に直接接続することができ、 かつ、それとともに使用するよう設計されたもの	NO
8528.69		[略]	
		[略]	
8528.71		[略]	
8528.73		[略]	
85.29		[略]	
85.30		[略]	
85.31		電気式の音響信号用又は可視信号用の機器（例えば、ベル、サイレン、 表示盤、盗難警報器及び火災警報器。第85.12項又は第85.30 項のものを除く。）	
8531.10		[略]	
8531.20	000	ー表示盤（ <u>液晶デバイス（LCD）又は発光ダイオード（LED）</u> を自 蔵するものに限る。）	NO KG
8531.80		[略]	
8531.90		[略]	
85.32		[略]	
85.38		[略]	
85.39		フィラメント電球及び放電管（シールドビームランプ、紫外線ランプ及 び赤外線ランプを含む。） <u>、アーク灯並びに発光ダイオード（LED） ランプ</u>	
8539.10		[略]	
8539.49		[略]	
8539.50	000	ー発光ダイオード（LED）ランプ	NO KG
8539.90		[略]	
85.40		[略]	
85.41		ダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス、光 電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかない	

		ープロジェクター	
8528.61	000	ー第84.71項の自動データ処理システムに専ら又は主として使用 する種類のもの	NO
8528.69		[同左]	
		[同左]	
8528.71		[同左]	
8528.73		[同左]	
85.29		[同左]	
85.30		[同左]	
85.31		電気式の音響信号用又は可視信号用の機器（例えば、ベル、サイレン、 表示盤、盗難警報器及び火災警報器。第85.12項又は第85.30 項のものを除く。）	
8531.10		[同左]	
8531.20	000	ー表示盤（ <u>液晶デバイス又は発光ダイオード</u> を自蔵するものに限る。）	NO KG
8531.80		[同左]	
8531.90		[同左]	
85.32		[同左]	
85.38		[同左]	
85.39		フィラメント電球及び放電管（シールドビームランプ、紫外線ランプ及 び赤外線ランプを含む。） <u>並びにアーク灯</u>	
8539.10		[同左]	
8539.49		[新規]	
8539.90		[同左]	
85.40		[同左]	
85.41		ダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス、光 電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかない	

8541.10	かを問わない。)を含む。)、 <u>発光ダイオード(LED)</u> 及び圧電結晶素子		8541.10	かを問わない。)を含む。)、 <u>発光ダイオード</u> 及び圧電結晶素子	
	ーダイオード(光電性ダイオード及び <u>発光ダイオード(LED)</u> を除く。)			ーダイオード(光電性ダイオード及び <u>発光ダイオード</u> を除く。)	
100	ー実装してないもの	TH	100	ー実装してないもの	TH
	ーその他のもの			ーその他のもの	
910	ー平均順電流が100ミリアンペア未満のもの	NO	910	ー平均順電流が100ミリアンペア未満のもの	NO
920	ー平均順電流が100ミリアンペア以上のもの	NO	920	ー平均順電流が100ミリアンペア以上のもの	NO
	[略]			[同左]	
8541.21			8541.21		
}	[略]		}	[同左]	
8541.30			8541.30		
8541.40	ー光電性半導体デバイス(光電池(モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。))を含む。) <u>及び発光ダイオード(LED)</u>		8541.40	ー光電性半導体デバイス(光電池(モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。))を含む。) <u>及び発光ダイオード</u>	
100	ー実装してないもの	TH	100	ー実装してないもの	TH
	ーその他のもの			ーその他のもの	
910	ー <u>発光ダイオード(LED)</u>	NO	910	ー <u>発光ダイオード</u>	NO
990	ーその他のもの	NO	990	ーその他のもの	NO
8541.50			8541.50		
}	[略]		}	[同左]	
8541.90			8541.90		
85.42			85.42		
}	[略]		}	[同左]	
85.48			85.48		

第17部 車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品

注

- 1 [略]
- 2 「部分品」及び「部分品及び附属品」には、次の物品(この部の物品に使用するものであるかないかを問わない。)を含まない。
- (a)~(d) [略]
- (e) 第84.01項から第84.79項までの機器及びその部分品(この部の物品用のラジエーターを除く。)、第84.81項又は第84.82項の物品並びに第84.83項の物品(原

第17部 車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品

注

- 1 [同左]
- 2 「部分品」及び「部分品及び附属品」には、次の物品(この部の物品に使用するものであるかないかを問わない。)を含まない。
- (a)~(d) [同左]
- (e) 第84.01項から第84.79項までの機器及びその部分品、第84.81項又は第84.82項の物品並びに第84.83項の物品(原動機の不可分の一部を構成するものに限る。

動機の不可分の一部を構成するものに限る。)				)			
(f)～(l) [略]				(f)～(l) [同左]			
3～5 [略]				3～5 [同左]			
[略]				[同左]			
87.01		トラクター（第87.09項のトラクターを除く。）		87.01		トラクター（第87.09項のトラクターを除く。）	
8701.10	000	―軸トラクター	NO KG	8701.10	000	―歩行操縦式トラクター	NO KG
8701.20	000	―セミトレーラー用の道路走行用トラクター	NO KG	8701.20	000	―セミトレーラー用の道路走行用のトラクター	NO KG
8701.30		[略]		8701.30		[同左]	
		―その他のもの		8701.90		―その他のもの	
8701.91		―エンジン出力が18キロワット以下のもの				―農業用のもの	
		――農業用のもの		200		――中古のもの	NO KG
110		―――中古のもの	NO KG			―――その他のもの	
190		―――その他のもの	NO KG	310		―――公称馬力が30馬力未満のもの	NO KG
900		―――その他のもの	NO KG	320		―――公称馬力が30馬力以上50馬力未満のもの	NO KG
8701.92		―エンジン出力が18キロワットを超え37キロワット以下のもの		330		―――公称馬力が50馬力以上のもの	NO KG
		――農業用のもの		900		―その他のもの	NO KG
110		―――中古のもの	NO KG				
		―――その他のもの					
191		―――エンジン出力が22キロワット以下のもの	NO KG				
192		―――エンジン出力が22キロワットを超えるもの	NO KG				
900		―――その他のもの	NO KG				
8701.93		―エンジン出力が37キロワットを超え75キロワット以下のもの					
		――農業用のもの					
110		―――中古のもの	NO KG				
190		―――その他のもの	NO KG				
900		―――その他のもの	NO KG				
8701.94		―エンジン出力が75キロワットを超え130キロワット以下のもの					
		――農業用のもの					
110		―――中古のもの	NO KG				
190		―――その他のもの	NO KG				
900		―――その他のもの	NO KG				

8701.95	<p>ーエンジン出力が130キロワットを超えるもの</p> <p>ー農業用のもの</p> <p>110 ー中古のもの</p> <p>190 ーその他のもの</p> <p>900 ーその他のもの</p>						
87.02	10人以上の人員（運転手を含む。）の輸送用の自動車			87.02	10人以上の人員（運転手を含む。）の輸送用の自動車		
8702.10	ーピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）のみを搭載したもの			8702.10	ーピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）を搭載したもの		
100	ーロックダウンのもの	ST		100	ーロックダウンのもの	ST	
	ーその他のもの				ーその他のもの		
910	ー中古のもの	NO		910	ー中古のもの	NO	
920	ーその他のもの	NO		920	ーその他のもの	NO	
8702.20	ー駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）及び電動機を搭載したもの				[新規]		
100	ー中古のもの	NO					
900	ーその他のもの	NO					
8702.30	ー駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関（往復動機関に限る。）及び電動機を搭載したもの				[新規]		
100	ー中古のもの	NO					
900	ーその他のもの	NO					
8702.40	ー駆動原動機として電動機のみを搭載したもの				[新規]		
100	ー中古のもの	NO					
900	ーその他のもの	NO					
8702.90	[略]			8702.90	[同左]		
87.03	乗用自動車その他の自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限り、第87.02項のものを除く。）			87.03	乗用自動車その他の自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限り、第87.02項のものを除く。）		
8703.10	[略]			8703.10	[同左]		
	ーその他の車両（ピストン式火花点火内燃機関（往復動機関に限る。）のみを搭載したものに限り。）				ーその他の車両（ピストン式火花点火内燃機関（往復動機関に限る。）を搭載したものに限り。）		
8703.21	[略]			8703.21	[同左]		
}	[略]			}	[同左]		

8703.24	－その他の車両（ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）のみを搭載したものに限る。）	8703.24	－その他の車両（ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）を搭載したものに限る。）
8703.31	〔略〕	8703.31	〔同左〕
8703.33		8703.33	
<u>8703.40</u>	－その他の車両（駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関（往復動機関に限る。）及び電動機を搭載したものに限るものとし、外部電源に接続することにより充電することができるものを除く。）		〔新規〕
100	－中古のもの	NO	
900	－その他のもの	NO	
<u>8703.50</u>	－その他の車両（駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）及び電動機を搭載したものに限るものとし、外部電源に接続することにより充電することができるものを除く。）		〔新規〕
100	－中古のもの	NO	
900	－その他のもの	NO	
<u>8703.60</u>	－その他の車両（駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関（往復動機関に限る。）及び電動機を搭載したもので、外部電源に接続することにより充電することができるものに限る。）		〔新規〕
100	－中古のもの	NO	
900	－その他のもの	NO	
<u>8703.70</u>	－その他の車両（駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）及び電動機を搭載したもので、外部電源に接続することにより充電することができるものに限る。）		〔新規〕
100	－中古のもの	NO	
900	－その他のもの	NO	
<u>8703.80</u>	－その他の車両（駆動原動機として電動機のみを搭載したものに限る。）		〔新規〕
100	－中古のもの	NO	
900	－その他のもの	NO	

8703.90	[略]		8703.90	[同左]	
87.04			87.04		
}	[略]		}	[同左]	
87.10			87.10		
87.11	モーターサイクル（モペットを含むものとし、サイドカー付きであるかないかを問わない。）、補助原動機付きの自転車（サイドカー付きであるかないかを問わない。）及びサイドカー		87.11	モーターサイクル（モペットを含むものとし、サイドカー付きであるかないかを問わない。）、補助原動機付きの自転車（サイドカー付きであるかないかを問わない。）及びサイドカー	
8711.10			8711.10		
}	[略]		}	[同左]	
8711.50			8711.50		
<u>8711.60</u>	<u>— 駆動原動機として電動機を有するもの</u>			[新規]	
	100 — 中古のもの	NO			
	900 — その他のもの	NO			
8711.90	[略]		8711.90	[同左]	
87.12			87.12		
}	[略]		}	[同左]	
87.16			87.16		
[略]			[同左]		
<p>[略]</p> <p>第90類 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)～(f) [略]</p> <p>(g) 第84.13項の計器付きポンプ並びに重量測定式の計数機、重量測定式の検査機及び単独で提示する分銅（第84.23項参照）、持上げ用又は荷扱い用の機械（第84.25項から第84.28項まで参照）、紙又は板紙の切断機（第84.41項参照）、第84.66項の物品で加工機械又はウォータージェット切断機械に取り付けた工作物又は工具の調整用のもの（目盛りを読むための光学的機構を有するもの（例えば、光学式割出台）を含むものとし、それ自体が光学機器の特性を有するもの（例えば、<u>芯出し望遠鏡</u>）を除く。）、計算機（第84.70項参照）、第84.81項の弁その他の物品並びに第84.86項の機器（感光面を有する半導体材料に回路図を投影又は描画するための機器を含む。）</p>			<p>[同左]</p> <p>第90類 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)～(f) [同左]</p> <p>(g) 第84.13項の計器付きポンプ並びに重量測定式の計数機、重量測定式の検査機及び単独で提示する分銅（第84.23項参照）、持上げ用又は荷扱い用の機械（第84.25項から第84.28項まで参照）、紙又は板紙の切断機（第84.41項参照）、第84.66項の物品で加工機械に取り付けた工作物又は工具の調整用のもの（目盛りを読むための光学的機構を有するもの（例えば、光学式割出台）を含むものとし、それ自体が光学機器の特性を有するもの（例えば、<u>しん出し望遠鏡</u>）を除く。）、計算機（第84.70項参照）、第84.81項の弁その他の物品並びに第84.86項の機器（感光面を有する半導体材料に回路図を投影又は描画するための機器を含む。）</p>		

(h)～(k) [略]		(h)～(k) [同左]	
<u>(l)</u> 第96.20項の一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品		[新規]	
<u>(m)</u> [略]		<u>(l)</u> [同左]	
<u>(n)</u> [略]		<u>(m)</u> [同左]	
2～7 [略]		2～7 [同左]	
90.01	[略]	90.01	[同左]
90.05	[略]	90.05	[同左]
90.06	写真機（映画用撮影機を除く。）並びに写真用のせん光器具及びせん光電球（第85.39項の放電管を除く。）	90.06	写真機（映画用撮影機を除く。）並びに写真用のせん光器具及びせん光電球（第85.39項の放電管を除く。）
	[削除]	<u>9006.10</u> 000	<u>一製版に使用する種類の写真機</u>
9006.30	[略]	9006.30	[同左]
9006.99	[略]	9006.99	[同左]
90.07	[略]	90.07	[同左]
90.33	[略]	90.33	[同左]
[略]		[同左]	
第92類 楽器並びにその部分品及び附属品		第92類 楽器並びにその部分品及び附属品	
注		注	
1 この類には、次の物品を含まない。		1 この類には、次の物品を含まない。	
(a)～(c) [略]		(a)～(c) [同左]	
(d) <u>楽器の清掃用ブラシ（第96.03項参照）及び一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品（第96.20項参照）</u>		(d) <u>楽器の清掃用ブラシ（第96.03項参照）</u>	
(e) [略]		(e) [同左]	
2 [略]		2 [同左]	
[略]		[同左]	
[略]		[同左]	
第94類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物		第94類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物	

注			注		
1 この類には、次の物品を含まない。			1 この類には、次の物品を含まない。		
(a)～(1) [略]			(a)～(1) [同左]		
<u>㉓</u> 一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品（第94.20項参照）			[新規]		
2～4 [略]			2～4 [同左]		
94.01		腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第94.02項のものを除く。）及びその部分品	94.01		腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第94.02項のものを除く。）及びその部分品
9401.10		[略]	9401.10		[同左]
9401.40		—とう、オーゾア、竹その他これらに類する材料製の腰掛け	9401.40		—とう、オーゾア、竹その他これらに類する材料製の腰掛け
<u>9401.52</u>	<u>000</u>	—竹製のもの	<u>9401.51</u>	<u>000</u>	—竹製又はとう製のもの
<u>9401.53</u>	<u>000</u>	—とう製のもの			
9401.59		[略]	9401.59		[同左]
		[略]			[同左]
9401.61		[略]	9401.61		[同左]
9401.90		[略]	9401.90		[同左]
94.02		[略]	94.02		[同左]
94.03		その他の家具及びその部分品	94.03		その他の家具及びその部分品
9403.10		[略]	9403.10		[同左]
9403.70		—その他の材料（とう、オーゾア、竹その他これらに類する材料を含む。）製の家具	9403.70		—その他の材料（とう、オーゾア、竹その他これらに類する材料を含む。）製の家具
<u>9403.82</u>	<u>000</u>	—竹製のもの	<u>9403.81</u>	<u>000</u>	—竹製又はとう製のもの
<u>9403.83</u>	<u>000</u>	—とう製のもの			
9403.89		[略]	9403.89		[同左]
9403.90		[略]	9403.90		[同左]
94.04		[略]	94.04		[同左]
94.05		[略]	94.05		[同左]
<u>94.06</u>		<u>プレハブ建築物</u>	<u>94.06</u>		

9406.10	000	—木製のもの			KG	9406.00	000	プレハブ建築物			KG
9406.90	000	—その他のもの			KG						
<p>第95類 がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)～(d) [略]</p> <p>(e) 第61類又は第62類の紡織用繊維製の<u>運動用衣類及び特殊衣類（肘、膝又はそけい部にパッド又は詰物等のさ細な保護用部分を有するか有しないかを問わない。例えば、フェンシング用衣類及びサッカーのゴールキーパー用ジャージー）並びに第61類又は第62類の紡織用繊維製の仮装用の衣類</u></p> <p>(f)～(t) [略]</p> <p><u>(u) 一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品（第96.20項参照）</u></p> <p>(v) [略]</p> <p>(w) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>号注</p> <p>[略]</p>						<p>第95類 がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)～(d) [同左]</p> <p>(e) 第61類又は第62類の紡織用繊維製の<u>運動用又は仮装用の衣類</u></p> <p>(f)～(t) [同左]</p> <p>[新規]</p> <p>(u) [同左]</p> <p>(v) [同左]</p> <p>2～5 [同左]</p> <p>号注</p> <p>[同左]</p>					
[略]						[同左]					
96.01		[略]				96.01		[同左]			
96.19						96.19		[新規]			
96.20											
9620.00	000	一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品			KG						
[略]						[同左]					
<p><u>輸入統計品目表</u></p> <p>[略]</p>						<p><u>輸入統計品目表</u></p> <p>[同左]</p>					
統計番号	品名			単位		統計番号	品名			単位	
				I	II					I	II
[略]						[同左]					
<p>第3類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物</p> <p>注</p> <p>[略]</p>						<p>第3類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物</p> <p>注</p> <p>[同左]</p>					

備考			[新規]		
1 第03.06項から第03.08項までにおいて「冷蔵したもの」及び「冷凍したもの」には、乾燥し、塩蔵し、塩水漬けし又はくん製したものを含まない。					
03.01	魚（生きているものに限る。） [略]		03.01	魚（生きているものに限る。） [同左]	
0301.11	[略]		0301.11	[同左]	
0301.19	[略]		0301.19	[同左]	
	－その他の魚（生きているものに限る。）			－その他の魚（生きているものに限る。）	
0301.91	[略]		0301.91	[同左]	
0301.92	[略]		0301.92	[同左]	
0301.93	－こい（クテナファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルプス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの）		0301.93	－こい（キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテナファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの）	
100	－養魚用の稚魚	KG	100	－養魚用の稚魚	KG
200	－その他のもの	KG	200	－その他のもの	KG
0301.94	[略]		0301.94	[同左]	
0301.99	[略]		0301.99	[同左]	
03.02	魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限り、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。） －さけ科のもの（第0302.91号から第0302.99号までの食用の魚のくず肉を除く。）		03.02	魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限り、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。） －さけ科のもの（ <u>肝臓、卵及びしらこ</u> を除く。）	
0302.11	[略]		0302.11	[同左]	
0302.19	－ひらめ・かれい類（かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの。第0302.91号から第0302.99号までの食用の魚のくず肉を除く。）		0302.19	－ひらめ・かれい類（かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの。 <u>肝臓、卵及びしらこ</u> を除く。）	
0302.21			0302.21		

0302.29	〔略〕 —まぐろ（トウナス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）（ <u>第0302.91号から第0302.99号までの食用の魚のくず肉を除く。</u> ）
0302.31	〔略〕
0302.39	—にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ）、かたぐちいわし（エングラウリス属のもの）、いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）、さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス）、 <u>ぐるくま（ラストレルリゲル属のもの）、さわら（スコムベロモルス属のもの）、まあじ（トラクルス属のもの）、ぎんがめあじ（カラックス属のもの）、すぎ（ラキケントロン・カナドゥム）、まながつお（パムプス属のもの）、さんま（コロラビス・サイラ）、むろあじ（デカプテルス属のもの）、からふとししやも（マルロトゥス・ヴィルロス）、めかじき（クスイフィアス・グラディウス）、すま（エウティヌス・アフィニス）、はがつお（サルダ属のもの）及びかじき（まかじき科のもの）（<u>第0302.91号から第0302.99号までの食用の魚のくず肉を除く。</u>）</u>
0302.41	〔略〕
0302.44	— <u>まあじ</u> （トラクルス属のもの）
0302.45	000
0302.46	〔略〕
0302.47	〔略〕
<u>0302.49</u>	— <u>その他のもの</u>
100	— <u>さんま（コロラビス・サイラ）及びむろあじ（デカプテルス属のもの）</u>
	— <u>その他のもの</u>

0302.29	〔同左〕 —まぐろ（トウナス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）（ <u>肝臓、卵及びしらこを除く。</u> ）	
0302.31	〔同左〕	
0302.39	—にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ）、かたぐちいわし（エングラウリス属のもの）、いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）、さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス）、 <u>あじ（トラクルス属のもの）、すぎ（ラキケントロン・カナドゥム）及びめかじき（クスイフィアス・グラディウス）（<u>肝臓、卵及びしらこを除く。</u>）</u>	
0302.41	〔同左〕	
0302.44	— <u>あじ</u> （トラクルス属のもの）	
0302.45	000	KG
0302.46	〔同左〕	
0302.47	〔同左〕	
	〔新規〕	
		KG

	210	-----さわら (スコムベロモルス属のもの)
	220	-----かじき (まかじき科のもの)
	290	-----その他のもの
		ーさいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの (第0302.91号から第0302.99号までの食用の魚のくず肉を除く。)
0302.51		[略]
0302.59		ーティラピア (オレオクロミス属のもの)、なまず (パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの)、こい (クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルプス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテウス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの)、うなぎ (アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ (ラテス・ニロティクス) 及びらいぎよ (カンナ属のもの) (第0302.91号から第0302.99号までの食用の魚のくず肉を除く。)
0302.71		[略]
0302.72		[略]
0302.73	000	ーこい (クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルプス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテウス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの)
0302.74		[略]
0302.79		[略]
		ーその他の魚 (第0302.91号から第0302.99号までの食用の魚のくず肉を除く。)
0302.81		[略]
0302.85		[略]

		KG		
		KG		
		KG		
			ーさいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの (肝臓、卵及びしらこを除く。)	
0302.51			[同左]	
0302.59			ーティラピア (オレオクロミス属のもの)、なまず (パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの)、こい (キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの)、うなぎ (アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ (ラテス・ニロティクス) 及びらいぎよ (カンナ属のもの) (肝臓、卵及びしらこを除く。)	
0302.71			[同左]	
0302.72			[同左]	
0302.73	000	KG	ーこい (キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの)	KG
0302.74			[同左]	
0302.79			[同左]	
			ーその他の魚 (肝臓、卵及びしらこを除く。)	
0302.81			[同左]	
0302.85			[同左]	



0302.99	--その他のもの
100	---内臓
	---その他のもの
910	----にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオウラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)
	----その他のもの
991	-----バラクータ(かます科又はくろたちかます科のもの)、キングクリップ(ゲニューテルス属のもの)及びたい(たい科のもの)
992	-----さめ
999	-----その他のもの
03.03	魚(冷凍したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。) <p>ーさけ科のもの(第0303.91号から第0303.99号までの食用の魚のくず肉を除く。)</p>
0303.11	[略]
0303.19	ーティラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの)、こい(クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルプス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロプラマ属のもの)、うなぎ(アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)及びらいぎよ(カンナ属のもの)(第0303.91号から第0303.99号までの食用の魚のくず肉を除く。)
0303.23	[略]

	KG
	KG
	KG
	KG
03.03	魚(冷凍したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。) <p>ーさけ科のもの(肝臓、卵及びしらこを除く。)</p>
0303.11	[同左]
0303.19	ーティラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの)、こい(キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの)、うなぎ(アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)及びらいぎよ(カンナ属のもの)(肝臓、卵及びしらこを除く。)
0303.23	[同左]

0303.24	[略]
0303.25 000	ーこい ( <u>クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルプス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテウス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの</u> )
0303.26	[略]
0303.29	[略]
	ーひらめ・かれい類 (かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの。 <u>第0303.91号から第0303.99号までの食用の魚のくず肉を除く。</u> )
0303.31	[略]
0303.39	ーまぐろ (トウナス属のもの) 及びかつお (エウティヌス (カツオヌス) ・ペラミス) ( <u>第0303.91号から第0303.99号までの食用の魚のくず肉を除く。</u> )
0303.41	[略]
0303.49	ーにしん (クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ)、 <u>かたぐちいわし (エングラウリス属のもの)、いわし (スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの)、さば (スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤボニクス)、ぐるくま (ラストレルリゲル属のもの)、さわら (スコムベロモルス属のもの)、まあじ (トラクルス属のもの)、ぎんがめあじ (カランクス属のもの)、すぎ (ラキユセントロン・カナドゥム)、まながつお (パムプス属のもの)、さんま (コロラビス・サイラ)、むろあじ (デカプテルス属のもの)、からふとししやも (マルロトゥス・ヴィルロスス)、めかじき (クスイフィアス・グラディウス)、すま (エウティヌ</u>

KG

0303.24	[同左]
0303.25 000	ーこい ( <u>キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの</u> )
0303.26	[同左]
0303.29	[同左]
	ーひらめ・かれい類 (かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの。 <u>肝臓、卵及びしらこを除く。</u> )
0303.31	[同左]
0303.39	ーまぐろ (トウナス属のもの) 及びかつお (エウティヌス (カツオヌス) ・ペラミス) ( <u>肝臓、卵及びしらこを除く。</u> )
0303.41	[同左]
0303.49	ーにしん (クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ)、 <u>いわし (スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの)、さば (スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤボニクス)、あじ (トラクルス属のもの)、すぎ (ラキユセントロン・カナドゥム) 及びめかじき (クスイフィアス・グラディウス) (肝臓、卵及びしらこを除く。)</u>

KG

	ス・アフィニス)、はがつお(サルダ属のもの)及びかじき(まかじき科のもの)(第0303.91号から第0303.99号までの食用の魚のくず肉を除く。)				
0303.51			0303.51		
}	[略]		}	[同左]	
0303.54			0303.54		
0303.55 000	-- <u>まあじ</u> (トラクルス属のもの)	KG	0303.55 000	-- <u>あじ</u> (トラクルス属のもの)	KG
0303.56	[略]		0303.56	[同左]	
0303.57	[略]		0303.57	[同左]	
<u>0303.59</u>	-- <u>その他のもの</u>			[新規]	
	--- <u>かたくちいわし(エングラウリス属のもの)、さんま(コロラビス・サイラ)及びむろあじ(デカプテルス属のもの)</u>				
110	--- <u>かたくちいわし(エングラウリス属のもの)</u>	KG			
120	--- <u>さんま(コロラビス・サイラ)</u>	KG			
190	--- <u>むろあじ(デカプテルス属のもの)</u>	KG			
	--- <u>その他のもの</u>				
910	--- <u>さわら(スコムベロモルス属のもの)</u>	KG			
920	--- <u>からふとししやも(マルロトゥス・ヴィロソス)</u>	KG			
930	--- <u>かじき(まかじき科のもの)</u>	KG			
990	--- <u>その他のもの</u>	KG			
	-さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの(第0303.91号から第0303.99号までの食用の魚のくず肉を除く。)			-さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの( <u>肝臓、卵及びしらこを除く。</u> )	
0303.63			0303.63		
}	[略]		}	[同左]	
0303.69			0303.69		
	-- <u>その他の魚(第0303.91号から第0303.99号までの食用の魚のくず肉を除く。)</u>			-- <u>その他の魚(肝臓、卵及びしらこを除く。)</u>	
0303.81			0303.81		
}	[略]		}	[同左]	
0303.84			0303.84		
<u>0303.89</u>	-- <u>その他のもの</u>		<u>0303.89</u>	-- <u>その他のもの</u>	



		<u>一魚の肝臓、卵及びしらこ並びにひれ、頭、尾、浮袋その他の食用の魚</u> <u>のくず肉</u>	
<u>0303.91</u>		<u>一肝臓、卵及びしらこ</u>	
	<u>010</u>	<u>一一一にしん（クルベア属のもの）の卵</u>	<u>KG</u>
	<u>020</u>	<u>一一一たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵</u>	<u>KG</u>
	<u>090</u>	<u>一一一その他のもの</u>	<u>KG</u>
<u>0303.92</u>	<u>000</u>	<u>一ふかひれ</u>	<u>KG</u>
<u>0303.99</u>		<u>一その他のもの</u>	
	<u>100</u>	<u>一一一内臓</u>	<u>KG</u>
		<u>一一一その他のもの</u>	
		<u>一一一一にしん（クルベア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属</u> <u>又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、</u> <u>さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サル</u> <u>ディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクル</u> <u>ス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属の</u> <u>もの）</u>	
	<u>911</u>	<u>一一一一一にしん（クルベア属のもの）及びたら（ガドゥス属、テラグ</u> <u>ラ属又はメルルシウス属のもの）</u>	<u>KG</u>
	<u>912</u>	<u>一一一一一さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストラ</u> <u>ラシクス及びスコムベル・ヤボニクス）</u>	<u>KG</u>
	<u>919</u>	<u>一一一一一その他のもの</u>	<u>KG</u>
		<u>一一一一一その他のもの</u>	
	<u>991</u>	<u>一一一一一バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キン</u> <u>グクリップ（ゲニユプテルス属のもの）及びたい（たい科の</u> <u>もの）</u>	<u>KG</u>
	<u>992</u>	<u>一一一一一からふとししやも（マルロトゥス・ヴィルロス）</u>	<u>KG</u>
	<u>993</u>	<u>一一一一一さめ</u>	<u>KG</u>
	<u>999</u>	<u>一一一一一その他のもの</u>	<u>KG</u>
03.04		魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限	

	<u>010</u>	<u>一一にしん（クルベア属のもの）の卵</u>	<u>KG</u>
	<u>020</u>	<u>一一たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵</u>	<u>KG</u>
	<u>090</u>	<u>一一その他のもの</u>	<u>KG</u>
		[新規]	
03.04		魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限	

		るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。)
		ー魚のフィレ (ティラピア (オレオクロミス属のもの)、なまず (パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの)、こい ( <u>クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルプス・ホイヴェニ及びキュブリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテウス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの</u> )、うなぎ (アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ (ラテス・ニロティクス) 又はらいぎよ (カンナ属のもの) のもの) (生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)
0304.31		
	}	[略]
0304.39		ーその他の魚のフィレ (生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)
0304.41		
	}	[略]
0304.46		
<u>0304.47</u>	000	ーーさめ
<u>0304.48</u>	000	ーーえい ( <u>がんぎえい科のもの</u> )
0304.49		[略]
		ーその他のもの (生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)
0304.51	000	ーティラピア (オレオクロミス属のもの)、なまず (パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの)、こい ( <u>クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルプス・ホイヴェニ及びキュブリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテウス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの</u> )、うなぎ (アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ (ラテス・ニロティクス) 及びらいぎよ (カンナ属のもの)
0304.52		
	}	[略]
0304.55		

KG

KG

KG

		るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。)
		ー魚のフィレ (ティラピア (オレオクロミス属のもの)、なまず (パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの)、こい ( <u>キュブリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの</u> )、うなぎ (アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ (ラテス・ニロティクス) 又はらいぎよ (カンナ属のもの) のもの) (生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)
0304.31		
	}	[同左]
0304.39		ーその他の魚のフィレ (生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)
0304.41		
	}	[同左]
0304.46		
		[新規]
		[新規]
0304.49		[同左]
		ーその他のもの (生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)
0304.51	000	ーティラピア (オレオクロミス属のもの)、なまず (パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの)、こい ( <u>キュブリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの</u> )、うなぎ (アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ (ラテス・ニロティクス) 及びらいぎよ (カンナ属のもの)
0304.52		
	}	[同左]
0304.55		

KG

0304.56	000	ーーさめ	
0304.57	000	ーーえい (がんぎえい科のもの)	
0304.59		ーーその他のもの	
	100	ーーーにしん (クルペア属のもの)、ぶり (セリオーラ属のもの)、さば (スコムベル属のもの)、いわし (エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ (トラクルス属又はデカプテルス属のもの) 及びさんま (コロラビス属のもの)	KG
		ーーーその他のもの	
	210	ーーーーバラクータ (かます科又はくろたちかます科のもの)、キングクリップ (ゲニューテルス属のもの) 及びたい (たい科のもの)	KG
		[削除]	
		ーーーーその他のもの	
	291	ーーーーーくろまぐろ (トゥヌス・ティヌス及びトゥヌス・オリエンタリス)	KG
	292	ーーーーーみなみまぐろ (トゥヌス・マッコイイ)	KG
	299	ーーーーーその他のもの	KG
		ー魚のフィレ (ティラピア (オレオクロミス属のもの)、なまず (パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい (クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルプス・ホイヴェニ及びキュブリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロプラマ属のもの)、うなぎ (アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ (ラテス・ニロティクス) 又はらいぎよ (カンナ属のもの) のもの (冷凍したものに限る。)	
0304.61			
		[略]	
0304.69			
		[略]	
0304.71			
		[略]	

			KG	[新規]	
			KG	[新規]	
0304.59		ーーその他のもの		0304.59	ーーその他のもの
	100	ーーーにしん (クルペア属のもの)、ぶり (セリオーラ属のもの)、さば (スコムベル属のもの)、いわし (エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ (トラクルス属又はデカプテルス属のもの) 及びさんま (コロラビス属のもの)	KG	100	ーーーにしん (クルペア属のもの)、ぶり (セリオーラ属のもの)、さば (スコムベル属のもの)、いわし (エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ (トラクルス属又はデカプテルス属のもの) 及びさんま (コロラビス属のもの)
		ーーーその他のもの			ーーーその他のもの
	210	ーーーーバラクータ (かます科又はくろたちかます科のもの)、キングクリップ (ゲニューテルス属のもの) 及びたい (たい科のもの)	KG	210	ーーーーバラクータ (かます科又はくろたちかます科のもの)、キングクリップ (ゲニューテルス属のもの) 及びたい (たい科のもの)
				220	ーーーーさめ
		ーーーーその他のもの			ーーーーその他のもの
	291	ーーーーーくろまぐろ (トゥヌス・ティヌス及びトゥヌス・オリエンタリス)	KG	291	ーーーーーくろまぐろ (トゥヌス・ティヌス及びトゥヌス・オリエンタリス)
	292	ーーーーーみなみまぐろ (トゥヌス・マッコイイ)	KG	292	ーーーーーみなみまぐろ (トゥヌス・マッコイイ)
	299	ーーーーーその他のもの	KG	299	ーーーーーその他のもの
		ー魚のフィレ (ティラピア (オレオクロミス属のもの)、なまず (パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい (キュブリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの)、うなぎ (アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ (ラテス・ニロティクス) 又はらいぎよ (カンナ属のもの) のもの (冷凍したものに限る。)			ー魚のフィレ (ティラピア (オレオクロミス属のもの)、なまず (パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい (キュブリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの)、うなぎ (アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ (ラテス・ニロティクス) 又はらいぎよ (カンナ属のもの) のもの (冷凍したものに限る。)
0304.61				0304.61	
		[略]			[同左]
0304.69				0304.69	
		[略]			[同左]
0304.71				0304.71	
		[略]			[同左]

0304.79		－その他の魚のフィレ（冷凍したものに限る。）
0304.81		[略]
0304.87		
<u>0304.88</u>	000	<u>－さめ及びえい（がんぎえい科のもの）</u>
0304.89		[略] －その他のもの（冷凍したものに限る。）
0304.91		[略]
0304.92		[略]
0304.93	000	－ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの）、こい（ <u>クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルプス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテウス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの</u> ）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎよ（カンナ属のもの）
0304.94		[略]
0304.95		[略]
<u>0304.96</u>	000	<u>－さめ</u>
<u>0304.97</u>	000	<u>－えい（がんぎえい科のもの）</u>
0304.99		－その他のもの －にしん（クルペア属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）
110		－にしん（クルペア属のもの）
120		－ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）

0304.79		－その他の魚のフィレ（冷凍したものに限る。）	
0304.81		[同左]	
0304.87			
<u>0304.88</u>	KG	[新規]	
0304.89		[同左]	
0304.91		[同左]	
0304.92		[同左]	
0304.93	000	－ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの）、こい（ <u>キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの</u> ）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎよ（カンナ属のもの）	KG
0304.94		[同左]	
0304.95		[同左]	
<u>0304.96</u>	KG	[新規]	
<u>0304.97</u>	KG	[新規]	
0304.99		－その他のもの －にしん（クルペア属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	
110	KG	－にしん（クルペア属のもの）	KG
120		－ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	KG

	----	その他のもの	
910	----	バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ（ゲニブテルス属のもの）及びたい（たい科のもの）	KG
		[削除]	
930	----	<u>からふとししやも（マルロトゥス・ヴィルロスス）</u>	KG
	----	その他のもの	
991	----	くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス及びトゥヌス・オリエンタリス）	KG
992	----	ふぐ	KG
993	----	いとより（すり身のものに限る。）	KG
994	----	みなみまぐろ（トゥヌス・マッコイイ）	KG
999	----	その他のもの	KG
03.05		魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。）、くん製した魚（くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）	
0305.10		[略]	
0305.20		[略]	
		一魚のフィレ（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、くん製したものを除く。）	
0305.31	000	一ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの）、こい（ <u>クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルプス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテウス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロプラマ属のもの</u> ）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎよ（カンナ属のもの）	KG
0305.32		[略]	
0305.39		[略]	
		一くん製した魚（フィレを含み、食用の魚のくず肉を除く。）	

	----	その他のもの	
910	----	バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ（ゲニブテルス属のもの）及びたい（たい科のもの）	KG
		<u>920</u> ----- <u>さめ</u>	<u>KG</u>
930	----	<u>ししやも</u>	KG
	----	その他のもの	
991	----	くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス及びトゥヌス・オリエンタリス）	KG
992	----	ふぐ	KG
993	----	いとより（すり身のものに限る。）	KG
994	----	みなみまぐろ（トゥヌス・マッコイイ）	KG
999	----	その他のもの	KG
03.05		魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。）、くん製した魚（くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）	
0305.10		[同左]	
0305.20		[同左]	
		一魚のフィレ（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、くん製したものを除く。）	
0305.31	000	一ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの）、こい（ <u>キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの</u> ）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎよ（カンナ属のもの）	KG
0305.32		[同左]	
0305.39		[同左]	
		一くん製した魚（フィレを含み、食用の魚のくず肉を除く。）	

0305.41			
}		[略]	
0305.43			
0305.44	000	<p>ーティラピア (オレオクロミス属のもの)、なまず (バンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの)、こい (クテノファリユンゴドン・イデルルス、<u>ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルプス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの</u>)、うなぎ (アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ (ラテス・ニロティクス) 及びらいぎよ (カンナ属のもの)</p>	
0305.49		<p>[略]</p> <p>ー乾燥した魚 (食用の魚のくず肉を除き、塩蔵してあるかないかを問わないものとし、くん製したものを除く。)</p>	
0305.51		[略]	
<u>0305.52</u>	000	<p>ーティラピア (オレオクロミス属のもの)、なまず (バンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの)、こい (クテノファリユンゴドン・イデルルス、<u>ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルプス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの</u>)、うなぎ (アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ (ラテス・ニロティクス) 及びらいぎよ (カンナ属のもの)</p>	
<u>0305.53</u>		<p>ーさいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの (コード (ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス) を除く。)</p>	
	100	<p>ーーたら (ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)</p>	
	900	<p>ーその他のもの</p>	
<u>0305.54</u>		<p>ーにしん (クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ)、かたくちいわし (エングラウリス属のもの)、いわし (スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属</p>	

KG

KG

KG

KG

0305.41			
}		[同左]	
0305.43			
0305.44	000	<p>ーティラピア (オレオクロミス属のもの)、なまず (バンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの)、こい (キュプリヌス・カルピオ、<u>カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの</u>)、うなぎ (アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ (ラテス・ニロティクス) 及びらいぎよ (カンナ属のもの)</p>	
0305.49		<p>[同左]</p> <p>ー乾燥した魚 (食用の魚のくず肉を除き、塩蔵してあるかないかを問わないものとし、くん製したものを除く。)</p>	
0305.51		<p>[同左]</p> <p>[新規]</p>	
		[新規]	
		[新規]	

KG

		又はサルディネルラ属のもの)、さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤボニクス)、ぐるくま(ラストレルリゲル属のもの)、さわら(スコムベロモルス属のもの)、まあじ(トラクルス属のもの)、ぎんがめあじ(カラックス属のもの)、すぎ(ラキユセントロン・カナドゥム)、まながつお(パムプス属のもの)、さんま(コロラビス・サイラ)、むろあじ(デカプテルス属のもの)、からふとししやも(マルロトゥス・ヴィルロス)、めかじき(クスイフィアス・グラディウス)、すま(エウティヌス・アフィニス)、はがつお(サルダ属のもの)及びかじき(まかじき科のもの)	
	100	---にしん(クルベア・ハレングス及びクルベア・パラスイイ)、いわし(サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤボニクス)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス・サイラ)	
	900	---その他のもの	
0305.59		---その他のもの	
	010	---さけ科のもの	
		---その他のもの	
	020	----にしん(クルベア属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)及びうるめいわし(エトルメウス属のもの)	
	090	----その他のもの -塩蔵した魚(乾燥し又はくん製したものを除く。)及び塩水漬けた魚(食用の魚のくず肉を除く。)	
0305.61			
	>	[略]	
0305.63			
0305.64	000	-ティラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシウス属	

		KG		
		KG		
0305.59			0305.59	---その他のもの
		KG	010	---さけ科のもの
				---その他のもの
		KG	020	----にしん(クルベア属のもの)、たら(ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)
		KG	090	----その他のもの -塩蔵した魚(乾燥し又はくん製したものを除く。)及び塩水漬けた魚(食用の魚のくず肉を除く。)
0305.61			0305.61	
	>			[同左]
0305.63			0305.63	
0305.64	000		0305.64	000 -ティラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシウス属
				KG
				KG

	、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの)、こい(クテノファリユンゴドン・イデルルス、 <u>ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルプス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテウス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロプラマ属のもの</u> )、うなぎ(アンギルラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)及びらいぎよ(カンナ属のもの)	KG
0305.69	---その他のもの	KG
010	----さけ科のもの	KG
	----その他のもの	
091	-----にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属又は <u>サルディノプス属のもの</u> )、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)	KG
099	-----その他のもの	KG
	一魚のひれ、頭、尾、浮袋その他の食用の魚のくず肉	
0305.71	[略]	
0305.72	---魚の頭、尾及び浮袋	
400	----浮袋	KG
	----その他のもの	
	-----くん製したもの	
110	-----太平洋さけ(オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルプスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス)、大西洋さけ(サルモ・サラル)及びドナウさけ(フコ・フコ)	KG
190	-----その他のもの	KG
	-----乾燥したもの	
210	-----さけ科のもの	KG

	、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの)、こい(キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、 <u>ミュロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの</u> )、うなぎ(アンギルラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)及びらいぎよ(カンナ属のもの)	KG
0305.69	---その他のもの	KG
010	----さけ科のもの	KG
	----その他のもの	
091	-----にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、 <u>サルディノプス属又はエングラウリス属のもの</u> )、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)	KG
099	-----その他のもの	KG
	一魚のひれ、頭、尾、浮袋その他の食用の魚のくず肉	
0305.71	[同左]	
0305.72	---魚の頭、尾及び浮袋	
	----くん製したもの	
110	-----太平洋さけ(オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルプスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス)、大西洋さけ(サルモ・サラル)及びドナウさけ(フコ・フコ)	KG
190	-----その他のもの	KG
	----乾燥したもの	
210	-----さけ科のもの	KG
	-----にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドゥス属、テラグラ	

	<u>-----その他のもの</u>
	<u>-----にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）</u>
221	<u>-----コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）</u>
222	<u>-----その他のもの</u>
229	<u>-----その他のもの</u> <u>-----塩蔵したもの及び塩水漬けたもの</u>
310	<u>-----さけ科のもの</u> <u>-----その他のもの</u>
321	<u>-----にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラシイ）</u>
322	<u>-----コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）</u>
323	<u>-----かたくちいわし（エングラウリス属のもの）</u> <u>-----その他のもの</u>
324	<u>-----にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属又はサルディノプス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）</u>
329	<u>-----その他のもの</u>
0305.79	<u>---その他のもの</u>
400	<u>---内臓</u> <u>---その他のもの</u>

KG

	<u>属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）</u>
221	<u>-----コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）</u>
222	<u>-----その他のもの</u>
229	<u>-----その他のもの</u> <u>---塩蔵したもの及び塩水漬けたもの</u>
310	<u>-----さけ科のもの</u> <u>-----その他のもの</u> <u>-----にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラシイ）、コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）及びかたくちいわし（エングラウリス属のもの）</u>
321	<u>-----にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラシイ）</u>
322	<u>-----コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）</u>
323	<u>-----かたくちいわし（エングラウリス属のもの）</u> <u>-----その他のもの</u>
324	<u>-----にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属又はサルディノプス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）</u>
329	<u>-----その他のもの</u>
0305.79	<u>---その他のもの</u> <u>---くん製したもの</u>
110	<u>-----太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス</u>

KG

KG

KG

KG

KG

KG

KG

KG

KG

-----くん製したもの

110 -----太平洋さけ (オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス)、大西洋さけ (サルモ・サラル) 及びドナウさけ (フコ・フコ)

190 -----その他のもの

-----乾燥したもの

210 -----さけ科のもの

-----その他のもの

-----にしん (クルペア属のもの)、たら (ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり (セリオーラ属のもの)、さば (スコムベル属のもの)、いわし (エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ (トラクルス属又はデカプテルス属のもの) 及びさんま (コロラビス属のもの)

221 -----コッド (ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス)

222 -----その他のもの

229 -----その他のもの

-----塩蔵したもの及び塩水漬けたもの

310 -----さけ科のもの

-----その他のもの

321 -----にしん (クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ)

322 -----コッド (ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス)

323 -----かたくちいわし (エングラウリス属のもの)

-----その他のもの

324 -----にしん (クルペア属のもの)、たら (ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり (セリオーラ

KG

ス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス)、大西洋さけ (サルモ・サラル) 及びドナウさけ (フコ・フコ)

190 -----その他のもの

-----乾燥したもの

210 -----さけ科のもの

-----その他のもの

-----にしん (クルペア属のもの)、たら (ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり (セリオーラ属のもの)、さば (スコムベル属のもの)、いわし (エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ (トラクルス属又はデカプテルス属のもの) 及びさんま (コロラビス属のもの)

221 -----コッド (ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス)

222 -----その他のもの

229 -----その他のもの

-----塩蔵したもの及び塩水漬けたもの

310 -----さけ科のもの

-----その他のもの

-----にしん (クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ)、コッド (ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス) 及びかたくちいわし (エングラウリス属のもの)

321 -----にしん (クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ)

322 -----コッド (ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス)

323 -----かたくちいわし (エングラウリス属のもの)

-----その他のもの

KG

		属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エト トルメウス属又はサルディノプス属のもの)、あじ(ト ラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コ ロラピス属のもの)	
	329	-----その他のもの	
03.06		甲殻類(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩 蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを 問わない。)、くん製した甲殻類(殻を除いてあるかないか又はくん製 する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを 問わない。)、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類(冷蔵し 、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものであるかないかを問わ ない。)並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに 限る。) -冷凍したもの	
	0306.11 000	---いせえびその他のいせえび科のえび(パニヌルス属、パヌリルス属 又はヤスス属のもの)	
	0306.12 000	---ロブスター(ホマルス属のもの)	
	0306.14	---かに	
	010	---たらばがに	
	020	---ずわいがに	
	030	---がざみ	
	040	---けがに	
	090	---その他のもの	
	0306.15 000	---ノルウェーロブスター(ネフロプス・ノルヴェギクス)	

KG

	324	-----にしん(クルベア属のもの)、たら(ガドゥス属、テラグ ラ属又はメルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属の もの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメ ウス属又はサルディノプス属のもの)、あじ(トラクルス 属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラピス属 のもの)	
	329	-----その他のもの	
03.06		甲殻類(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩 蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを 問わない。)、くん製した甲殻類(殻を除いてあるかないか又はくん製 する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを 問わない。)、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類(冷蔵し 、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものであるかないかを問わ ない。)並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに 限る。) -冷凍したもの	
	0306.11	---いせえびその他のいせえび科のえび(パニヌルス属、パヌリルス属 又はヤスス属のもの)	
	100	---くん製したもの	
	200	---その他のもの	
	0306.12	---ロブスター(ホマルス属のもの)	
	100	---くん製したもの	
	200	---その他のもの	
	0306.14	---かに	
	100	---くん製したもの	
		---その他のもの	
	010	---たらばがに	
	020	---ずわいがに	
	030	---がざみ	
	040	---けがに	
	090	---その他のもの	
	0306.15	---ノルウェーロブスター(ネフロプス・ノルヴェギクス)	

KG

0306.16	000	---コールドウォーターシュリンプ及びコールドウォータープローン（ クランゴン・クランゴン及びバンダルス属のもの）	KG
0306.17	000	---その他のシュリンプ及びプローン	KG
0306.19		---その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するも のに限る。）を含む。）	
	100	----えび	KG
	200	----その他のもの	KG
0306.31	000	---生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの ---いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属 又はヤスス属のもの）	KG
0306.32	000	---ロブスター（ホマルス属のもの）	KG
0306.33		---かに	
	110	----たらばがに	KG
		----ずわいがに	
	121	-----べにずわいがに	KG
	129	-----その他のもの	KG
	130	----がざみ	KG
	140	----けがに	KG
	150	----もくずがに	KG
	190	----その他のもの	KG
0306.34	000	---ノルウェーロブスター（ネフロプス・ノルヴェギクス）	KG
0306.35		---コールドウォーターシュリンプ及びコールドウォータープローン（	

	100	----くん製したもの	KG
	200	----その他のもの	KG
0306.16		---コールドウォーターシュリンプ及びコールドウォータープローン（ クランゴン・クランゴン及びバンダルス属のもの）	
	100	----くん製したもの	KG
	200	----その他のもの	KG
0306.17		---その他のシュリンプ及びプローン	
	100	----くん製したもの	KG
	200	----その他のもの	KG
0306.19		---その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するも のに限る。）を含む。）	
		----えび	
	110	-----くん製したもの	KG
	190	-----その他のもの	KG
		----その他のもの	
	210	-----くん製したもの	KG
	290	-----その他のもの	KG
		---冷凍してないもの	
0306.21		---いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属 又はヤスス属のもの）	
	100	---生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	KG
	500	---くん製したもの	KG
	200	---その他のもの	KG
0306.22		---ロブスター（ホマルス属のもの）	
	100	---生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	KG
	500	---くん製したもの	KG
	200	---その他のもの	KG
0306.24		---かに	
		----生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	
	110	-----たらばがに	KG
		----ずわいがに	
	121	-----べにずわいがに	KG

		<u>克蘭ゴン・克蘭ゴン及びバンダルス属のもの)</u>	
	100	<u>----生きているもの</u>	KG
	900	<u>----その他のもの</u>	KG
0306.36		<u>--その他のシュリンプ及びプローン</u>	
		<u>----生きているもの</u>	
	110	<u>----養殖用又は放流用のもの (クルマエビ属のものに限る。)</u>	KG
	190	<u>----その他のもの</u>	KG
	900	<u>----その他のもの</u>	KG
0306.39		<u>--その他のもの (甲殻類の粉、ミール及びペレット (食用に適するものに限る。)を含む。)</u>	
	100	<u>----えび</u>	KG
	900	<u>----その他のもの</u>	KG
		<u>--その他のもの</u>	
0306.91		<u>--いせえびその他のいせえび科のえび (パリス属、パナリス属又はヤスス属のもの)</u>	
	100	<u>----くん製したもの</u>	KG
	900	<u>----その他のもの</u>	KG
0306.92		<u>--ロブスター (ホマルス属のもの)</u>	
	100	<u>----くん製したもの</u>	KG
	900	<u>----その他のもの</u>	KG
0306.93		<u>--かに</u>	
	100	<u>----くん製したもの</u>	KG
	900	<u>----その他のもの</u>	KG
0306.94		<u>--ノルウェーロブスター (ネフロプス・ノルヴェギクス)</u>	
	100	<u>----くん製したもの</u>	KG
	900	<u>----その他のもの</u>	KG
0306.95		<u>--シュリンプ及びプローン</u>	
	100	<u>----くん製したもの</u>	KG
	900	<u>----その他のもの</u>	KG
0306.99		<u>--その他のもの (甲殻類の粉、ミール及びペレット (食用に適するものに限る。)を含む。)</u>	
		<u>----くん製したもの</u>	

	129	<u>-----その他のもの</u>	KG
	130	<u>-----がざみ</u>	KG
	140	<u>-----けがに</u>	KG
	150	<u>-----もくずがに</u>	KG
	190	<u>-----その他のもの</u>	KG
	500	<u>----くん製したもの</u>	KG
	200	<u>----その他のもの</u>	KG
0306.25		<u>--ノルウェーロブスター (ネフロプス・ノルヴェギクス)</u>	
	100	<u>----生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの</u>	KG
	200	<u>----くん製したもの</u>	KG
	300	<u>----その他のもの</u>	KG
0306.26		<u>--コールドウォーターシュリンプ及びコールドウォータープローン (克蘭ゴン・克蘭ゴン及びバンダルス属のもの)</u>	
		<u>----生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの</u>	
	110	<u>----生きているもの</u>	KG
	190	<u>----その他のもの</u>	KG
	200	<u>----くん製したもの</u>	KG
	300	<u>----その他のもの</u>	KG
0306.27		<u>--その他のシュリンプ及びプローン</u>	
		<u>----生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの</u>	
		<u>----生きているもの</u>	
	111	<u>----養殖用又は放流用のもの (クルマエビ属のものに限る。)</u>	KG
	119	<u>----その他のもの</u>	KG
	190	<u>----その他のもの</u>	KG
	200	<u>----くん製したもの</u>	KG
	300	<u>----その他のもの</u>	KG
0306.29		<u>--その他のもの (甲殻類の粉、ミール及びペレット (食用に適するものに限る。)を含む。)</u>	
		<u>----生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの</u>	
	120	<u>----えび</u>	KG
	190	<u>----その他のもの</u>	KG
		<u>----くん製したもの</u>	

	<u>110</u>	-----えび	
	<u>190</u>	-----その他のもの	
		----その他のもの	
	<u>910</u>	-----えび	
	<u>990</u>	-----その他のもの	
03.07		軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）	
		－かき	
0307.11		[略]	
	<u>0307.12</u> 000	---冷凍したもの	
0307.19		---その他のもの	
		[削除]	
		----くん製したもの	
	210	----貝柱	
	290	----その他のもの	
	300	---その他のもの	
		－スキャロップ（ペクテン属、クラミユス属又はプラコペクテン属のもの。いたや貝を含む。）	
0307.21		[略]	
	<u>0307.22</u> 000	---冷凍したもの	
0307.29		---その他のもの	
		[削除]	
	500	----くん製したもの	
	200	---その他のもの	
		－い貝（ミュティルス属又はペルナ属のもの）	
0307.31		[略]	
	<u>0307.32</u> 000	---冷凍したもの	
0307.39		---その他のもの	

	<u>KG</u>	<u>510</u>	-----えび	<u>KG</u>
	<u>KG</u>	<u>590</u>	-----その他のもの	<u>KG</u>
			----その他のもの	
	<u>KG</u>	<u>220</u>	-----えび	<u>KG</u>
	<u>KG</u>	<u>290</u>	-----その他のもの	<u>KG</u>
03.07			軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）	
			－かき	
0307.11			[同左]	
	<u>KG</u>		[新規]	
0307.19			---その他のもの	
		<u>100</u>	---冷凍したもの	<u>KG</u>
			----くん製したもの	
	KG	210	----貝柱	KG
	KG	290	----その他のもの	KG
	KG	300	---その他のもの	KG
			－スキャロップ（ペクテン属、クラミユス属又はプラコペクテン属のもの。いたや貝を含む。）	
0307.21			[同左]	
	<u>KG</u>		[新規]	
0307.29			---その他のもの	
		<u>100</u>	---冷凍したもの	<u>KG</u>
	KG	500	----くん製したもの	KG
	KG	200	---その他のもの	KG
			－い貝（ミュティルス属又はペルナ属のもの）	
0307.31			[同左]	
	<u>KG</u>		[新規]	
0307.39			---その他のもの	

	[削除]	
	----くん製したもの	
510	-----貝柱	KG
590	-----その他のもの	KG
200	----その他のもの	KG
	-いか	
<u>0307.42</u>	<u>---生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの</u>	
010	----もんごういか	KG
090	----その他のもの	KG
<u>0307.43</u>	<u>---冷凍したもの</u>	
010	----もんごういか	KG
020	----あかいか (オムマストリフェス・バルトラミ)	KG
030	----するめいか (トダロデス・パキフィクス)、アメリカおあかい か (ドシディクス・ギガス)、じんどういか (ロリオルス属の もの)、まついか (イルレクス属のもの) 及びほたるいか (ワタセ ニア・スキンティルランス)	KG
090	----その他のもの	KG
<u>0307.49</u>	<u>---その他のもの</u>	
500	----くん製したもの	KG
	----その他のもの	
210	-----もんごういか	KG
290	-----その他のもの	KG
	-たこ (オクトプス属のもの)	
0307.51	[略]	
<u>0307.52</u>	<u>000 --- 冷凍したもの</u>	KG
0307.59	---その他のもの	

	<u>100</u> --- 冷凍したもの		KG
	----くん製したもの		
510	-----貝柱	KG	KG
590	-----その他のもの	KG	KG
200	----その他のもの	KG	KG
	-いか (セビア・オフィキナリス、ロシア・マクロソマ及びセビオラ属 、オムマストリフェス属、ロリゴ属、ノトダルス属又はセビオティ ウチス属のもの)		
<u>0307.41</u>	<u>---生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの</u>		
010	----もんごういか (セビア・オフィキナリス)	KG	KG
090	----その他のもの	KG	KG
	[新規]		
<u>0307.49</u>	<u>---その他のもの</u>		
	----冷凍したもの		
110	-----もんごういか (セビア・オフィキナリス)		KG
120	-----あかいか (オムマストリフェス・バルトラミ)		KG
190	-----その他のもの		KG
500	----くん製したもの		KG
	----その他のもの		
210	-----もんごういか (セビア・オフィキナリス)		KG
290	-----その他のもの		KG
	-たこ (オクトプス属のもの)		
0307.51	[同左]		
	[新規]		
0307.59	---その他のもの		

	[削除]	
500	---くん製したもの	KG
200	---その他のもの	KG
0307.60	[略]	
	ークラム、コックル及びアークシェル（ふねがい科、アイスランドがい科、ざるがい科、ふじのはながい科、きぬまといがい科、ばかがい科、ちどりますおがい科、おおのがい科、あさじがい科、きぬたあげまきがい科、まてがい科、しやこがい科又はまるすだれがい科のもの）	
0307.71	[略]	
<u>0307.72</u>	<u>---冷凍したもの</u>	
<u>100</u>	<u>---貝柱</u>	KG
<u>200</u>	<u>---はまぐり</u>	KG
	<u>---その他のもの</u>	
<u>310</u>	<u>----あさり</u>	KG
<u>390</u>	<u>----その他のもの</u>	KG
0307.79	<u>---その他のもの</u>	
	<u>---くん製したもの</u>	
<u>210</u>	<u>----貝柱</u>	KG
<u>290</u>	<u>----その他のもの</u>	KG
	<u>---その他のもの</u>	
<u>310</u>	<u>----貝柱</u>	KG
<u>320</u>	<u>----はまぐり（塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。）</u>	KG
	<u>----その他のもの</u>	
<u>331</u>	<u>-----はまぐり（乾燥したものに限る。）</u>	KG
<u>339</u>	<u>-----その他のもの</u>	KG
	<u>---あわび（ハリオティス属のもの）及びそでぼら（ストロムプス属のもの）</u>	

<u>100</u>	<u>---冷凍したもの</u>	KG
500	---くん製したもの	KG
200	---その他のもの	KG
0307.60	[同左]	
	ークラム、コックル及びアークシェル（ふねがい科、アイスランドがい科、ざるがい科、ふじのはながい科、きぬまといがい科、ばかがい科、ちどりますおがい科、おおのがい科、あさじがい科、きぬたあげまきがい科、まてがい科、しやこがい科又はまるすだれがい科のもの）	
0307.71	[同左]	
	[新規]	
0307.79	<u>---その他のもの</u>	
	<u>---冷凍したもの</u>	
<u>110</u>	<u>----貝柱</u>	KG
<u>120</u>	<u>----はまぐり</u>	KG
	<u>----その他のもの</u>	
<u>131</u>	<u>-----あさり</u>	KG
<u>139</u>	<u>-----その他のもの</u>	KG
	<u>---くん製したもの</u>	
<u>210</u>	<u>----貝柱</u>	KG
<u>290</u>	<u>----その他のもの</u>	KG
	<u>---その他のもの</u>	
<u>310</u>	<u>----貝柱</u>	KG
<u>320</u>	<u>----はまぐり（塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。）</u>	KG
	<u>----その他のもの</u>	
<u>331</u>	<u>-----はまぐり（乾燥したものに限る。）</u>	KG
<u>339</u>	<u>-----その他のもの</u>	KG
	<u>---あわび（ハリオティス属のもの）</u>	

0307.81	000	の) --あわび (ハリオティス属のもの) (生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	
<u>0307.82</u>	000	--そでぼら (ストロムブス属のもの) (生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	
<u>0307.83</u>	000	--あわび (ハリオティス属のもの) (冷凍したものに限る。)	
<u>0307.84</u>	000	--そでぼら (ストロムブス属のもの) (冷凍したものに限る。)	
<u>0307.87</u>		--その他のあわび (ハリオティス属のもの)	
	100	----くん製したもの	
	900	----その他のもの	
<u>0307.88</u>		--その他のそでぼら (ストロムブス属のもの)	
	100	----くん製したもの	
	900	----その他のもの [削除]	
		--その他のもの (軟体動物の粉、ミール及びペレット (食用に適するものに限る。)を含む。)	
<u>0307.91</u>		--生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	
	010	----貝柱	
		----その他のもの	
	091	-----スキャロップ (いたやがい科のもの)	
	092	-----しじみ	
	099	-----その他のもの	
		--冷凍したもの	
<u>0307.92</u>	110	----貝柱	
		----その他のもの	

0307.81	000	--生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	KG
		[新規]	
<u>0307.89</u>		--その他のもの	
	100	----冷凍したもの	KG
	200	----くん製したもの	KG
	300	----その他のもの	KG
		--その他のもの (軟体動物の粉、ミール及びペレット (食用に適するものに限る。)を含む。)	
<u>0307.91</u>		--生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	
	010	----貝柱	KG
		----いか	
	021	-----もんごういか	KG
	029	-----その他のもの	KG
		----その他のもの	
	091	-----スキャロップ (いたやがい科のもの)	KG
		----その他のもの	
	092	-----しじみ	KG
	099	-----その他のもの	KG
		[新規]	

0307.99	131	-----スキャロップ（いたやがい科のもの）	03.08	水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）、くん製した水棲無脊椎動物（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、食用に適するものに限る。
	132	-----しじみ		
	139	-----その他のもの		
		--その他のもの		
		----くん製したもの		
	220	-----スキャロップ（いたやがい科のもの）及び貝柱		
	290	-----その他のもの		
		----その他のもの		
	330	-----貝柱		
		----その他のもの		
320	-----スキャロップ（いたやがい科のもの）			
399	-----その他のもの			

0307.99			03.08	水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）、くん製した水棲無脊椎動物（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、食用に適するものに限る。
		--その他のもの		
		----冷凍したもの		
	110	-----貝柱		
		-----いか		
	121	-----もんごういか		
	129	-----その他のもの		
		----その他のもの		
	131	-----スキャロップ（いたやがい科のもの）		
		-----その他のもの		
132	-----しじみ			
139	-----その他のもの			
	----くん製したもの			
210	-----いか、スキャロップ（いたやがい科のもの）及び貝柱			
290	-----その他のもの			
	----その他のもの			
	----いか（もんごういかを除く。）、スキャロップ（いたやがい科のもの）及び貝柱			
310	-----いか（もんごういかを除く。）			
320	-----スキャロップ（いたやがい科のもの）			
330	-----貝柱			
	----その他のもの			
391	-----もんごういか			
399	-----その他のもの			

0308.11	) ーなまこ（スティコプス・ヤボニクス及びなまこ綱のもの） [略]		0308.11	) ーなまこ（スティコプス・ヤボニクス及びなまこ綱のもの） [同左]	
<u>0308.12</u>	<u>000</u> ーー冷凍したもの	KG		[新規]	
0308.19	[略] ーうに（パラケントロトウス・リヴィドウス、ロクセキヌス・アルプス 、 <u>エキヌス・エスケレントウス</u> 及びストロンギュロケントロトウス属 のもの）		0308.19	[同左] ーうに（パラケントロトウス・リヴィドウス、ロクセキヌス・アルプス 、 <u>エキキヌス・エスケレントウス</u> 及びストロンギュロケントロトウス 属のもの）	
0308.21	[略]		0308.21	[同左]	
<u>0308.22</u>	<u>000</u> ーー冷凍したもの	KG		[新規]	
0308.29	ーーその他のもの		0308.29	ーーその他のもの	
	100 ーーーくん製したもの	KG	100	ーーーくん製したもの	KG
	<u>900</u> ーーーその他のもの	KG		ーーーその他のもの	
			<u>210</u>	ーーーー冷凍したもの	KG
			<u>290</u>	ーーーーその他のもの	KG
0308.30	[略]		0308.30	[同左]	
0308.90	[略]		0308.90	[同左]	
第4類 酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品			第4類 酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品		
注			注		
1～3 [略]			1～3 [同左]		
4 この類には、次の物品を含まない。			4 この類には、次の物品を含まない。		
(a) [略]			(a) [同左]		
<u>(b) 一以上のミルクの天然の組成分（例えば、酪酸グリセリド）を他の物質（例えば、オレイン酸グリセリド）で置き換えることによつてミルクから得た物品（第19.01項及び第21.06項参照）</u>			[新規]		
(c) [略]			(b) [同左]		
号注			号注		
[略]			[同左]		
[略]			[同左]		
第5類 動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）			第5類 動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）		
注			注		
1～3 [略]			1～3 [同左]		

4 この表において「馬毛」とは、馬類の動物又は牛のたてがみ及び尾毛をいう。第05.11項には、馬毛及びそのくず（支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。）を含む。				4 この表において「馬毛」とは、馬類の動物又は牛のたてがみ及び尾毛をいう。			
[略]				[同左]			
07.01		[略]		07.01		[同左]	
07.05				07.05			
07.06		にんじん、かぶ、サラダ用のビート、サルシファイ、セルリアク、大根その他これらに類する食用の根（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		07.06		にんじん、かぶ、サラダ用のビート、サルシファイ、セルリアク、大根その他これらに類する食用の根（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	
0706.10		ーにんじん及びかぶ		0706.10	000	ーにんじん及びかぶ	KG
	010	ーーにんじん	KG				
	020	ーーかぶ	KG				
0706.90		[略]		0706.90		[同左]	
07.07		[略]		07.07		[同左]	
07.14		[略]		07.14		[同左]	
[略]				[同左]			
08.01		[略]		08.01		[同左]	
08.04				08.04			
08.05		かんきつ類の果実（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）		08.05		かんきつ類の果実（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）	
0805.10		[略]		0805.10		[同左]	
		ーマンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種		0805.20	000	ーマンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種	KG
0805.21	000	ーマンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん	KG				
0805.22	000	ークレメンタイン	KG				
0805.29	000	ーその他のもの	KG				
0805.40		[略]		0805.40		[同左]	
0805.90		[略]		0805.90		[同左]	
08.06		[略]		08.06		[同左]	

く	[略]		く	[同左]	
08.14			08.14		
[略]			[同左]		
12.01			12.01		
く	[略]		く	[同左]	
12.10			12.10		
12.11	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）		12.11	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）	
<u>1211.20</u>	ーおたねにんじん		<u>1211.20</u>	000 ーおたねにんじん	KG
100	ー生鮮のもの及び乾燥したもの	KG			
900	ーその他のもの	KG			
1211.30	[略]		1211.30	[同左]	
1211.40	[略]		1211.40	[同左]	
<u>1211.50</u>	000 ー麻黄	KG		[新規]	
1211.90	ーその他のもの		1211.90	ーその他のもの	
	ーヤボランジ葉、パチュリ葉、センナ葉、ウワウルシ葉、ホミカ、クベバ、コロシント実、コルヒクム子、トンカ豆、ストロファンツ子、ブランタゴブシリウムの種、キナ皮、コンズランゴ皮、カスカラサグラダ、吐根、りんどう属の植物の茎及び根、セネガ根、遠志、甘松香、コロシ根、海葱、ヤラッパ根、デリス根、インド蛇木根、木香、白及、キューベ根、セメンシナその他のサントニン採取用のもの、沈香、槐花、大黄並びに甘草			ーヤボランジ葉、パチュリ葉、センナ葉、ウワウルシ葉、ホミカ、クベバ、コロシント実、コルヒクム子、トンカ豆、ストロファンツ子、ブランタゴブシリウムの種、キナ皮、コンズランゴ皮、カスカラサグラダ、吐根、りんどう属の植物の茎及び根、セネガ根、遠志、甘松香、コロシ根、海葱、ヤラッパ根、デリス根、インド蛇木根、木香、白及、キューベ根、セメンシナその他のサントニン採取用のもの、麻黄、沈香、槐花、大黄並びに甘草	
	[削除]		<u>110</u>	ーセメンシナその他のサントニン採取用のもの、麻黄及び沈香	KG
120	ー甘草	KG	120	ー甘草	KG
190	ーその他のもの	KG	190	ーその他のもの	KG
	ー除虫菊		<u>700</u>	ー除虫菊	KG
<u>710</u>	ー生鮮のもの及び乾燥したもの	KG			
<u>790</u>	ーその他のもの	KG			
600	ー大麻草	KG	600	ー大麻草	KG
	ーその他のもの			ーその他のもの	

		<p>――茎、樹皮及び根並びにこの類の備考 1 の物品（乾燥したものに 限るものとし、<u>粉状</u>にしたものを除く。）</p>				<p>――茎、樹皮及び根並びにこの類の備考 1 の物品（乾燥したものに 限るものとし、<u>砕き又は粉状</u>にしたものを除く。）</p>		
	931	――この類の備考 1 の物品	KG		931	――この類の備考 1 の物品	KG	
	939	――その他のもの	KG		939	――その他のもの	KG	
		――その他のもの				――その他のもの		
	991	――びやくだん	KG		991	――びやくだん	KG	
	992	――はとむぎ	KG		992	――はとむぎ	KG	
	999	――その他のもの	KG		999	――その他のもの	KG	
12.12				12.12				
}		[略]		}		[同左]		
12.14				12.14				
		[略]				[同左]		
13.01		[略]		13.01		[同左]		
13.02		<p>植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩 並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシクナー（変性させ てあるかないかを問わない。）</p> <p>―植物性の液汁及びエキス</p>		13.02		<p>植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩 並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシクナー（変性させ てあるかないかを問わない。）</p> <p>―植物性の液汁及びエキス</p>		
1302.11				1302.11				
}		[略]		}		[同左]		
1302.13				1302.13				
<u>1302.14</u>		―― <u>麻黄</u> のもの				[新規]		
	<u>100</u>	――アルコール分が50%以上のもの	KG					
	<u>900</u>	――その他のもの	KG					
1302.19		[略]		1302.19		[同左]		
1302.20				1302.20				
}		[略]		}		[同左]		
1302.39				1302.39				
		[略]				[同左]		
		[略]				[同左]		
		第16類 肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品				第16類 肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品		
注				注				
		[略]				[同左]		

号注				号注			
<p>1 第1602.10号において「均質調製品」とは、微細に均質化した肉、くず肉又は血から成る乳幼児用又は食餌療法用の調製品（小売用のもので正味重量が250グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の肉又はくず肉の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。同号は、第16.02項の他のいかなる号にも優先する。</p>				<p>1 第1602.10号において「均質調製品」とは、微細に均質化した肉、くず肉又は血から成る乳幼児用又は食餌療法用の調製品（小売用のもので正味重量が250グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の肉又はくず肉の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。同号は、第16.02項の他のいかなる号にも優先する。</p>			
2 [略]				2 [同左]			
備考				備考			
<p>1 第1605.69号の細分において「うに」又は「くらげ」とは、それぞれ、この類の号注2の規定により第1605.62号に属するうに以外のもの又は第1605.63号に属するくらげ以外のものをいう。</p>				<p>1 第1605.59号又は第1605.69号の細分において「いか」、「うに」又は「くらげ」とは、それぞれ、号注2の規定により第1605.54号に属するいか以外のもの、第1605.62号に属するうに以外のもの又は第1605.63号に属するくらげ以外のものをいう。</p>			
16.01				16.01			
}		[略]		}		[同左]	
16.03				16.03			
16.04		魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物		16.04		魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物	
		一魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。）				一魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。）	
1604.11				1604.11			
}		[略]		}		[同左]	
1604.17				1604.17			
<u>1604.18</u>	000	一 一 ふかひれ				[新規]	
1604.19		[略]		1604.19		[同左]	
1604.20				1604.20			
}		[略]		}		[同左]	
1604.32				1604.32			
16.05		甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）		16.05		甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）	
1605.10		一 かに		1605.10		一 かに	
	010	一 一 気密容器入りのもの（くん製したものを除く。）	KG		010	一 一 気密容器入りのもの	KG
		一 一 その他のもの				一 一 その他のもの	

	021	---米を含むもの	KG
	029	---その他のもの	KG
		-シュリンプ及びブロン	
1605.21		---気密容器入りでないもの	
		--- <u>くん製したもの及び単に水</u> 若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、 冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	
	011	----単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し又は冷凍したもの	KG
	019	----その他のもの	KG
		----その他のもの	
	021	----米を含むもの	KG
	029	----その他のもの	KG
1605.29		--その他のもの	
	010	--- <u>くん製したもの及び単に水</u> 若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、 冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	KG
		---その他のもの	
	021	----米を含むもの	KG
	029	----その他のもの	KG
1605.30		-ロブスター	
	010	-- <u>くん製したもの及び単に水</u> 若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、 冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	KG
	020	--その他のもの	KG
1605.40		-その他の甲殻類	
		--えび	
	011	--- <u>くん製したもの及び単に水</u> 若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、 冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	KG
	012	---その他のもの	KG
	200	--その他のもの	KG
		-軟体動物	
1605.51		-- <u>かき</u>	
		---- <u>くん製したもの</u>	
	110	---- <u>貝柱</u>	KG
	190	---- <u>その他のもの</u>	KG

	021	---米を含むもの	KG
	029	---その他のもの	KG
		-シュリンプ及びブロン	
1605.21		---気密容器入りでないもの	
		--- <u>単に水</u> 若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、 塩水漬けし若しくは乾燥したもの	
	011	----単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し又は冷凍したもの	KG
	019	----その他のもの	KG
		----その他のもの	
	021	----米を含むもの	KG
	029	----その他のもの	KG
1605.29		--その他のもの	
	010	--- <u>単に水</u> 若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、 塩水漬けし若しくは乾燥したもの	KG
		---その他のもの	
	021	----米を含むもの	KG
	029	----その他のもの	KG
1605.30		-ロブスター	
	010	-- <u>単に水</u> 若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩 水漬けし若しくは乾燥したもの	KG
	020	--その他のもの	KG
1605.40		-その他の甲殻類	
		--えび	
	011	--- <u>単に水</u> 若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、 塩水漬けし若しくは乾燥したもの	KG
	012	---その他のもの	KG
	200	--その他のもの	KG
		-軟体動物	
1605.51		-- <u>かき</u>	
	010	---- <u>気密容器入りのもの</u>	KG
	090	---- <u>その他のもの</u>	KG

		<u>----その他のもの</u>					
	<u>910</u>	<u>----気密容器入りのもの</u>	<u>KG</u>				
	<u>990</u>	<u>----その他のもの</u>	<u>KG</u>				
<u>1605.52</u>		<u>--スキャロップ（いたや貝を含む。）</u>		<u>1605.52</u>	<u>000</u>	<u>--スキャロップ（いたや貝を含む。）</u>	<u>KG</u>
	<u>100</u>	<u>----くん製したもの</u>	<u>KG</u>				
	<u>900</u>	<u>----その他のもの</u>	<u>KG</u>				
<u>1605.53</u>		<u>--い貝</u>		<u>1605.53</u>		<u>--い貝</u>	
		<u>----くん製したもの</u>			<u>010</u>	<u>----気密容器入りのもの</u>	<u>KG</u>
	<u>110</u>	<u>----貝柱</u>	<u>KG</u>		<u>090</u>	<u>----その他のもの</u>	<u>KG</u>
	<u>190</u>	<u>----その他のもの</u>	<u>KG</u>				
		<u>----その他のもの</u>					
	<u>910</u>	<u>----気密容器入りのもの</u>	<u>KG</u>				
	<u>990</u>	<u>----その他のもの</u>	<u>KG</u>				
<u>1605.54</u>		<u>--いか</u>		<u>1605.54</u>		<u>--いか</u>	
	<u>100</u>	<u>----くん製したもの</u>	<u>KG</u>			<u>----気密容器入りのもの</u>	
		<u>----その他のもの</u>			<u>011</u>	<u>----米を含むもの</u>	<u>KG</u>
		<u>----気密容器入りのもの</u>			<u>019</u>	<u>----その他のもの</u>	<u>KG</u>
	<u>911</u>	<u>----米を含むもの</u>	<u>KG</u>			<u>----その他のもの</u>	
	<u>919</u>	<u>----その他のもの</u>	<u>KG</u>		<u>091</u>	<u>----米を含むもの</u>	<u>KG</u>
		<u>----その他のもの</u>			<u>099</u>	<u>----その他のもの</u>	<u>KG</u>
	<u>991</u>	<u>----米を含むもの</u>	<u>KG</u>				
	<u>999</u>	<u>----その他のもの</u>	<u>KG</u>				
<u>1605.55</u>		<u>--たこ</u>		<u>1605.55</u>		<u>--たこ</u>	
	<u>100</u>	<u>----くん製したもの</u>	<u>KG</u>		<u>010</u>	<u>----気密容器入りのもの</u>	<u>KG</u>
		<u>----その他のもの</u>			<u>090</u>	<u>----その他のもの</u>	<u>KG</u>
	<u>910</u>	<u>----気密容器入りのもの</u>	<u>KG</u>				
	<u>990</u>	<u>----その他のもの</u>	<u>KG</u>				
<u>1605.56</u>		<u>--クラム、コックル及びアークシェル</u>		<u>1605.56</u>		<u>--クラム、コックル及びアークシェル</u>	
		<u>----くん製したもの</u>			<u>010</u>	<u>----気密容器入りのもの</u>	<u>KG</u>
	<u>110</u>	<u>----貝柱</u>	<u>KG</u>		<u>090</u>	<u>----その他のもの</u>	<u>KG</u>
	<u>190</u>	<u>----その他のもの</u>	<u>KG</u>				
		<u>----その他のもの</u>					

	910	-----気密容器入りのもの	KG				
	990	-----その他のもの	KG				
1605.57		--あわび		1605.57	000	--あわび	KG
	100	----くん製したもの	KG				
	900	----その他のもの	KG				
1605.58		--かたつむりその他の巻貝（海棲 <sup>かい</sup> のものを除く。）		1605.58		--かたつむりその他の巻貝（海棲 <sup>かい</sup> のものを除く。）	
	100	----くん製したもの	KG		010	----気密容器入りのもの	KG
		----その他のもの			090	----その他のもの	KG
	910	-----気密容器入りのもの	KG				
	990	-----その他のもの	KG				
1605.59		--その他のもの		1605.59		--その他のもの	
		----帆立貝（いたやがい科のもの。ペクテン属、クラミユス属又はブ ラコペクテン属のもの及びいたや貝を除く。）				----いか	
	110	-----くん製したもの	KG		111	-----米を含むもの	KG
	190	-----その他のもの	KG		119	-----その他のもの	KG
		----その他のもの				----その他のもの	
		-----くん製したもの			191	-----米を含むもの	KG
	911	-----貝柱	KG		199	-----その他のもの	KG
	919	-----その他のもの	KG			----その他のもの	
		----その他のもの			210	----帆立貝（いたやがい科のもの。ペクテン属、クラミユス属又は ブラコペクテン属のもの及びいたや貝を除く。）	KG
	991	-----気密容器入りのもの	KG			----その他のもの	
	999	-----その他のもの	KG		291	-----気密容器入りのもの	KG
		--その他の水棲 <sup>かい</sup> 無脊椎動物			299	-----その他のもの	KG
1605.61		--なまこ		1605.61	000	--なまこ	KG
	100	----くん製したもの	KG				
	900	----その他のもの	KG				
1605.62		--うに		1605.62	000	--うに	KG
	100	----くん製したもの	KG				
	900	----その他のもの	KG				
1605.63		--くらげ		1605.63	000	--くらげ	KG

	100	----くん製したもの	KG				
	900	----その他のもの	KG				
1605.69		--その他のもの		1605.69		--その他のもの	
	100	----くん製したもの	KG		100	----うに	KG
		----その他のもの			200	----くらげ	KG
	910	-----うに	KG		300	----その他のもの	KG
	920	-----くらげ	KG				
	990	-----その他のもの	KG				

[略]				[同左]			
19.01		麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の40%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）及び第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の5%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）		19.01		麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の40%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）及び第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の5%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	
1901.10		一乳幼児用の調製品（小売用にしたものに限る。）		1901.10		一育児食用の調製品（小売用にしたものに限る。）	
		一第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限る。）				一第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限る。）	
		----乳脂肪分が全重量の30%以下のもの				----乳脂肪分が全重量の30%以下のもの	
111		----その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	KG	111		----その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	KG
119		----その他のもの	KG	119		----その他のもの	KG
		----その他のもの				----その他のもの	
121		----その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	KG	121		----その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	KG
129		----その他のもの	KG	129		----その他のもの	KG
		一その他のもの				一その他のもの	
		一第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品				一第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品	
211		----砂糖を加えたもの	KG	211		----砂糖を加えたもの	KG
219		----その他のもの	KG	219		----その他のもの	KG
		----その他のもの				----その他のもの	
221		----砂糖を加えたもの	KG	221		----砂糖を加えたもの	KG

229	-----その他のもの	KG
1901.20	<p>—第19.05項のペーカリー製品製造用の混合物及び練り生地</p> <p>—穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の85%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）、米菓生地（乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）及び第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限る。）</p> <p>——第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限る。）</p> <p>-----乳脂肪分が全重量の30%以下のもの</p>	KG
111	-----その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	KG
112	-----その他のもの	KG
	-----その他のもの	
116	-----その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	KG
117	-----その他のもの	KG
	<p>——米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の85%を超えるもの（ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）</p> <p>-----米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、米産品が最大の重量を占めるもの</p>	
122	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところに	

229	-----その他のもの	KG
1901.20	<p>—第19.05項のペーカリー製品製造用の混合物及び練り生地</p> <p>—穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の85%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）、米菓生地（育児食用又は食餌療法用のものを除く。）及び第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限る。）</p> <p>——第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限る。）</p> <p>-----乳脂肪分が全重量の30%以下のもの</p>	KG
111	-----その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	KG
112	-----その他のもの	KG
	-----その他のもの	
116	-----その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	KG
117	-----その他のもの	KG
	<p>——米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の85%を超えるもの（ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）</p> <p>-----米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、米産品が最大の重量を占めるもの</p>	
122	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところに	

	より農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	KG
128	-----その他のもの	KG
	-----米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）が最大の重量を占めるもの	
131	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	KG
139	-----その他のもの	KG
	-----米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、大麦産品（裸麦産品を含む。）が最大の重量を占めるもの	
141	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	KG
149	-----その他のもの	KG
	-----米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、でん粉が最大の重量を占めるもの	
	-----小麦でん粉を含有するもの	
151	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	KG

	より農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	KG
128	-----その他のもの	KG
	-----米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）が最大の重量を占めるもの	
131	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	KG
139	-----その他のもの	KG
	-----米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、大麦産品（裸麦産品を含む。）が最大の重量を占めるもの	
141	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	KG
149	-----その他のもの	KG
	-----米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、でん粉が最大の重量を占めるもの	
	-----小麦でん粉を含有するもの	
151	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	KG

152	-----その他のもの -----その他のもの -----でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの	KG
156	-----砂糖を加えたもの	KG
157	-----その他のもの	KG
159	-----その他のもの ----米菓生地（乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）	KG
162	----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	KG
168	----その他のもの --その他のもの ----第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品	KG
211	----砂糖を加えたもの	KG
219	----その他のもの ----ケーキミックス	KG
222	----砂糖を加えたもの ----その他のもの	KG
223	-----小売用の容器入りにしたもの（容器ともの1個の重量が500グラム以下のものに限る。）	KG
224	-----その他のもの ----その他のもの ----砂糖を加えたもの -----しよ糖の含有量が全重量の15%以下のもの	KG
231	-----米粉調製品	KG
232	-----小麦粉調製品	KG
233	-----その他のもの -----その他のもの	KG
234	-----米粉調製品	KG

152	-----その他のもの -----その他のもの -----でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの	KG
156	-----砂糖を加えたもの	KG
157	-----その他のもの	KG
159	-----その他のもの ----米菓生地（育児食用又は食餌療法用のものを除く。）	KG
162	----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	KG
168	----その他のもの --その他のもの ----第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品	KG
211	----砂糖を加えたもの	KG
219	----その他のもの ----ケーキミックス	KG
222	----砂糖を加えたもの ----その他のもの	KG
223	-----小売用の容器入りにしたもの（容器ともの1個の重量が500グラム以下のものに限る。）	KG
224	-----その他のもの ----その他のもの ----砂糖を加えたもの -----しよ糖の含有量が全重量の15%以下のもの	KG
231	-----米粉調製品	KG
232	-----小麦粉調製品	KG
233	-----その他のもの -----その他のもの	KG
234	-----米粉調製品	KG

	235	-----小麦粉調製品	KG
	239	-----その他のもの	KG
		-----その他のもの	
	241	-----小売用の容器入りにしたもの（容器ともの1個の重量が50 0グラム以下のものに限る。）	KG
		-----その他のもの	
	242	-----米粉調製品	KG
	243	-----小麦粉調製品	KG
	249	-----その他のもの	KG
1901.90		-----その他のもの	
		-----穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦 若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又 はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計 が全重量の85%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及 び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）、第04.01項から 第04.04項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の 含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限る ものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）及び 餅、だんごその他これらに類する米産品（乳幼児用又は食餌療法用 のものを除く。）	
		-----第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品（ミ ルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の 30%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップ ドクリームを除く。）	
		-----乳脂肪分が全重量の30%以下のもの	
	131	-----その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	KG
	132	-----その他のもの	KG
		-----その他のもの	
	136	-----その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	KG
	137	-----その他のもの	KG
		-----米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの 、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有する調製食	

	235	-----小麦粉調製品	KG
	239	-----その他のもの	KG
		-----その他のもの	
	241	-----小売用の容器入りにしたもの（容器ともの1個の重量が50 0グラム以下のものに限る。）	KG
		-----その他のもの	
	242	-----米粉調製品	KG
	243	-----小麦粉調製品	KG
	249	-----その他のもの	KG
1901.90		-----その他のもの	
		-----穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦 若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又 はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計 が全重量の85%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及 び <u>育児食用又は食餌療法用</u> のものを除く。）、第04.01項から 第04.04項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の 含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限る ものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）及び <u>もち</u> 、だんごその他これらに類する米産品（ <u>育児食用又は食餌療法 用</u> のものを除く。）	
		-----第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品（ミ ルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の 30%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップ ドクリームを除く。）	
		-----乳脂肪分が全重量の30%以下のもの	
	131	-----その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	KG
	132	-----その他のもの	KG
		-----その他のもの	
	136	-----その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	KG
	137	-----その他のもの	KG
		-----米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの 、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有する調製食	

料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の85%を超えるもの（ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）

-----米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、米産品が最大の重量を占めるもの

142 -----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

KG

148 -----その他のもの

KG

-----米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）が最大の重量を占めるもの

151 -----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

KG

159 -----その他のもの

KG

-----米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、大麦産品（裸麦産品を含む。）が最大の重量を占めるもの

161 -----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

KG

料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の85%を超えるもの（ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）

-----米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、米産品が最大の重量を占めるもの

142 -----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

KG

148 -----その他のもの

KG

-----米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）が最大の重量を占めるもの

151 -----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

KG

159 -----その他のもの

KG

-----米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、大麦産品（裸麦産品を含む。）が最大の重量を占めるもの

161 -----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

KG

169	-----その他のもの -----米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、でん粉が最大の重量を占めるもの -----小麦でん粉を含有するもの	KG
171	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	KG
172	-----その他のもの -----その他のもの -----でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの	KG
176	-----砂糖を加えたもの	KG
177	-----その他のもの	KG
179	-----その他のもの -----餅、だんごその他これらに類する米産品（ <u>乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。</u> ） -----米の含有量が全重量の30%以下のもの -----砂糖を加えたもの	KG
583	-----しよ糖の含有量が全重量の15%以下のもの	KG
585	-----その他のもの	KG
586	-----その他のもの -----その他のもの	KG
587	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	KG
588	-----その他のもの	KG

169	-----その他のもの -----米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、でん粉が最大の重量を占めるもの -----小麦でん粉を含有するもの	KG
171	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	KG
172	-----その他のもの -----その他のもの -----でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの	KG
176	-----砂糖を加えたもの	KG
177	-----その他のもの	KG
179	-----その他のもの -----もち、だんごその他これらに類する米産品（ <u>育児食用又は食餌療法用のものを除く。</u> ） -----米の含有量が全重量の30%以下のもの -----砂糖を加えたもの	KG
583	-----しよ糖の含有量が全重量の15%以下のもの	KG
585	-----その他のもの	KG
586	-----その他のもの -----その他のもの	KG
587	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	KG
588	-----その他のもの	KG

	--その他のもの	
	---第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品	
	----砂糖を加えたもの	
	-----しよ糖の含有量が全重量の50%未満のもの	
211	-----各成分のうち砂糖の重量が最大のもの	KG
	-----その他のもの	
216	-----加圧容器入りにしたホイップドクリーム	KG
217	-----その他のもの	KG
219	-----その他のもの	KG
	-----その他のもの	
221	-----加圧容器入りにしたホイップドクリーム	KG
229	-----その他のもの	KG
230	----麦芽エキス	KG
	----その他のもの	
	----砂糖を加えたもの	
	-----しよ糖の含有量が全重量の15%以下のもの	
241	-----米粉調製品	KG
242	-----小麦粉調製品	KG
243	-----その他のもの	KG
	-----その他のもの	
	-----各成分のうち砂糖の重量が最大のもの	
246	-----米粉調製品	KG
247	-----小麦粉調製品	KG
248	-----その他のもの	KG
	-----その他のもの	
251	-----米粉調製品	KG
252	-----小麦粉調製品	KG
253	-----その他のもの	KG
	----その他のもの	
261	-----小売用の容器入りにしたもの（容器ともの1個の重量が50 0グラム以下のものに限る。）	KG
	----その他のもの	

	--その他のもの	
	---第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品	
	----砂糖を加えたもの	
	-----しよ糖の含有量が全重量の50%未満のもの	
211	-----各成分のうち砂糖の重量が最大のもの	KG
	-----その他のもの	
216	-----加圧容器入りにしたホイップドクリーム	KG
217	-----その他のもの	KG
219	-----その他のもの	KG
	-----その他のもの	
221	-----加圧容器入りにしたホイップドクリーム	KG
229	-----その他のもの	KG
230	----麦芽エキス	KG
	----その他のもの	
	----砂糖を加えたもの	
	-----しよ糖の含有量が全重量の15%以下のもの	
241	-----米粉調製品	KG
242	-----小麦粉調製品	KG
243	-----その他のもの	KG
	-----その他のもの	
	-----各成分のうち砂糖の重量が最大のもの	
246	-----米粉調製品	KG
247	-----小麦粉調製品	KG
248	-----その他のもの	KG
	-----その他のもの	
251	-----米粉調製品	KG
252	-----小麦粉調製品	KG
253	-----その他のもの	KG
	----その他のもの	
261	-----小売用の容器入りにしたもの（容器ともの1個の重量が50 0グラム以下のものに限る。）	KG
	----その他のもの	

19.02	266	-----米粉調製品	KG
	267	-----小麦粉調製品	KG
	269	-----その他のもの	KG
		スパゲッティ、マカロニ、ヌードル、ラザーニヤ、ニョッキ、ラビオリ、カネローニその他のパスタ（加熱による調理をし、肉その他の材料を詰め又はその他の調製をしたものであるかないかを問わない。）及びクースクス（調製してあるかないかを問わない。）	
		[略]	
1902.11		[略]	
1902.20		[略]	
1902.30		-その他のパスタ	
	100	--砂糖を加えたもの	KG
		<u>--その他のもの</u>	
	210	<u>---インスタントラーメンその他の即席めん類</u>	KG
	290	<u>---その他のもの</u>	KG
1902.40		[略]	
19.03		[略]	
19.05		[略]	

19.02	266	-----米粉調製品	KG
	267	-----小麦粉調製品	KG
	269	-----その他のもの	KG
		スパゲッティ、マカロニ、ヌードル、ラザーニヤ、ニョッキ、ラビオリ、カネローニその他のパスタ（加熱による調理をし、肉その他の材料を詰め又はその他の調製をしたものであるかないかを問わない。）及びクースクス（調製してあるかないかを問わない。）	
		[同左]	
1902.11		[同左]	
1902.20		[同左]	
1902.30		-その他のパスタ	
	100	--砂糖を加えたもの	KG
	200	<u>--その他のもの</u>	KG
		[同左]	
1902.40		[同左]	
19.03		[同左]	
19.05		[同左]	

第20類 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品

注

[略]

号注

- 第2005.10号において「均質調製野菜」とは、微細に均質化した野菜から成る乳幼児用又は食餌療法の調製品（小売用のもので正味重量が250グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の野菜の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。同号は、第20.05項の他のいかなる号にも優先する。
- 第2007.10号において「均質調製果実」とは、微細に均質化した果実から成る乳幼児用又は食餌療法の調製品（小売用のもので正味重量が250グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量

第20類 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品

注

[同左]

号注

- 第2005.10号において「均質調製野菜」とは、微細に均質化した野菜から成る育児食用又は食餌療法の調製品（小売用のもので正味重量が250グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の野菜の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。同号は、第20.05項の他のいかなる号にも優先する。
- 第2007.10号において「均質調製果実」とは、微細に均質化した果実から成る育児食用又は食餌療法の調製品（小売用のもので正味重量が250グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量

<p>の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の果実の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。同号は、第20.07項の他のいかなる号にも優先する。</p>		<p>の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の果実の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。同号は、第20.07項の他のいかなる号にも優先する。</p>	
3 [略]		3 [同左]	
[略]		[同左]	
<p>第21類 各種の調製食料品</p> <p>注</p> <p>1及び2 [略]</p> <p>3 第21.04項において「均質混合調製食料品」とは、二以上の基礎的な構成成分（例えば、肉、魚、野菜、果実及びナット）から成る混合物を微細に均質化したものから成る乳幼児用又は食餌療法の調製品（小売用のもので正味重量が250グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該混合物に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の構成成分の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。</p>		<p>第21類 各種の調製食料品</p> <p>注</p> <p>1及び2 [同左]</p> <p>3 第21.04項において「均質混合調製食料品」とは、二以上の基礎的な構成成分（例えば、肉、魚、野菜、果実及びナット）から成る混合物を微細に均質化したものから成る育児食用又は食餌療法の調製品（小売用のもので正味重量が250グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該混合物に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の構成成分の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。</p>	
[略]		[同左]	
22.01	[略]	22.01	[同左]
22.02	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第20.09項の果実又は野菜のジュースを除く。）	22.02	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第20.09項の果実又は野菜のジュースを除く。）
2202.10	[略]	2202.10	[同左]
	<u>－その他のもの</u>	2202.90	<u>－その他のもの</u>
<u>2202.91</u>	<u>－ノンアルコールビール</u>		<u>100</u> <u>－砂糖を加えたもの</u>
	<u>100</u> <u>－砂糖を加えたもの</u>		<u>200</u> <u>－その他のもの</u>
	<u>200</u> <u>－その他のもの</u>		
<u>2202.99</u>	<u>－その他のもの</u>		
	<u>100</u> <u>－砂糖を加えたもの</u>		
	<u>200</u> <u>－その他のもの</u>		
22.03	[略]	22.03	[同左]
22.04	ぶどう酒（強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限る。）及びぶどう搾汁（第20.09項のものを除く。）	22.04	ぶどう酒（強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限る。）及びぶどう搾汁（第20.09項のものを除く。）
2204.10	[略]	2204.10	[同左]
	<u>－その他のぶどう酒及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの</u>		<u>－その他のぶどう酒及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの</u>

2204.21	[略]			2204.21	[同左]		
<u>2204.22</u>	000	— 2リットルを超え10リットル以下の容器入りにしたもの	L		[新規]		
2204.29	[略]			2204.29	[同左]		
2204.30	[略]			2204.30	[同左]		
22.05	[略]			22.05	[同左]		
22.06				22.06			
2206.00		その他の発酵酒（例えば、りんご酒、 <u>梨酒</u> 、 <u>ミード及び清酒</u> ）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）		2206.00	その他の発酵酒（例えば、りんご酒、 <u>なし酒及びミード</u> ）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）		
100		— アルコール分が1%未満のもの — その他のもの	L	100	— アルコール分が1%未満のもの — その他のもの	L	KG
210		— 清酒及び濁酒 — その他のもの	L	210	— 清酒及び濁酒 — その他のもの		L
221		— 発酵酒（清酒を除く。）と第20.09項又は第22.02項の物品との混合物 — その他のもの — 麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するもの	L	221	— 発酵酒（清酒を除く。）と第20.09項又は第22.02項の物品との混合物 — その他のもの — 麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するもの		L
223		— 酒税法第23条第2項第3号ロに規定するもの（発泡酒にスピリッツを加えたもの）	L	223	— 酒税法第23条第2項第3号ロに規定するもの（発泡酒にスピリッツを加えたもの）		L
224		— その他のもの — その他のもの	L	224	— その他のもの — その他のもの		L
228		— 酒税法第23条第2項第3号イに規定するもの（糖類、ホップ、水及び政令で定める物品を原料として発酵させたもの）	L	228	— 酒税法第23条第2項第3号イに規定するもの（糖類、ホップ、水及び政令で定める物品を原料として発酵させたもの）		L
229		— その他のもの	L	229	— その他のもの		L
22.07				22.07			
}	[略]			}	[同左]		
22.09				22.09			
	[略]				[同左]		
		第27類 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろ				第27類 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろ	
		う				う	
注				注			
	[略]				[同左]		

号注				号注			
1～3 [略]				1～3 [同左]			
4 第2710.12号において「軽質油及びその調製品」とは、 <u>ISO 3405の方法 (ASTM D 86の方法と同等の方法)</u> による温度210度における減失量加算留出容量が全容量の90%以上のものをいう。				4 第2710.12号において「軽質油及びその調製品」とは、 <u>ASTM D 86の方法</u> による温度210度における減失量加算留出容量が全容量の90%以上のものをいう。			
5 [略]				5 [同左]			
備考 [略]				備考 [同左]			
27.01				27.01			
}	[略]			}	[同左]		
27.06				27.06			
27.07	高温コールトールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるもの			27.07	高温コールトールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるもの		
2707.10				2707.10			
}	[略]			}	[同左]		
2707.40				2707.40			
2707.50	—その他の芳香族炭化水素混合物で、 <u>ISO 3405の方法 (ASTM D 86の方法と同等の方法)</u> による温度250度における減失量加算留出容量が全容量の65%以上のもの			2707.50	—その他の芳香族炭化水素混合物で、 <u>ASTM D 86の方法</u> による温度250度における減失量加算留出容量が全容量の65%以上のもの		
010	—温度15度における比重が0.83以下のもの	KG		010	—温度15度における比重が0.83以下のもの	KG	
090	—その他のもの	KG		090	—その他のもの	KG	
2707.91	[略]			2707.91	[同左]		
2707.99	[略]			2707.99	[同左]		
27.08				27.08			
}	[略]			}	[同左]		
27.15				27.15			
[略]				[同左]			
第28類 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物				第28類 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物			
注				注			
1～6 [略]				1～6 [同左]			

7 第28.53項には、りん含有量が全重量の15%を超えるりん銅を含む。

8 [略]

号注

[略]

28.01	[略]	
}	[略]	
28.10		
28.11	その他の無機酸及び無機非金属酸化物	
	－その他の無機酸	
2811.11	[略]	
<u>2811.12</u>	<u>000</u> ーシアン化水素（シアン化水素酸）	KG
2811.19	ーその他のもの	
	100 ーー臭化水素酸	KG
	<u>900</u> ーーーその他のもの	KG
	[略]	
2811.21	[略]	
}	[略]	
2811.29	[略]	
28.12	非金属のハロゲン化物及びハロゲン化酸化物	
	ー塩化物及び塩化酸化物	
<u>2812.11</u>	<u>000</u> ー二塩化カルボニル（ホスゲン）	KG
<u>2812.12</u>	<u>000</u> ーオキシ塩化りん	KG
<u>2812.13</u>	<u>000</u> ー三塩化りん	KG
<u>2812.14</u>	<u>000</u> ー五塩化りん	KG
<u>2812.15</u>	<u>000</u> ー一塩化硫黄	KG
<u>2812.16</u>	<u>000</u> ー二塩化硫黄	KG
<u>2812.17</u>	<u>000</u> ー塩化チオニル	KG
<u>2812.19</u>	<u>000</u> ーその他のもの	KG

7 第28.48項には、りん含有量が全重量の15%を超えるりん銅を含む。

8 [同左]

号注

[同左]

28.01	[同左]	
}	[同左]	
28.10		
28.11	その他の無機酸及び無機非金属酸化物	
	－その他の無機酸	
2811.11	[同左]	
	[新規]	
2811.19	ーその他のもの	
	100 ーー臭化水素酸	KG
	<u>910</u> ーーーその他のもの	KG
	<u>990</u> ーーーーシアン化水素	KG
	<u>990</u> ーーーーその他のもの	KG
	[同左]	
2811.21	[同左]	
}	[同左]	
2811.29	[同左]	
28.12	非金属のハロゲン化物及びハロゲン化酸化物	
	ー塩化物及び塩化酸化物	
<u>2812.10</u>	<u>010</u> ー二塩化カルボニル（ホスゲン）	KG
	<u>020</u> ーオキシ塩化りん	KG
	<u>030</u> ー三塩化りん	KG
	<u>040</u> ー五塩化りん	KG
	<u>050</u> ー一塩化硫黄	KG
	<u>060</u> ー二塩化硫黄	KG
	<u>070</u> ー塩化チオニル	KG
	<u>090</u> ーその他のもの	KG

2812.90	[略]		2812.90	[同左]	
28.13			28.13		
}	[略]		}	[同左]	
28.47	[削除]		28.47		
			<u>28.48</u>		
			<u>2848.00</u>	000	りん化物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、りん鉄を除く。）
28.49			28.49		
}	[略]		}	[同左]	
28.52			28.52		
<u>28.53</u>	<u>りん化物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、りん鉄を除く。）</u> 、 <u>その他の無機化合物（蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む。）</u> 、 <u>液体空気（希ガスを除いてあるかないかを問わない。）</u> 、 <u>圧搾空気及びアマルガム（貴金属のアマルガムを除く。）</u>		<u>2853.00</u>		<u>その他の無機化合物（蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む。）</u> 、 <u>液体空気（希ガスを除いてあるかないかを問わない。）</u> 、 <u>圧搾空気及びアマルガム（貴金属のアマルガムを除く。）</u>
<u>2853.10</u>	000	KG	<u>010</u>		KG
	一塩化シアン				
<u>2853.90</u>	000	KG	<u>090</u>		KG
	一その他のもの				
[略]			[同左]		
29.01	[略]		29.01	[同左]	
29.02	[略]		29.02	[同左]	
29.03	炭化水素のハロゲン化誘導体		29.03	炭化水素のハロゲン化誘導体	
	[略]			[同左]	
2903.11			2903.11		
}	[略]		}	[同左]	
2903.79	一飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素又はシクロテルペン炭化水素のハロゲン化誘導体		2903.79	一飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素又はシクロテルペン炭化水素のハロゲン化誘導体	
2903.81	[略]		2903.81	[同左]	
2903.82	[略]		2903.82	[同左]	
<u>2903.83</u>	000	KG		[新規]	
	一マイレックス（ISO）				
2903.89	[略]		2903.89	[同左]	
	一芳香族炭化水素のハロゲン化誘導体			一芳香族炭化水素のハロゲン化誘導体	

2903.91	[略]		2903.91	[同左]	
2903.92	[略]		2903.92	[同左]	
<u>2903.93</u>	<u>000</u> ーペンタクロロベンゼン (ISO)	<u>KG</u>		[新規]	
<u>2903.94</u>	<u>000</u> ーヘキサブロモビフェニル	<u>KG</u>		[新規]	
2903.99	[略]		2903.99	[同左]	
29.04	炭化水素のスルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 (ハロゲン化してあるかないかを問わない。)		29.04	炭化水素のスルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 (ハロゲン化してあるかないかを問わない。)	
2904.10	[略]		2904.10	[同左]	
2904.20	[略]		2904.20	[同左]	
	<u>ーペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩並びにペルフルオロオクタンスルホニルフルオリド</u>			[新規]	
<u>2904.31</u>	<u>000</u> ーペルフルオロオクタンスルホン酸	<u>KG</u>			
<u>2904.32</u>	<u>000</u> ーペルフルオロオクタンスルホン酸アンモニウム	<u>KG</u>			
<u>2904.33</u>	<u>000</u> ーペルフルオロオクタンスルホン酸リチウム	<u>KG</u>			
<u>2904.34</u>	<u>000</u> ーペルフルオロオクタンスルホン酸カリウム	<u>KG</u>			
<u>2904.35</u>	<u>000</u> ーその他のペルフルオロオクタンスルホン酸塩	<u>KG</u>			
<u>2904.36</u>	<u>000</u> ーペルフルオロオクタンスルホニルフルオリド	<u>KG</u>			
	ーその他のもの		<u>2904.90</u>	ーその他のもの	
<u>2904.91</u>	<u>000</u> ートリクロロニトロメタン (クロロピクリン)	<u>KG</u>	<u>010</u>	ートリクロロニトロメタン (クロロピクリン)	<u>KG</u>
<u>2904.99</u>	<u>000</u> ーその他のもの	<u>KG</u>	<u>090</u>	ーその他のもの	<u>KG</u>
	[略]			[同左]	
29.05			29.05		
}	[略]		}	[同左]	
29.09			29.09		
29.10	三員環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキシフェノール及びエポキシエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		29.10	三員環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキシフェノール及びエポキシエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
2910.10			2910.10		
}	[略]		}	[同左]	
2910.40			2910.40		
<u>2910.50</u>	<u>000</u> ーエンドリン (ISO)	<u>KG</u>		[新規]	
2910.90	[略]		2910.90	[同左]	

29.11			
}	[略]		
29.13			
	[略]		
29.14	ケトン及びキノン（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
	[略]		
2914.11			
}	[略]		
2914.50			
	ーキノン		
2914.61	[略]		
<u>2914.62</u>	<u>000</u> ーコエンザイムQ10（ユビデカレノン（INN））		
2914.69	[略]		
	ーハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
<u>2914.71</u>	<u>000</u> ークロルデコン（ISO）		
<u>2914.79</u>	<u>000</u> ーその他のもの		
	[略]		
29.15			
}	[略]		
29.17			
29.18	カルボン酸（他の酸素官能基を有するものに限る。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
	ーアルコール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体		
2918.11			
}	[略]		
2918.16			

29.11			
}	[同左]		
29.13			
	[同左]		
29.14	ケトン及びキノン（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
	[同左]		
2914.11			
}	[同左]		
2914.50			
	ーキノン		
2914.61	[同左]		
	[新規]		
2914.69	[同左]		
<u>2914.70</u>	<u>000</u> ーハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
			KG
			KG
			KG
29.15			
}	[同左]		
29.17			
29.18	カルボン酸（他の酸素官能基を有するものに限る。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
	ーアルコール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体		
2918.11			
}	[同左]		
2918.16			



	－非環式モノアミン及びその誘導体並びにこれらの塩
2921.11	[略]
<u>2921.12</u>	<u>000</u> <u>－－２－（N，N－ジメチルアミノ）エチルクロリド塩酸塩</u>
<u>2921.13</u>	<u>000</u> <u>－－２－（N，N－ジエチルアミノ）エチルクロリド塩酸塩</u>
<u>2921.14</u>	<u>000</u> <u>－－２－（N，N－ジイソプロピルアミノ）エチルクロリド塩酸塩</u>
2921.19	[略] [略]
2921.21	[略]
2921.59	[略]
29.22	酸素官能のアミノ化合物 －アミノアルコール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。） 並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩
2922.11	[略]
2922.12	[略] [削除]
2922.14	[略]
<u>2922.15</u>	<u>000</u> <u>－トリエタノールアミン</u>
<u>2922.16</u>	<u>000</u> <u>－ペルフルオロオクタンスルホン酸ジエタノールアンモニウム</u>
<u>2922.17</u>	<u>010</u> <u>－メチルジエタノールアミン及びエチルジエタノールアミン</u>
	<u>020</u> <u>－－エチルジエタノールアミン</u>
<u>2922.18</u>	<u>000</u> <u>－－２－（N，N－ジイソプロピルアミノ）エタノール</u>
2922.19	－－その他のもの
	<u>020</u> <u>－－－アミノアルコール</u> －－－その他のもの
	<u>091</u> <u>－－－－トリエタノールアミンの塩</u>
	<u>099</u> <u>－－－－その他のもの</u>
	[略]

	－非環式モノアミン及びその誘導体並びにこれらの塩	
2921.11	[同左]	
	[新規]	KG
	[新規]	KG
	[新規]	KG
2921.19	[同左] [同左]	
2921.21	[同左]	
2921.59	[同左]	
29.22	酸素官能のアミノ化合物 －アミノアルコール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。） 並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩	
2922.11	[同左]	
2922.12	[同左]	
<u>2922.13</u>	<u>－トリエタノールアミン及びその塩</u>	
	<u>010</u> <u>－－トリエタノールアミン</u>	KG
	<u>090</u> <u>－－－その他のもの</u>	KG
2922.14	[同左] [新規] [新規] [新規]	
	[新規]	
2922.19	－－その他のもの	
	<u>011</u> <u>－－－エチルジエタノールアミン</u>	KG
	<u>012</u> <u>－－－メチルジエタノールアミン</u>	KG
	<u>019</u> <u>－－－－その他のもの</u>	KG
	<u>090</u> <u>－－－その他のもの</u>	KG
	[同左]	

2922.21		
}	[略]	
2922.50		
29.23	第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノリピド（レシチンその他のホスホアミノリピドについては、化学的に単一であるかないかを問わない。）	
2923.10	[略]	
2923.20	[略]	
<u>2923.30</u>	<u>000</u> <u>ーペルフルオロオクタンスルホン酸テトラエチルアンモニウム</u>	
<u>2923.40</u>	<u>000</u> <u>ーペルフルオロオクタンスルホン酸ジデシルジメチルアンモニウム</u>	
2923.90	[略]	
29.24	カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物	
	[略]	
2924.11		
}	[略]	
2924.19	ー環式アミド（環式カルバマートを含む。）及びその誘導体並びにこれらの塩	
2924.21		
}	[略]	
2924.24		
<u>2924.25</u>	<u>000</u> <u>ーアラクロール（ISO）</u>	
2924.29	[略]	
29.25	[略]	
29.26	ニトリル官能化合物	
2926.10		
}	[略]	
2926.30		
<u>2926.40</u>	<u>000</u> <u>ーアルファーフェニルアセトアセトニトリル</u>	
2926.90	[略]	
29.27		
}	[略]	

2922.21		
}	[同左]	
2922.50		
29.23	第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノリピド（レシチンその他のホスホアミノリピドについては、化学的に単一であるかないかを問わない。）	
2923.10	[同左]	
2923.20	[同左]	
<u>2923.30</u>	<u>KG</u> [新規]	
<u>2923.40</u>	<u>KG</u> [新規]	
2923.90	[同左]	
29.24	カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物	
	[同左]	
2924.11		
}	[同左]	
2924.19	ー環式アミド（環式カルバマートを含む。）及びその誘導体並びにこれらの塩	
2924.21		
}	[同左]	
2924.24		
<u>2924.25</u>	<u>KG</u> [新規]	
2924.29	[同左]	
29.25	[同左]	
29.26	ニトリル官能化合物	
2926.10		
}	[同左]	
2926.30		
<u>2926.40</u>	<u>KG</u> [新規]	
2926.90	[同左]	
29.27		
}	[同左]	

29.29	[略]
29.30	有機硫黄化合物
2930.20	
}	[略]
2930.40	
	[削除]
<u>2930.60</u> 000	<u>ー2ー(N, Nージエチルアミノ)エタンチオール</u>
<u>2930.70</u> 000	<u>ービス(2ーヒドロキシエチル)スルフィド(チオジグリコール(IN</u>
	<u>N))</u>
<u>2930.80</u> 000	<u>ーアルジカルブ(I SO)、カプタホール(I SO)及びメタミドホス</u>
	<u>(I SO)</u>
2930.90	[略]
29.31	その他のオルガノインオルガニック化合物
2931.10	[略]
2931.20	[略]
	<u>ーその他の有機りん誘導体</u>
<u>2931.31</u> 000	<u>ーメチルホスホン酸ジメチル</u>
<u>2931.32</u> 000	<u>ープロピルホスホン酸ジメチル</u>
<u>2931.33</u> 000	<u>ーエチルホスホン酸ジエチル</u>
<u>2931.34</u> 000	<u>ーメチルホスホン酸3ー(トリヒドロキシシリル)プロピルナトリウ</u>
	<u>ム</u>
<u>2931.35</u> 000	<u>ー2, 4, 6ートリプロピルー1, 3, 5, 2, 4, 6ートリオキサ</u>
	<u>トリホスホン酸2, 4, 6ートリオキシド</u>
<u>2931.36</u> 000	<u>ー(5ーエチルー2ーメチルー2ーオキシドー1, 3, 2ージオキサ</u>
	<u>ホスフィナンー5ーイル)メチルメチルメチルホスホネート</u>
<u>2931.37</u> 000	<u>ービス[(5ーエチルー2ーメチルー2ーオキシドー1, 3, 2ージ</u>
	<u>オキサホスフィナンー5ーイル)メチル]メチルホスホネート</u>
<u>2931.38</u> 000	<u>ーメチルホスホン酸と(アミノイミノメチル)尿素との1:1の割合</u>
	<u>の塩</u>
<u>2931.39</u> 000	<u>ーその他のもの</u>
2931.90	[略]

29.29	[同左]	
29.30	有機硫黄化合物	
2930.20		
}	[同左]	
2930.40		
<u>2930.50</u> 000	<u>ーカプタホール(I SO)及びメタミドホス(I SO)</u>	KG
	[新規]	
	[新規]	
	[新規]	
2930.90	[同左]	
29.31	その他のオルガノインオルガニック化合物	
2931.10	[同左]	
2931.20	[同左]	
	[新規]	
		KG
2931.90	[同左]	

29.32	複素環式化合物（ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。） －非縮合フラン環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する 化合物
2932.11	〔略〕
2932.13	
<u>2932.14</u> 000	－スクラロース
<u>2932.19</u> 000	－その他のもの
2932.20	〔略〕
2932.99	
29.33	複素環式化合物（ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。） 〔略〕
2933.11	〔略〕
2933.49	－ピリミジン環（水素添加してあるかないかを問わない。）又はピペラ ジン環を有する化合物
2933.52	〔略〕
2933.55	
2933.59	－その他のもの
100	－－1, 3-ジメチル-2, 6-ジオキソ-4-アミノ-5-ホルミ ルアミノピリミジン
300	－－1, 4-ジアザビシクロ〔2, 2, 2〕オクタン（トリエチレン ジアミン）
400	－－その他のもの 〔略〕
2933.61	〔略〕

29.32	複素環式化合物（ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。） －非縮合フラン環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する 化合物	
2932.11	〔同左〕	
2932.13		
	〔新規〕	
<u>2932.19</u>	－その他のもの	
010	－－スクラロース	KG
090	－－その他のもの	KG
2932.20	〔同左〕	
2932.99		
29.33	複素環式化合物（ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。） 〔同左〕	
2933.11	〔同左〕	
2933.49	－ピリミジン環（水素添加してあるかないかを問わない。）又はピペラ ジン環を有する化合物	
2933.52	〔同左〕	
2933.55		
2933.59	－その他のもの	
100	－－1, 3-ジメチル-2, 6-ジオキソ-4-アミノ-5-ホルミ ルアミノピリミジン	KG
300	－－1, 4-ジアザビシクロ〔2, 2, 2〕オクタン（トリエチレン ジアミン）	KG
400	－－その他のもの 〔同左〕	KG
2933.61	〔同左〕	

2933.79		—その他のもの
2933.91		[略]
<u>2933.92</u>	000	<u>—アジンホスメチル（ISO）</u>
2933.99		[略]
29.34		[略]
<u>29.35</u>		<u>スルホンアミド</u>
<u>2935.10</u>	000	<u>—N—メチルペルフルオロオクタンスルホンアミド</u>
<u>2935.20</u>	000	<u>—N—エチルペルフルオロオクタンスルホンアミド</u>
<u>2935.30</u>	000	<u>—N—エチル—N—（2—ヒドロキシエチル）ペルフルオロオクタンスルホンアミド</u>
<u>2935.40</u>	000	<u>—N—（2—ヒドロキシエチル）—N—メチルペルフルオロオクタンスルホンアミド</u>
<u>2935.50</u>	000	<u>—その他のペルフルオロオクタンスルホンアミド</u>
<u>2935.90</u>	000	<u>—その他のもの</u>
		[略]
29.36		[略]
29.37		[略]
		第12節 グリコシド及びアルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）並びにこれらの塩、エーテル、エステルその他の誘導体
29.38		[略]
29.39		<u>アルカロイド</u> （天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体
		[略]
2939.11		[略]
2939.69		<u>—その他のもの（植物由来のものに限る。）</u>
<u>2939.71</u>	000	<u>—コカイン、エクゴニン、レボメタンフェタミン、メタンフェタミン（INN）及びメタンフェタミンラセメート並びにこれらの塩、エステル及びその他の誘導体</u>

2933.79		—その他のもの	
2933.91		[同左]	
	KG	[新規]	
2933.99		[同左]	
29.34		[同左]	
<u>29.35</u>			
<u>2935.00</u>	000	<u>スルホンアミド</u>	KG
	KG		
29.36		[同左]	
29.37		[同左]	
		第12節 グリコシド及び <u>植物アルカロイド</u> （天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）並びにこれらの塩、エーテル、エステルその他の誘導体	
29.38		[同左]	
29.39		<u>植物アルカロイド</u> （天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	
		[同左]	
2939.11		[同左]	
2939.69		<u>—その他のもの</u>	
<u>2939.91</u>	000	<u>—コカイン、エクゴニン、レボメタンフェタミン、メタンフェタミン（INN）及びメタンフェタミンラセメート並びにこれらの塩、エステル及びその他の誘導体</u>	KG

2939.79	000	—その他のもの	KG	2939.99	000	—その他のもの	KG
2939.80	000	—その他のもの	KG			[新規]	
		[略]				[同左]	
29.40				29.40			
}		[略]		}		[同左]	
29.42				29.42			
第30類 医療用品				第30類 医療用品			
注				注			
1 この類には、次の物品を含まない。				1 この類には、次の物品を含まない。			
(a) 食餌療法の食料、強化食料、 <u>食餌補助剤</u> 、強壯飲料、飲水その他の飲食物（静脈注射用の栄養剤を除く。）（第4部参照）				(a) <u>食餌療法</u> の食料、強化食料、 <u>食餌補助剤</u> 、強壯飲料、飲水その他の飲食物（静脈注射用の栄養剤を除く。）（第4部参照）			
(b)～(h) [略]				(b)～(h) [同左]			
2～4 [略]				2～4 [同左]			
<u>号注</u>				[新規]			
<u>1 第3002.13号及び第3002.14号においては、次に定めるところによる。</u>							
(a) 「混合してないもの」とは、純粋な物品（不純物を含有するかしないかを問わない。）をいう。							
(b) 「混合したもの」とは、次の物品をいう。							
(1) (a)の物品を水又は水以外の溶媒に溶かしたもの							
(2) (a)又は(b)(1)の物品で、保存又は輸送のために必要な安定剤を加えたもの							
(3) (a)、(b)(1)又は(b)(2)の物品で、その他の添加剤を混合したもの							
<u>2 第3003.60号及び第3004.60号には、経口摂取のためにその他の医薬品有効成分と結合させたアルテミシニン（INN）又は次のいずれかの有効成分（その他の医薬品有効成分と結合してあるかないかを問わない。）を含有する医薬品を含む。</u>							
アモジアキン（INN）、アルテリン酸及びその塩、アルテニモル（INN）、アルテモチル（INN）、アルテメテル（INN）、アルテスナート（INN）、クロロキン（INN）、ジヒドロアルテミシニン（INN）、ルメファントリン（INN）、メフロキン（INN）、ピペラキン（INN）、ピリメタミン（INN）並びにスルファドキシシン（INN）							
30.01		[略]		30.01		[同左]	
30.02		人血、治療用、予防用又は診断用に調製した動物の血、免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品（変性したものであるかないか又は生物工学的的方法により得たものであるかないかを問わない。）並びにワクチン、		30.02		人血、治療用、予防用又は診断用に調製した動物の血、免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品（変性したものであるかないか又は生物工学的的方法により得たものであるかないかを問わない。）並びにワクチン、	

		毒素、培養微生物（酵母を除く。）その他これらに類する物品	
		－免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品（変性したものであるか いか又は生物工学的的方法により得たものであるかないかを問わない。）	
		）	
3002.11	000	－マラリア診断試験キット	KG
3002.12		－免疫血清その他の血液分画物	
	100	－免疫血清	KG
	200	－ヘモグロビン、血液グロブリン及び血清グロブリン	KG
	300	－加熱人血漿たんぱく製剤及び加熱人血清アルブミン製剤（小売用 の形状又は包装にしたものに限る。）	KG
		－その他のもの	
	910	－免疫血清から得たもの（ベーターグロブリン又はガンマーグロ ブリンを含有するものに限る。）	KG
	990	－その他のもの	KG
3002.13	000	－免疫産品（混合してないもので、投与量にしてなく、かつ、小売用 の形状又は包装にしてないものに限る。）	KG
3002.14	000	－免疫産品（混合したもので、投与量にしてなく、かつ、小売用の形 状又は包装にしてないものに限る。）	KG
3002.15	000	－免疫産品（投与量にしたもの又は小売用の形状若しくは包装にした ものに限る。）	KG
3002.19	000	－その他のもの	KG
3002.20			
	）	[略]	
3002.90			
30.03		医薬品（治療用又は予防用に混合した二以上の成分から成るもので、 <u>投 与量にしてなく、かつ、小売用の形状又は包装にしてないもの</u> に限るも のとし、第30.02項、第30.05項又は第30.06項の物品を 除く。）	
3003.10		[略]	
3003.20	000	－その他のもの（抗生物質を含有するものに限る。）	KG (

		毒素、培養微生物（酵母を除く。）その他これらに類する物品	
3002.10		－免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品（変性したものであるか いか又は生物工学的的方法により得たものであるかないかを問わない。）	
		）	
	100	－免疫血清	KG
	200	－ヘモグロビン、血液グロブリン及び血清グロブリン	KG
	300	－加熱人血漿たんぱく製剤及び加熱人血清アルブミン製剤（小売用の 形状又は包装にしたものに限る。）	KG
		－その他のもの	
	410	－免疫血清から得たもの（ベーターグロブリン又はガンマーグロ ブリンを含有するものに限る。）	KG
	490	－その他のもの	KG
3002.20			
	）	[同左]	
3002.90			
30.03		医薬品（治療用又は予防用に混合した二以上の成分から成るもので、 <u>投 与量にしてないもの及び小売用の形状又は包装にしてないもの</u> に限るも のとし、第30.02項、第30.05項又は第30.06項の物品を 除く。）	
3003.10		[同左]	
3003.20	000	－その他の抗生物質を含有するもの	KG (

I. I  
(.)

I. I  
(.)

		<u>－その他のもの（第29.37項のホルモンその他の物質を含有するものに限る。）</u>			<u>－第29.37項のホルモンその他の物質を含有するもの（抗生物質を含有しないものに限る。）</u>	
3003.31		[略]		3003.31	[同左]	
3003.39		[略]		3003.39	[同左]	
		<u>－その他のもの（アルカロイド又はその誘導体を含有するものに限る。）</u>		3003.40	<u>000</u>	<u>－アルカロイド又はその誘導体を含有するもの（抗生物質又は第29.37項のホルモンその他の物質を含有するものを除く。）</u>
3003.41	000	<u>－エフェドリン又はその塩を含有するもの</u>	KG (			KG (
			I. I			I. I
			.)			.)
3003.42	000	<u>－ブソイドエフェドリン（INN）又はその塩を含有するもの</u>	KG (			
			I. I			
			.)			
3003.43	000	<u>－ノルエフェドリン又はその塩を含有するもの</u>	KG (			
			I. I			
			.)			
3003.49	000	<u>－その他のもの</u>	KG (			
			I. I			
			.)			
3003.60	000	<u>－その他のもの（この類の号注2の抗マラリア有効成分を含有するものに限る。）</u>	KG (			
			I. I			
			.)			
3003.90		[略]		3003.90	[同左]	
30.04		医薬品（混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にしたもの（経皮投与剤の形状にしたものを含む。）又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第30.02項、第30.05項又は第30.06項の物品を除く。）		30.04	医薬品（混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にしたもの（経皮投与剤の形状にしたものを含む。）又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第30.02項、第30.05項又は第30.06項の物品を除く。）	
3004.10		[略]		3004.10	[同左]	
3004.20	000	<u>－その他のもの（抗生物質を含有するものに限る。）</u>	KG (	3004.20	<u>000</u>	<u>－その他の抗生物質を含有するもの</u>
			I. I			KG (
			.)			I. I
						.)
		<u>－その他のもの（第29.37項のホルモンその他の物質を含有するもの</u>				<u>－第29.37項のホルモンその他の物質を含有するもの（抗生物質を</u>

	<u>のに限る。)</u>			<u>含有しないものに限る。)</u>	
3004.31			3004.31		
↳	[略]		↳	[同左]	
3004.39	<u>ーその他のもの（アルカロイド又はその誘導体を含有するものに限る。)</u>		3004.39		
			3004.40	<u>ーアルカロイド又はその誘導体を含有するもの（抗生物質又は第29.37項のホルモンその他の物質を含有するものを除く。)</u>	
3004.41	<u>ーエフェドリン又はその塩を含有するもの</u>		010	<u>ー小売用の形状又は包装にしたもの</u>	KG(
010	<u>ー小売用の形状又は包装にしたもの</u>	KG(			I.I
		I.I			)
		)	090	<u>ーその他のもの</u>	KG(
090	<u>ーその他のもの</u>	KG(			I.I
		I.I			)
		)			
3004.42	<u>ーブソイドエフェドリン（INN）又はその塩を含有するもの</u>				
010	<u>ー小売用の形状又は包装にしたもの</u>	KG(			
		I.I			
		)			
090	<u>ーその他のもの</u>	KG(			
		I.I			
		)			
3004.43	<u>ーノルエフェドリン又はその塩を含有するもの</u>				
010	<u>ー小売用の形状又は包装にしたもの</u>	KG(			
		I.I			
		)			
090	<u>ーその他のもの</u>	KG(			
		I.I			
		)			
3004.49	<u>ーその他のもの</u>				
010	<u>ー小売用の形状又は包装にしたもの</u>	KG(			
		I.I			
		)			
090	<u>ーその他のもの</u>	KG(			
		I.I			
		)			

3004.50	000	—その他のもの（第29.36項のビタミンその他の物質を含有するものに限る。）		I.I ) KG( I.I )	3004.50	000	—その他の医薬品（第29.36項のビタミンその他の物質を含有するものに限る。）		KG( I.I )
<u>3004.60</u>	<u>000</u>	—その他のもの（この類の号注2の抗マラリア有効成分を含有するものに限る。）		KG( I.I )			[新規]		
3004.90		[略]			3004.90		[同左]		
30.05		[略]			30.05		[同左]		
30.06		[略]			30.06		[同左]		
[略]					[同左]				
31.01		[略]			31.01		[同左]		
31.02		[略]			31.02		[同左]		
31.03		りん酸肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。） —過りん酸石灰及び重過りん酸石灰			31.03		りん酸肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。） —過りん酸石灰及び重過りん酸石灰		MT
<u>3103.11</u>	<u>000</u>	—五酸化二りん（ $P_2O_5$ ）の含有量が全重量の35%以上のもの		MT	<u>3103.10</u>	<u>000</u>			
<u>3103.19</u>	<u>000</u>	—その他のもの		MT					
3103.90		[略]			3103.90		[同左]		
31.04		[略]			31.04		[同左]		
31.05		[略]			31.05		[同左]		
[略]					[同左]				
37.01		[略]			37.01		[同左]		
37.04		[略]			37.04		[同左]		
37.05		[略]			37.05		写真用のプレート及びフィルム（露光し、かつ、現像したものに限り のとし、映画用フィルムを除く。）		
<u>3705.00</u>	<u>000</u>	写真用のプレート及びフィルム（露光し、かつ、現像したものに限り のとし、映画用フィルムを除く。）		SM KG	<u>3705.10</u>	<u>000</u>	—オフセット用のもの		SM KG
					<u>3705.90</u>	<u>000</u>	—その他のもの		SM KG
37.06		[略]			37.06		[同左]		

37.07

[略]

## 第38類 各種の化学工業生産品

注

[略]

号注

1 第3808.52号及び第3808.59号には、次の物品の一以上を含有する第38.08項の物品のみを含む。

アラクロール (ISO)、アルジカルブ (ISO)、アルドリン (ISO)、アジンホスメチル (ISO)、ピナバクリル (ISO)、カンフェクロル (ISO) (トキサフェン)、カプタホール (ISO)、クロルデン (ISO)、クロルジメホルム (ISO)、クロロベンジレート (ISO)、DDT (ISO) (クロフェノタン (INN)、1・1・1-トリクロロ-2・2-ビス (パラ-クロロフェニル) エタン)、ディルドリン (ISO、INN)、4・6-ジニトロ-オルト-クレゾール (DNOC (ISO)) 及びその塩、ジノセブ (ISO) 並びにその塩及びエステル、エンドスルファン (ISO)、二臭化エチレン (ISO) (1・2-ジプロモエタン)、二塩化エチレン (ISO) (1・2-ジクロロエタン)、フルオロアセトアミド (ISO)、ヘプタクロル (ISO)、ヘキサクロロベンゼン (ISO)、1・2・3・4・5・6-ヘキサクロロシクロヘキサン (HCH (ISO)) (リンデン (ISO、INN) を含む。)、水銀化合物、メタミドホス (ISO)、モノクロトホス (ISO)、オキシラン (エチレンオキシド)、パラチオン (ISO)、パラチオンメチル (ISO) (メチルパラチオン)、ペンタプロモジフェニルエーテル及びオクタプロモジフェニルエーテル、ペンタクロロフェノール (ISO) 並びにその塩及びエステル、ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩、ペルフルオロオクタンスルホンアミド、ペルフルオロオクタンスルホンフルオリド、ホスファミドン (ISO)、2・4・5-T (ISO) (2・4・5-トリクロロフェノキシ酢酸) 並びにその塩及びエステル並びにトリブチルすず化合物

第3808.59号には、ベノミル (ISO)、カルボフラン (ISO) 及びチラム (ISO) の混合物を含有する散布可能な粉末状の製剤をも含む。

2 第3808.61号から第3808.69号までには、アルファーシベルメトリン (ISO)、ベンジオカルブ (ISO)、ピフェントリン (ISO)、クロルフェナピル (ISO)、シフルトリン (ISO)、デルタメトリン (INN、ISO)、エトフェンプロックス (INN)、フェニトロチオン (ISO)、ラムダーシハロトリン (ISO)、マラチオン (ISO)、ピリミホスメチル (ISO) 又はプロボキスル (ISO) を含有する第38.08項の物品のみを含む。

37.07

[同左]

## 第38類 各種の化学工業生産品

注

[同左]

号注

1 第3808.50号には、次の物品を含有する第38.08項の物品のみを含む。

アルドリン (ISO)、ピナバクリル (ISO)、カンフェクロル (ISO) (トキサフェン)、カプタホール (ISO)、クロルデン (ISO)、クロルジメホルム (ISO)、クロロベンジレート (ISO)、DDT (ISO) (クロフェノタン (INN)、1・1・1-トリクロロ-2・2-ビス (パラ-クロロフェニル) エタン)、ディルドリン (ISO、INN)、4・6-ジニトロ-オルト-クレゾール (DNOC (ISO)) 及びその塩、ジノセブ (ISO) 並びにその塩及びエステル、二臭化エチレン (ISO) (1・2-ジプロモエタン)、二塩化エチレン (ISO) (1・2-ジクロロエタン)、フルオロアセトアミド (ISO)、ヘプタクロル (ISO)、ヘキサクロロベンゼン (ISO)、1・2・3・4・5・6-ヘキサクロロシクロヘキサン (HCH (ISO)) (リンデン (ISO、INN) を含む。)、水銀化合物、メタミドホス (ISO)、モノクロトホス (ISO)、オキシラン (エチレンオキシド)、パラチオン (ISO)、パラチオンメチル (ISO) (メチルパラチオン)、ペンタクロロフェノール (ISO) 並びにその塩及びエステル、ホスファミドン (ISO)、2・4・5-T (ISO) (2・4・5-トリクロロフェノキシ酢酸) 並びにその塩及びエステル並びにトリブチルすず化合物第3808.50号には、ベノミル (ISO)、カルボフラン (ISO) 及びチラム (ISO) の混合物を含有する散布可能な粉末状の製剤をも含む。

[新規]

3 第3824.81号から第3824.88号までには、次の物品の一以上を含有する混合物及び調製品のみを含む。

オキシラン（エチレンオキシド）、ポリ臭化ビフェニル（PBB）、ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ポリ塩化テルフェニル（PCT）、トリス（2・3-ジブロモプロピル）ホスフェート、アルドリン（ISO）、カンフェクロル（ISO）（トキサフェン）、クロルデン（ISO）、クロルデコン（ISO）、DDT（ISO）（クロフェノタン（INN）、1・1・1-トリクロロー2・2-ビス（パラクロロフェニル）エタン）、ディルドリン（ISO、INN）、エンドスルファン（ISO）、エンドリン（ISO）、ヘプタクロル（ISO）、マイレックス（ISO）、1・2・3・4・5・6-ヘキサクロロシクロヘキサン（HCH（ISO））（リンデン（ISO、INN）を含む。）、ペンタクロロベンゼン（ISO）、ヘキサクロロベンゼン（ISO）、ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩、ペルフルオロオクタンスルホンアミド、ペルフルオロオクタンスルホンフルオリド並びにテトラブロモジフェニルエーテル、ペンタブロモジフェニルエーテル、ヘキサブロモジフェニルエーテル、ヘプタブロモジフェニルエーテル及びオクタブロモジフェニルエーテル

[新規]

4 [略]

2 [同左]

38.01				
}		[略]		
38.07				
38.08		殺虫剤、殺鼠剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤、消毒剤その他これらに類する物品（小売用の形状若しくは包装にし、製剤にし又は製品にしたもの（例えば、硫黄を含ませた帯、芯及びびろうそく並びにはえ取り紙）に限る。）		
		—この類の号注1の物品		
3808.52	000	—DDT（ISO）（クロフェノタン（INN））を含有するもの（正味重量が300グラム以下の包装にしたものに限る。）	KG	
3808.59	000	—その他のもの	KG	
		—この類の号注2の物品		
3808.61	000	—正味重量が300グラム以下の包装にしたもの	KG	
3808.62	000	—正味重量が300グラムを超え7.5キログラム以下の包装にしたもの	KG	
3808.69	000	—その他のもの	KG	
		[略]		

38.01				
}		[同左]		
38.07				
38.08		殺虫剤、殺鼠剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤、消毒剤その他これらに類する物品（小売用の形状若しくは包装にし、製剤にし又は製品にしたもの（例えば、硫黄を含ませた帯、 <u>しん</u> 及びびろうそく並びにはえ取り紙）に限る。）		
	3808.50	000	—この類の号注1の物品	KG
			[新規]	
			[同左]	

3808.91	}	[略]
3808.99		
38.09	}	[略]
38.11		
38.12		調製したゴム加硫促進剤、ゴム用又はプラスチック用の複合した可塑剤 (他の項に該当するものを除く。)及びゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤その他の複合した安定剤
3812.10		[略]
3812.20		[略]
		ーゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤その他の複合した安定剤
3812.31		ー2・2・4ートリメチルー1・2ージヒドロキノリン(TMQ)のオリゴマーの混合物
	100	ーーーゴム老化防止剤
	900	ーーーその他のもの
3812.39		ーーその他のもの
	100	ーーーゴム老化防止剤
	900	ーーーその他のもの
38.13		
	}	[略]
38.23		
38.24		鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業(類似の工業を含む。)において生産される化学品及び調製品(天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。)
3824.10		
	}	[略]
3824.79		ーこの類の号注3の物品

3808.91	}	[同左]	
3808.99			
38.09	}	[同左]	
38.11			
38.12		調製したゴム加硫促進剤、ゴム用又はプラスチック用の複合した可塑剤 (他の項に該当するものを除く。)及びゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤その他の複合した安定剤	
3812.10		[同左]	
3812.20		[同左]	
3812.30		ーゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤その他の複合した安定剤	
	100	ーーゴム老化防止剤	KG
	200	ーーその他のもの	KG
38.13			
	}	[同左]	
38.23			
38.24		鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業(類似の工業を含む。)において生産される化学品及び調製品(天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。)	
3824.10			
	}	[同左]	
3824.79		ーオキシラン(エチレンオキシド)、ポリ臭化ビフェニル(PBB)、ポリ塩化ビフェニル(PCB)、ポリ塩化テルフェニル(PCT)又はトリス(2・3ージブロモプロピル)ホスフェートを含有する混合	

3824.81		
↳	[略]	
3824.83		
<u>3824.84</u>	000	ーアルドリン (ISO)、カンフェクロル (ISO) (トキサフェン)、クロルデン (ISO)、クロルデコン (ISO)、DDT (ISO) (クロフェノタン (INN)、1・1・1-トリクロロ-2・2-ビス (パラ-クロロフェニル) エタン)、ディルドリン (ISO、INN)、エンドスルフアン (ISO)、エンドリン (ISO)、ヘプタクロル (ISO) 又はマイレックス (ISO) を含有するもの
<u>3824.85</u>	000	ー1・2・3・4・5・6-ヘキサクロロシクロヘキサン (HCH (ISO)) (リンデン (ISO、INN) を含む。) を含有するもの
<u>3824.86</u>	000	ーペンタクロロベンゼン (ISO) 又はヘキサクロロベンゼン (ISO) を含有するもの
<u>3824.87</u>	000	ーペルフルオロオクタンスルホン酸若しくはその塩、ペルフルオロオクタンスルホンアミド又はペルフルオロオクタンスルホンフルオリドを含有するもの
<u>3824.88</u>		ーテトラプロモジフェニルエーテル、ペンタプロモジフェニルエーテル、ヘキサプロモジフェニルエーテル、ヘプタプロモジフェニルエーテル又はオクタプロモジフェニルエーテルを含有するもの
	010	ーヘプタプロモジフェニルエーテル及びオクタプロモジフェニルエーテルを主成分とする混合物
	090	ーその他のもの
		ーその他のもの
<u>3824.91</u>	000	ー主として (5-エチル-2-メチル-2-オキシド-1・3・2-ジオキサホスフィナン-5-イル) メチルメチルメチルホスホネート及びビス [(5-エチル-2-メチル-2-オキシド-1・3・2-ジオキサホスフィナン-5-イル) メチル] メチルホスホネートから成る混合物及び調製品
<u>3824.99</u>		ーその他のもの

KG

KG

KG

KG

KG

KG

KG

		物及び調製品	
3824.81			
↳		[同左]	
3824.83			
		[新規]	
<u>3824.90</u>		ーその他のもの	
	100	ーチューインガムベース (砂糖その他の甘味料又は香料を含有するものを除く。)	
	200	ー脂肪酸混合物の誘導体	
	300	ーナフテン酸並びにその塩 (水溶性のものを除く。) 及びエステル	
		ーその他のもの	
	910	ーオクタプロモジフェニルオキシド及びヘプタプロモジフェニルオ	

KG

KG

KG

	100	-----チューインガムベース（砂糖その他の甘味料又は香料を含有するものを除く。）	KG			キシドを主成分とする混合物並びにジプロモネオペンチルグリコールを主成分とする混合物	KG
	200	-----脂肪酸混合物の誘導体	KG		920	-----5' - リボヌクレオチドカルシウム及び5' - リボヌクレオチド	KG
	300	-----ナフテン酸並びにその塩（水溶性のものを除く。）及びエステル	KG			二ナトリウム	KG
		-----その他のもの				-----その他のもの	
	910	-----ジプロモネオペンチルグリコールを主成分とする混合物	KG		992	-----修正テープ（交換用のものを含み、小売用にしたものに限る。）	NO
	920	-----5' - リボヌクレオチドカルシウム及び5' - リボヌクレオチド	KG			）	KG
		-----その他のもの	KG		999	-----その他のもの	KG
	991	-----修正テープ（交換用のものを含み、小売用にしたものに限る）	NO				
	999	-----その他のもの	KG				
38.25		[略]		38.25		[同左]	
38.26		[略]		38.26		[同左]	

	[略]	第39類 プラスチック及びその製品			[同左]	第39類 プラスチック及びその製品	
注				注			
1	[略]			1	[同左]		
2	この類には、次の物品を含まない。			2	この類には、次の物品を含まない。		
	(a)~(y) [略]				(a)~(y) [同左]		
	(z) 第96類の物品（例えば、ブラシ、ボタン、スライドファスナー、くし、喫煙用パイプの吸い口及び柄、シガレットホルダー類、魔法瓶その他これに類する容器の部分品、 <u>ペン</u> 、 <u>シャーペン</u> 並びに一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品）				(z) 第96類の物品（例えば、ブラシ、ボタン、スライドファスナー、くし、喫煙用パイプの吸い口及び柄、シガレットホルダー類、魔法瓶その他これに類する容器の部分品、 <u>ペン</u> 並びに <u>シャーペン</u> ）		
3~11	[略]			3~11	[同左]		
号注				号注			
1	この類の各項において重合体（共重合体を含む。）及び化学的に変性させた重合体は、次に定めるところによりその所属を決定する。			1	この類の各項において重合体（共重合体を含む。）及び化学的に変性させた重合体は、次に定めるところによりその所属を決定する。		
	(a) 一連の号中に「その他のもの」を定める号がある場合には、次に定めるところによる。				(a) 一連の号中に「その他のもの」を定める号がある場合には、次に定めるところによる。		
	(1) [略]				(1) [同左]		
	(2) <u>第3901.30号</u> 、 <u>第3901.40号</u> 、 <u>第3903.20号</u> 、 <u>第3903.30号</u> 又は <u>第3904.30号</u> の共重合体は、当該共重合体の名称が由来するモノマーユニットが全重量の95%以上を占める場合に限り、それらの号に属する。				(2) <u>第3901.30号</u> 、 <u>第3903.20号</u> 、 <u>第3903.30号</u> 又は <u>第3904.30号</u> の共重合体は、当該共重合体の名称が由来するモノマーユニットが全重量の95%以上を占める場合に限り、それらの号に属する。		

(3)及び(4) [略]		(3)及び(4) [同左]	
(b) [略]		(b) [同左]	
2 [略]		2 [同左]	
39.01	[略] エチレンの重合体（一次製品に限る。）	39.01	[同左] エチレンの重合体（一次製品に限る。）
3901.10		3901.10	
}	[略]	}	[同左]
3901.30		3901.30	
<u>3901.40</u>	<u>ー比重が0.94未満のエチレンーアルファーオレフィン共重合体</u>		[新規]
010	<u>ー塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを</u>		
	<u>含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの</u>		KG
090	<u>ーその他のもの</u>		KG
3901.90	[略]	3901.90	[同左]
39.02	[略]	39.02	[同左]
}	[略]	}	[同左]
39.06		39.06	
39.07	ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル（一次製品に限る。）	39.07	ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル（一次製品に限る。）
3907.10		3907.10	
}	[略]	}	[同左]
3907.50		3907.50	
	<u>ーポリ（エチレンテレフタレート）</u>	<u>3907.60</u>	<u>000</u> <u>ーポリ（エチレンテレフタレート）</u>
<u>3907.61</u>	<u>000</u> <u>ー粘度数が1グラムにつき78ミリリットル以上のもの</u>		
			KG
<u>3907.69</u>	<u>000</u> <u>ーその他のもの</u>		
			KG
3907.70		3907.70	
}	[略]	}	[同左]
3907.99		3907.99	
39.08	[略]	39.08	[同左]
39.09	アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン（一次製品に限る。）	39.09	アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン（一次製品に限る。）
3909.10	[略]	3909.10	[同左]
3909.20	[略]	3909.20	[同左]

		ーその他のアミノ樹脂		3909.30	ーその他のアミノ樹脂		
3909.31	000	ーポリ (メチレンフェニルイソシアナート) (粗MD I 又はポリメリ			100	ーポリメチレンポリフェニルポリイソシアナート	KG
		ックMD I)	KG		900	ーその他のもの	KG
3909.39	000	ーその他のもの	KG				
3909.40		[略]		3909.40		[同左]	
3909.50		[略]		3909.50		[同左]	
39.10				39.10			
}		[略]		}		[同左]	
39.26				39.26			
		[略]				[同左]	
40.01				40.01			
}		[略]		}		[同左]	
40.10				40.10			
40.11		ゴム製の空気タイヤ (新品のものに限る。)		40.11		ゴム製の空気タイヤ (新品のものに限る。)	
4011.10				4011.10			
}		[略]		}		[同左]	
4011.50		[削除]		4011.50		ーその他のもの (杉綾 <sup>かぶ</sup> 模様その他これに類する模様となるトレッドを有するものに限る。)	
				<u>4011.61</u>		ー農業用又は林業用の車両及び機械に使用する種類のもの	
				010		ー自動車に使用する種類のもの (公称の幅が101.6ミリメートルを超えるものに限る。)	NO KG
				090		ーその他のもの	NO KG
				<u>4011.62</u>		ー建設用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のものでリム径が61センチメートル以下のもの	
				010		ー自動車に使用する種類のもの (公称の幅が101.6ミリメートルを超えるものに限る。)	NO KG
				090		ーその他のもの	NO KG
				<u>4011.63</u>		ー建設用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のものでリム径が61センチメートルを超えるもの	
				010		ー自動車に使用する種類のもの (公称の幅が101.6ミリメートルを超えるものに限る。)	NO KG

				090	---その他のもの		NO	KG
				<u>4011.69</u>	---その他のもの			
				010	---自動車に使用する種類のもの（公称の幅が101.6ミリメートルを超えるものに限る。）		NO	KG
				090	---その他のもの		NO	KG
<u>4011.70</u>	---農業用又は林業用の車両及び機械に使用する種類のもの				[新規]			
	010	---自動車に使用する種類のもの（公称の幅が101.6ミリメートルを超えるものに限る。）						
							NO	KG
	090	---その他のもの					NO	KG
<u>4011.80</u>	---建設用、鉱業用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のもの				[新規]			
	010	---自動車に使用する種類のもの（公称の幅が101.6ミリメートルを超えるものに限る。）						
							NO	KG
	090	---その他のもの					NO	KG
<u>4011.90</u>	---その他のもの				---その他のもの			
	010	---自動車に使用する種類のもの（公称の幅が101.6ミリメートルを超えるものに限る。）						
							NO	KG
	090	---その他のもの					NO	KG
				<u>4011.92</u>	---農業用又は林業用の車両及び機械に使用する種類のもの			
				010	---自動車に使用する種類のもの（公称の幅が101.6ミリメートルを超えるものに限る。）		NO	KG
				090	---その他のもの		NO	KG
				<u>4011.93</u>	---建設用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のものでリム径が61センチメートル以下のもの			
				010	---自動車に使用する種類のもの（公称の幅が101.6ミリメートルを超えるものに限る。）		NO	KG
				090	---その他のもの		NO	KG
				<u>4011.94</u>	---建設用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のものでリム径が61センチメートルを超えるもの			
				010	---自動車に使用する種類のもの（公称の幅が101.6ミリメートルを超えるものに限る。）		NO	KG
				090	---その他のもの		NO	KG
				<u>4011.99</u>	---その他のもの			
				010	---自動車に使用する種類のもの（公称の幅が101.6ミリメートルを超えるものに限る。）		NO	KG
				090	---その他のもの		NO	KG

40.12				40.12			
}		[略]		}		[同左]	
40.17				40.17			
[略]				[同左]			
[略]				[同左]			
第44類 木材及びその製品並びに木炭				第44類 木材及びその製品並びに木炭			
注				注			
1 この類には、次の物品を含まない。				1 この類には、次の物品を含まない。			
(a)～(d) [略]				(a)～(d) [同左]			
(q) 第96類の物品（例えば、喫煙用パイプ及びその部分品、ボタン、鉛筆並びに一脚、二脚、 <u>三脚その他これらに類する物品</u> 。第96.03項の物品用の木製のボデー及び柄を除く。）				(q) 第96類の物品（例えば、喫煙用パイプ及びその部分品、ボタン <u>並びに鉛筆</u> 。第96.03項の物品用の木製のボデー及び柄を除く。）			
(r) [略]				(r) [同左]			
2～6 [略]				2～6 [同左]			
号注				号注			
1 [略]				1 [同左]			
[削除]				<u>2 第4403.41号から第4403.49号まで、第4407.21号から第4407.29号まで、第4408.31号から第4408.39号まで及び第4412.31号の各号において「熱帯産木材」とは、次の木材をいう。</u> <u>アビュラ、アカジョアフリカ、アフロルモシア、アコ、アラン、アンジローバ、アニングレ、アボジラ、アソベ、バラウ、バルサ、ボッセクレイア、ボッセフォンセ、カチボ、セドロ、ダベーマ、ダークレッドメランチ、ジベツ、ドウシエ、フラミレ、フレイジョ、フロメイジャー、フーマ、ゲロンガン、イロンバ、インブイア、イペ、イロコ、ジャボティ、ジェルトン、ジェキティバ、ジョンコン、カプール、ケンバス、クルイン、コシボ、コチベ、コト、ライトレッドメランチ、リンバ、ロウロ、マカランドゥバ、マホガニー、マコレ、マンディオケイラ、マンソニア、メンクラン、メランチバカウ、メラワン、メルバウ、メルパウ、メルサワ、モアビ、ニアンゴン、ニヤトー、オベチェ、オクメ、オンザビリ、オレイ、オバンコル、オジゴ、パドック（かりん）、バルダオ、パリッサンドルグアテマラ、パリッサンドルパラ、パリッサンドルリオ、パリッサンドルロゼ、パウアマレロ、パウマーフィム、ブライ、ブナ、クアルバ、ラミン、サベリ、サキサキ、セプター、シボ、スクピラ、スレン、タウアリ、チーク、ティアマ、トラ、パイロラ、ホホワイトラワン、ホホワイトメランチ、ホホワイトセラヤ、イエローメランチ</u>			
44.01		のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）、薪材並びにチップ		44.01		のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）、薪材並びにチップ	

		ブ状又は小片状の木材	
		－薪材	
4401.11	000	－針葉樹のもの	MT
4401.12	000	－針葉樹以外のもの	MT
		[略]	
4401.21		[略]	
4401.22		[略]	
		－のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させたものに限る。）	
4401.31		[略]	
4401.39		[略]	
4401.40	000	－のこくず及び木くず（凝結させたものを除く。）	MT
44.02		[略]	
44.03		木材（粗のものに限るものとし、皮若しくは辺材を削いであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。）	
		－ペイント、クレオソートその他の保存剤により処理したもの	
4403.11	000	－針葉樹のもの	CM
4403.12		－針葉樹以外のもの	
	100	－ふたばがき科のもの	CM
	900	－その他のもの	CM
		－その他のもの（針葉樹のものに限る。）	
4403.21	000	－松（マツ属のもの）のもの（横断面の最大寸法が15センチメートル以上のものに限る。）	CM
4403.22	000	－松（マツ属のもの）のその他のもの	CM
4403.23		－もみ（モミ属のもの）又はとうひ（トウヒ属のもの）のもの（横断面の最大寸法が15センチメートル以上のものに限る。）	
	100	－シトカスプルースのもの	CM
	900	－その他のもの	CM
4403.24		－もみ（モミ属のもの）又はとうひ（トウヒ属のもの）のその他のもの	
	100	－シトカスプルースのもの	CM

		ブ状又は小片状の木材	
4401.10	000	－薪材	MT
		[同左]	
4401.21		[同左]	
4401.22		[同左]	
		－のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）	
4401.31		[同左]	
4401.39		[同左]	
		[新規]	
44.02		[同左]	
44.03		木材（粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。）	
		－ペイント、クレオソートその他の保存剤により処理したもの	
4403.10	100	－針葉樹のもの	CM
		－針葉樹以外のもの	
	210	－桐 <small>きり</small> のもの	CM
	220	－ふたばがき科のもの	CM
	230	－その他のもの	CM
4403.20		－その他のもの（針葉樹のものに限る。）	
	100	－まつ属のもの	CM
	200	－シトカスプルースのもの	CM
	300	－もみ属又はとうひ属（シトカスプルースを除く。）のもの	CM
	400	－からまつ属のもの	CM
	500	－ホワイトシダー、イエローシダーその他のひのき属のもの	CM
	600	－ヘムロックその他のつが属のもの	CM
	700	－レッドシダーその他のねずこ属のもの	CM
	800	－ダグラスファーその他のとがさわら属のもの	CM
	900	－その他のもの	CM

	900	---その他のもの	CM			
4403.25		---その他のもの（横断面の最大寸法が1.5センチメートル以上のものに 限る。）				
	100	---カラマツ属のもの	CM			
	200	---ホワイトシダー、イエローシダーその他のヒノキ属のもの	CM			
	300	---ヘムロックその他のツガ属のもの	CM			
	400	---レッドシダーその他のネズコ属のもの	CM			
	500	---ダグラスファーその他のトガサワラ属のもの	CM			
	900	---その他のもの	CM			
4403.26		---その他のもの				
	100	---カラマツ属のもの	CM			
	200	---ホワイトシダー、イエローシダーその他のヒノキ属のもの	CM			
	300	---ヘムロックその他のツガ属のもの	CM			
	400	---レッドシダーその他のネズコ属のもの	CM			
	500	---ダグラスファーその他のトガサワラ属のもの	CM			
	900	---その他のもの	CM			
		---その他のもの（熱帯産木材のものに限る。）				
4403.41		[略]		4403.41		---その他のもの（この類の号注2の熱帯産木材のものに限る。）
4403.49		[略]		4403.49		[同左]
		---その他のもの				---その他のもの
4403.91		[略]		4403.91		[同左]
4403.93	000	---ビーチ（ブナ属のもの）のもの（横断面の最大寸法が1.5センチメ ートル以上のものに限る。）	CM	4403.92	000	---ビーチ（ブナ属のもの）のもの
4403.94	000	---ビーチ（ブナ属のもの）のその他のもの	CM			
4403.95	000	---かば（カバノキ属のもの）のもの（横断面の最大寸法が1.5センチ メートル以上のものに限る。）	CM			[新規]
4403.96	000	---かば（カバノキ属のもの）のその他のもの	CM			[新規]
4403.97	000	---ポプラ又はアスペン（ヤマナラシ属のもの）のもの	CM			[新規]
4403.98	000	---ユーカリ（ユーカリ属のもの）のもの	CM			[新規]
4403.99		[略]		4403.99		[同左]
44.04		[略]		44.04		[同左]
44.05		[略]		44.05		[同左]

44.06	木製の鉄道用又は軌道用の枕木
	―染み込ませてないもの
4406.11	000 ―針葉樹のもの
4406.12	000 ―針葉樹以外のもの
	―その他のもの
4406.91	000 ―針葉樹のもの
4406.92	000 ―針葉樹以外のもの
44.07	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）
	―針葉樹のもの
4407.11	―松（マツ属のもの）のもの
	――厚さが160ミリメートル以下のもの
110	―――かんながけし又はやすりがけしたもの
190	―――その他のもの
	―――その他のもの
910	―――かんながけし又はやすりがけしたもの
990	―――その他のもの
4407.12	―もみ（モミ属のもの）又はとうひ（トウヒ属のもの）のもの
	――厚さが160ミリメートル以下のもの（カリフォルニアレッドファー、グランドファー、ノーブルファー、パシフィックシルバーファー又はシトカスプルースのものを除く。）
110	―――かんながけし又はやすりがけしたもの
190	―――その他のもの
	―――その他のもの
	―――かんながけし又はやすりがけしたもの
210	―――厚さが160ミリメートル以下のもの
290	―――その他のもの
	―――その他のもの
	―――シトカスプルースのもの
911	―――厚さが160ミリメートル以下のもの
919	―――その他のもの

44.06	木製の鉄道用又は軌道用のまくら木
4406.10	000 ―染み込ませてないもの
	―その他のもの
4406.90	000 ―その他のもの
44.07	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）
	―針葉樹のもの
4407.10	―まつ属、もみ属（カリフォルニアレッドファー、グランドファー、ノーブルファー及びパシフィックシルバーファーを除く。）又はとうひ属（シトカスプルースを除く。）のもの（厚さが160ミリメートル以下のものに限る。）
110	―――かんながけし又はやすりがけしたもの
	―――その他のもの
121	―――まつ属のもの
129	―――その他のもの
	――からまつ属のもの（厚さが160ミリメートル以下のものに限る。）
210	―――かんながけし又はやすりがけしたもの
290	―――その他のもの
	―――その他のもの
310	―――インセンスシダーのもの
	―――その他のもの
	―――かんながけし又はやすりがけしたもの
321	―――まつ属、もみ属又はとうひ属のもの（厚さが160ミリメートルを超えるものに限る。）
322	―――ヘムロックその他のつが属のもの
323	―――ダグラスファーその他のとがさわら属のもの
329	―――その他のもの

	990	-----その他のもの	
4407.19		--その他のもの	
		----カラマツ属のもの（厚さが160ミリメートル以下のものに限る。）	
	110	----かんながけし又はやすりがけしたもの	
	190	----その他のもの	
		----その他のもの	
	200	----インセンスシダーのもの	
		----その他のもの	
		-----かんながけし又はやすりがけしたもの	
	310	-----ヘムロックその他のツガ属のもの	
	320	-----ダグラスファーその他のトガサワラ属のもの	
	390	-----その他のもの	
		-----その他のもの	
		-----厚さが160ミリメートル以下のもの	
	911	-----ホワイトシダー、イエローシダーその他のヒノキ属のもの	
		の	
	912	-----ヘムロックその他のツガ属のもの	
	913	-----ダグラスファーその他のトガサワラ属のもの	
	919	-----その他のもの	
		-----その他のもの	
	991	-----ホワイトシダー、イエローシダーその他のヒノキ属のもの	
		の	
	992	-----ヘムロックその他のツガ属のもの	
	993	-----ダグラスファーその他のトガサワラ属のもの	
	999	-----その他のもの	
		-熱帯産木材のもの	
4407.21			
		[略]	
4407.28			
4407.29		--その他のもの	
		----ふたばがき科のもの	

		-----その他のもの	
	330	-----まつ属のもの	CM
		-----シトカスプルースのもの	
	341	-----厚さが160ミリメートル以下のもの	CM
	349	-----その他のもの	CM
	350	-----もみ属又はとうひ属のもの	CM
		-----ホワイトシダー、イエローシダーその他のひのき属のもの	
	361	-----厚さが160ミリメートル以下のもの	CM
	369	-----その他のもの	CM
		-----ヘムロックその他のツガ属のもの	
	371	-----厚さが160ミリメートル以下のもの	CM
	379	-----その他のもの	CM
		-----ダグラスファーその他のとがさわら属のもの	
	381	-----厚さが160ミリメートル以下のもの	CM
	389	-----その他のもの	CM
		-----その他のもの	
	391	-----厚さが160ミリメートル以下のもの	CM
	399	-----その他のもの	CM
		-熱帯産木材（この類の号注2のものに限る。）のもの	
4407.21			
		[同左]	
4407.28			
4407.29		--その他のもの	
		----ふたばがき科のもの	

110	-----かんながけし又はやすりがけしたもの	
190	-----その他のもの	
	----その他のもの	
215	-----チークのもの	
<u>220</u>	----- <u>たがやさん、紅木、したん又はこくたんのもの</u>	
<u>230</u>	----- <u>リグナムバイタのもの</u>	
	----その他のもの	
291	-----ラミンのもの	
299	-----その他のもの	
	-その他のもの	
4407.91		
<	[略]	
4407.95		
<u>4407.96</u> 000	--- <u>かば（カバノキ属のもの）のもの</u>	
<u>4407.97</u> 000	--- <u>ポプラ又はアスペン（ヤマナラシ属のもの）のもの</u>	
4407.99	---その他のもの	
	<u>150</u> --- <u>つげ、したん又はこくたんのもの</u>	
200	---桐のもの	
	---ふたばがき科のもの	
310	-----かんながけし又はやすりがけしたもの	
390	-----その他のもの	
	[削除]	
500	---その他のもの	
44.08	化粧ばり用単板（積層木材を平削りすることにより得られるものを含む。 。）、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき、 平削りし又は丸剥ぎした木材（厚さが6ミリメートル以下のものに限るものとし、 かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	
4408.10	[略]	
	--- <u>熱帯産木材のもの</u>	
4408.31	[略]	
4408.39	---その他のもの	

CM	110	-----かんながけし又はやすりがけしたもの	CM
CM	190	-----その他のもの	CM
		----その他のもの	
CM	215	-----チークのもの	CM
<u>CM</u>		[新規]	
<u>CM</u>		[新規]	
		----その他のもの	
CM	291	-----ラミンのもの	CM
CM	299	-----その他のもの	CM
		-その他のもの	
4407.91			
<		[同左]	
4407.95			
<u>CM</u>		[新規]	
<u>CM</u>		[新規]	
4407.99		---その他のもの	
<u>CM</u>	<u>100</u>	--- <u>つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたんのもの</u>	<u>CM</u>
CM	200	---桐のもの	CM
		---ふたばがき科のもの	
CM	310	-----かんながけし又はやすりがけしたもの	CM
CM	390	-----その他のもの	CM
		<u>400</u> --- <u>リグナムバイタのもの</u>	<u>CM</u>
CM	500	---その他のもの	CM
44.08		化粧ばり用単板（積層木材を平削りすることにより得られるものを含む。 。）、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき、 平削りし又は丸はぎした木材（厚さが6ミリメートル以下のものに限るものとし、 かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	
4408.10		[同左]	
		--- <u>熱帯産木材（この類の号注2のものに限る。）のもの</u>	
4408.31		[同左]	
4408.39		---その他のもの	

	パドック (かりん)、たがやさん、紅木、したん又はこくたんのもの		
	積層木材を平削りすることにより得られるもの		
110	集成材	SM	KG
120	その他のもの	SM	KG
190	その他のもの	SM	KG
200	ジェルトンのも (長さが20センチメートル以下で、幅が8センチメートル以下のものに限る。)	SM	KG
	チークのもの		
	積層木材を平削りすることにより得られるもの		
510	集成材	SM	KG
520	その他のもの	SM	KG
590	その他のもの	SM	KG
	その他のもの		
	積層木材を平削りすることにより得られるもの		
410	集成材	SM	KG
420	その他のもの	SM	KG
	その他のもの		
910	合板用単板	SM	KG
990	その他のもの	SM	KG
4408.90	その他のもの		
	つげ、したん又はこくたんのもの		
	積層木材を平削りすることにより得られるもの		
110	集成材	SM	KG
120	その他のもの	SM	KG
190	その他のもの	SM	KG
	その他のもの		
	積層木材を平削りすることにより得られるもの		
510	集成材	SM	KG
520	その他のもの	SM	KG
	その他のもの		
610	合板用単板	SM	KG

	パドック (かりん) のもの		
	積層木材を平削りすることにより得られるもの		
110	集成材	SM	KG
120	その他のもの	SM	KG
190	その他のもの	SM	KG
200	ジェルトンのも (長さが20センチメートル以下で、幅が8センチメートル以下のものに限る。)	SM	KG
	チークのもの		
	積層木材を平削りすることにより得られるもの		
510	集成材	SM	KG
520	その他のもの	SM	KG
590	その他のもの	SM	KG
	その他のもの		
	積層木材を平削りすることにより得られるもの		
410	集成材	SM	KG
420	その他のもの	SM	KG
	その他のもの		
910	合板用単板	SM	KG
990	その他のもの	SM	KG
4408.90	その他のもの		
	つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたんのもの		
	積層木材を平削りすることにより得られるもの		
110	集成材	SM	KG
120	その他のもの	SM	KG
190	その他のもの	SM	KG
	その他のもの		
	積層木材を平削りすることにより得られるもの		
510	集成材	SM	KG
520	その他のもの	SM	KG
	その他のもの		
610	合板用単板	SM	KG

	690	-----その他のもの	SM	KG
44.09		さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）		
4409.10		－針葉樹のもの		
	100	－引抜材		KG
	200	－玉縁及び繰形		KG
		－その他のもの		
	310	－マツ属、モミ属（カリフォルニアレッドファー、グランドファー、ノールファー及びパシフィックシルバーファーを除く。）、トウヒ属（シトカスプルスを除く。）又はカラマツ属のもの（厚さが160ミリメートル以下のものに限る。）	CM	KG
	320	－その他のもの	CM	KG
		－針葉樹以外のもの		
4409.21		[略]		
<u>4409.22</u>		－熱帯産木材のもの		
	100	－引抜材		KG
	200	－玉縁及び繰形		KG
		－その他のもの		
	910	－ふたばがき科のもの	CM	KG
		－その他のもの		
	991	－バドック（かりん）、たがやさん、紅木、したん又はこくたんのもの	CM	KG
	999	－その他のもの	CM	KG
4409.29		－その他のもの		
	100	－引抜材		KG
	200	－玉縁及び繰形		KG
		－その他のもの		
	910	－ふたばがき科のもの	CM	KG
		－その他のもの		
	993	－つけ、したん又はこくたんのもの	CM	KG

	690	-----その他のもの	SM	KG
44.09		さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）		
4409.10		－針葉樹のもの		
	100	－引抜材		KG
	200	－玉縁及び繰形		KG
		－その他のもの		
	310	－まつ属、もみ属（カリフォルニアレッドファー、グランドファー、ノールファー及びパシフィックシルバーファーを除く。）、とうひ属（シトカスプルスを除く。）又はからまつ属のもの（厚さが160ミリメートル以下のものに限る。）	CM	KG
	320	－その他のもの	CM	KG
		－針葉樹以外のもの		
4409.21		[同左]		
		[新規]		
		－その他のもの		
4409.29		－その他のもの		
	100	－引抜材		KG
	200	－玉縁及び繰形		KG
		－その他のもの		
	910	－ふたばがき科のもの	CM	KG
		－その他のもの		
	991	－かりん、つけ、たがやさん、紅木、したん又はこくたんのもの		

	992	-----桐 <small>きり</small> のもの	CM	KG
	999	-----その他のもの	CM	KG
44.10		[略]		
44.11		[略]		
44.12		合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材		
4412.10		[略]		
		－その他の合板（木材（竹製のものを除く。）の単板のみから成るもの で各単板の厚さが6ミリメートル以下のものに限る。）		
4412.31		－少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材のもの		
		－少なくとも一の外面の単板がダークレッドメランチ、ライトレッ ドメランチ、ホワイトラワン、シボ、リンバ、オクメ、オベチェ 、アカジョアフリカ、サベリ、パイロラ、マホガニー（スウィエ テニア属のもの）、パリッサンドルパラ、パリッサンドルリオ又 はパリッサンドルロゼのもの		
		－ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに 類する表面加工をしたもの		
111		－側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をし たもの	CM	SM
191		-----その他のもの	CM	SM
		-----その他のもの		
		-----厚さが6ミリメートル未満のもの		
911		-----厚さが3ミリメートル未満のもの	CM	SM
921		-----厚さが3ミリメートル以上6ミリメートル未満のもの	CM	SM
		-----その他のもの		
931		-----厚さが6ミリメートル以上12ミリメートル未満のもの	CM	SM
941		-----厚さが12ミリメートル以上24ミリメートル未満のもの	CM	SM
951		-----厚さが24ミリメートル以上のもの	CM	SM
		----その他のもの		
		-----ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに 類する表面加工をしたもの		

		の		
	992	-----桐 <small>きり</small> のもの	CM	KG
	999	-----その他のもの	CM	KG
44.10		[同左]		
44.11		[同左]		
44.12		合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材		
4412.10		[同左]		
		－その他の合板（木材（竹製のものを除く。）の単板のみから成るもの で各単板の厚さが6ミリメートル以下のものに限る。）		
4412.31		－少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材（この類の号注2のものに 限る。）のもの		
		－少なくとも一の外面の単板がダークレッドメランチ、ライトレッ ドメランチ、ホワイトラワン、シボ、リンバ、オクメ、オベチェ 、アカジョアフリカ、サベリ、パイロラ、マホガニー（スウィエ テニア属のもの）、パリッサンドルパラ、パリッサンドルリオ又 はパリッサンドルロゼのもの		
		－ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに 類する表面加工をしたもの		
111		－側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をし たもの	CM	SM
191		-----その他のもの	CM	SM
		-----その他のもの		
		-----厚さが6ミリメートル未満のもの		
911		-----厚さが3ミリメートル未満のもの	CM	SM
921		-----厚さが3ミリメートル以上6ミリメートル未満のもの	CM	SM
		-----その他のもの		
931		-----厚さが6ミリメートル以上12ミリメートル未満のもの	CM	SM
941		-----厚さが12ミリメートル以上24ミリメートル未満のもの	CM	SM
951		-----厚さが24ミリメートル以上のもの	CM	SM
		----その他のもの		
		-----ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに 類する表面加工をしたもの		

119	-----側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの	CM	SM
199	-----その他のもの	CM	SM
	-----その他のもの		
	-----厚さが6ミリメートル未満のもの		
919	-----厚さが3ミリメートル未満のもの	CM	SM
929	-----厚さが3ミリメートル以上6ミリメートル未満のもの	CM	SM
	-----その他のもの		
939	-----厚さが6ミリメートル以上12ミリメートル未満のもの	CM	SM
949	-----厚さが12ミリメートル以上24ミリメートル未満のもの	CM	SM
959	-----厚さが24ミリメートル以上のもの	CM	SM
4412.33	<u>-----その他のもの（少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のうちはん</u> <u>の木（ハンノキ属のもの）、とねりこ（トネリコ属のもの）、ビーチ（ブナ属のもの）、かば（カバノキ属のもの）、桜（サクラ属のもの）、くり（カスタネア属のもの）、にれ（ニレ属のもの）、ユーカリ（ユーカリ属のもの）、ヒッコリー（ペカン属のもの）、栃の木（トチノキ属のもの）、しなの木（シナノキ属のもの）、かえで（カエデ属のもの）、オーク（コナラ属のもの）、プラタナス（スズカケノキ属のもの）、ポプラ若しくはアスペン（ヤマナラシ属のもの）、はりえんじゆ（ハリエンジュ属のもの）、ゆりの木（ユリノキ属のもの）又はウォルナット（クルミ属のもの）のものに限る。）</u> -----ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの		
110	-----側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの	CM	SM
190	-----その他のもの	CM	SM
	-----その他のもの		
	-----厚さが6ミリメートル未満のもの		
911	-----厚さが3ミリメートル未満のもの	CM	SM
912	-----厚さが3ミリメートル以上6ミリメートル未満のもの	CM	SM
	-----その他のもの		
991	-----厚さが6ミリメートル以上12ミリメートル未満のもの	CM	SM
992	-----厚さが12ミリメートル以上24ミリメートル未満のもの	CM	SM
993	-----厚さが24ミリメートル以上のもの	CM	SM

119	-----側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの	CM	SM
199	-----その他のもの	CM	SM
	-----その他のもの		
	-----厚さが6ミリメートル未満のもの		
919	-----厚さが3ミリメートル未満のもの	CM	SM
929	-----厚さが3ミリメートル以上6ミリメートル未満のもの	CM	SM
	-----その他のもの		
939	-----厚さが6ミリメートル以上12ミリメートル未満のもの	CM	SM
949	-----厚さが12ミリメートル以上24ミリメートル未満のもの	CM	SM
959	-----厚さが24ミリメートル以上のもの	CM	SM
4412.32	<u>-----その他のもの（少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。）</u> -----ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの		
110	-----側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの	CM	SM
190	-----その他のもの	CM	SM
	-----その他のもの		
	-----厚さが6ミリメートル未満のもの		
911	-----厚さが3ミリメートル未満のもの	CM	SM
912	-----厚さが3ミリメートル以上6ミリメートル未満のもの	CM	SM
	-----その他のもの		
991	-----厚さが6ミリメートル以上12ミリメートル未満のもの	CM	SM
992	-----厚さが12ミリメートル以上24ミリメートル未満のもの	CM	SM
993	-----厚さが24ミリメートル以上のもの	CM	SM

4412. 34	991	-----厚さが6ミリメートル以上12ミリメートル未満のもの	CM	SM
	992	-----厚さが12ミリメートル以上24ミリメートル未満のもの	CM	SM
	993	-----厚さが24ミリメートル以上のもの	CM	SM
		--その他のもの（少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限るものとし、第4412. 33号のものを除く。）		
		----ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの		
	110	----側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの	CM	SM
	190	----その他のもの	CM	SM
		----その他のもの		
		----厚さが6ミリメートル未満のもの		
		----厚さが3ミリメートル未満のもの	CM	SM
	912	-----厚さが3ミリメートル以上6ミリメートル未満のもの	CM	SM
		----その他のもの		
	991	-----厚さが6ミリメートル以上12ミリメートル未満のもの	CM	SM
	992	-----厚さが12ミリメートル以上24ミリメートル未満のもの	CM	SM
	993	-----厚さが24ミリメートル以上のもの	CM	SM
4412. 39		--その他のもの（いずれの外面の単板も針葉樹のものに限る。）		
		----ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの		
	110	----側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの	CM	SM
	190	----その他のもの	CM	SM
		----その他のもの		
	910	----厚さが6ミリメートル未満のもの	CM	SM
		----その他のもの		
	991	-----厚さが6ミリメートル以上12ミリメートル未満のもの	CM	SM
	992	-----厚さが12ミリメートル以上のもの	CM	SM
		--その他のもの		
4412. 94		--ブロックボード、ラミンボード及びバツテンボード		
		----集成材		

4412. 39		--その他のもの		
		----ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの		
	110	----側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの	CM	SM
	190	----その他のもの	CM	SM
		----その他のもの		
	910	----厚さが6ミリメートル未満のもの	CM	SM
		----その他のもの		
	991	-----厚さが6ミリメートル以上12ミリメートル未満のもの	CM	SM
	992	-----厚さが12ミリメートル以上のもの	CM	SM
		--その他のもの		
4412. 94		--ブロックボード、ラミンボード及びバツテンボード		
		----集成材		

	<u>120</u>	-----少なくとも一の単板が熱帯産木材のもの	<u>CM</u>	<u>KG</u>		<u>110</u>	-----少なくとも一の単板が熱帯産木材（この類の号注2のものに限る。）のもの	<u>CM</u>	<u>KG</u>
	190	-----その他のもの	CM	KG		190	-----その他のもの	CM	KG
	900	----その他のもの	CM	KG		900	----その他のもの	CM	KG
4412.99		--その他のもの			4412.99	--その他のもの			
		----集成材				----集成材			
	<u>130</u>	-----少なくとも一の単板が熱帯産木材のもの	<u>CM</u>	<u>KG</u>		<u>110</u>	-----少なくとも一の単板が熱帯産木材（この類の号注2のものに限る。）のもの	<u>CM</u>	<u>KG</u>
	120	-----その他のもの（少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。）	CM	KG		120	-----その他のもの（少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。）	CM	KG
	190	-----その他のもの	CM	KG		190	-----その他のもの	CM	KG
		----その他のもの				----その他のもの			
	<u>930</u>	-----少なくとも一の単板が熱帯産木材のもの	<u>CM</u>	<u>KG</u>		<u>910</u>	-----少なくとも一の単板が熱帯産木材（この類の号注2のものに限る。）のもの	<u>CM</u>	<u>KG</u>
	920	-----その他のもの（少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。）	CM	KG		920	-----その他のもの（少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。）	CM	KG
	990	-----その他のもの	CM	KG		990	-----その他のもの	CM	KG
44.13					44.13				
	}	[略]				}	[同左]		
44.17					44.17				
44.18		木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた床用パネル及びこけら板を含む。）			44.18		木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた床用パネル及びこけら板を含む。）		
4418.10					4418.10				
	}	[略]				}	[同左]		
4418.60		－組み合わせた床用パネル			4418.60		－組み合わせた床用パネル		
<u>4418.73</u>	<u>000</u>	－竹製のもの及び少なくとも最上層（摩耗層）が竹製のもの	<u>KG</u>				[新規]		
<u>4418.74</u>	<u>000</u>	－その他のもの（モザイク状の床用のものに限る。）	<u>KG</u>		<u>4418.71</u>	<u>000</u>	－モザイク状の床用のもの	<u>KG</u>	
<u>4418.75</u>	<u>000</u>	－その他のもの（多層のものに限る。）	KG		<u>4418.72</u>	<u>000</u>	－その他のもの（多層のものに限る。）	KG	
4418.79		[略]			4418.79		[同左]		
		－その他のもの			<u>4418.90</u>		－その他のもの		
<u>4418.91</u>		－竹製のもの			<u>100</u>		－セルラーウッドパネル	<u>SM</u>	<u>KG</u>



	100	---割り箸	TH	KG	190	--その他のもの	TH	KG
	900	---その他のもの	TH	KG	900	--その他のもの		KG
4419.19	000	--その他のもの		KG				
4419.90		--その他のもの						
	100	--割り箸	TH	KG				
	900	--その他のもの		KG				
44.20		[略]			44.20	[同左]		
44.21		その他の木製品			44.21	その他の木製品		
4421.10		[略]			4421.10	[同左]		
		--その他のもの			4421.90	--その他のもの		
4421.91		--竹製のもの			100	--竹製のくし		KG
	100	---串		KG	200	--マッチの軸木		KG
	200	---マッチの軸木		KG		--その他のもの		
		---その他のもの			910	---かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん（しまこくたんを除く。）のもの		KG
	910	-----扇子、うちわ、これらの骨及び柄並びに扇子又はうちわの骨又は柄の部分品		KG		---その他のもの		
		-----その他のもの			920	-----扇子、うちわ、これらの骨及び柄並びに扇子又はうちわの骨又は柄の部分品		KG
	991	-----縦にひいた木材をはぎ合わせたもの（縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	CM	KG		-----その他のもの		
	999	-----その他のもの		KG	991	-----縦にひいた木材をはぎ合わせたもの（縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	CM	KG
4421.99		--その他のもの				999	-----その他のもの	KG
	100	---マッチの軸木		KG				
		---その他のもの						
	910	---かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん（しまこくたんを除く。）のもの		KG				
		---その他のもの						
	920	---扇子、うちわ、これらの骨及び柄並びに扇子又はうちわの骨又は柄の部分品		KG				
		---その他のもの						
	991	-----縦にひいた木材をはぎ合わせたもの（縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	CM	KG				
	999	-----その他のもの		KG				

[略]		[同左]	
第48類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品		第48類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品	
注		注	
1～3 [略]		1～3 [同左]	
4 この類において「新聞用紙」には、新聞印刷に使用する種類の塗布してない紙（サイジングしてないもの及び軽くサイジングしたものに限る。）であつて、機械木材パルプ又はケミグランド木材パルプの含有量が全繊維重量の50%以上で、パーカープリントサーフ（クランプ圧1メガパスカル）による各面の平滑度が2.5マイクロメートル（ミクロン）を超え、かつ、重量が1平方メートルにつき40グラム以上65グラム以下であるものうち、 <u>(a)幅が28センチメートルを超えるストリップ状又はロール状のもの及び(b)折り畳んでない状態において一辺の長さが28センチメートルを超え、その他の辺の長さが15センチメートルを超える長方形（正方形を含む。）のシート状のもののみを含む。</u>		4 この類において「新聞用紙」とは、新聞印刷に使用する種類の塗布してない紙（サイジングしてないもの及び軽くサイジングしたものに限る。）であつて、機械木材パルプ又はケミグランド木材パルプの含有量が全繊維重量の50%以上で、パーカープリントサーフ（クランプ圧1メガパスカル）による各面の平滑度が2.5マイクロメートル（ミクロン）を超え、かつ、重量が1平方メートルにつき40グラム以上65グラム以下であるものをいう。	
5～7 [略]		5～7 [同左]	
8 第48.03項から第48.09項までには、紙、板紙、セルロースウッドディング及びセルロース繊維のウェブのうち次のもののみを含む。 (a)及び(b) [略]		8 第48.01項及び第48.03項から第48.09項までには、紙、板紙、セルロースウッドディング及びセルロース繊維のウェブのうち次のもののみを含む。 (a)及び(b) [同左]	
9～12 [略]		9～12 [同左]	
号注 [略]		号注 [同左]	
[略]		[同左]	
54.01	[略]	54.01	[同左]
54.02	合成繊維の長繊維の糸（67デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。） －強力糸（ <u>ナイロンその他のポリアミドのものに限るものとし、テクスチャード加工をしているかいないかを問わない。</u> ）	54.02	合成繊維の長繊維の糸（67デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。） －強力糸（ <u>ナイロンその他のポリアミドのものに限る。</u> ）
5402.11	[略]	5402.11	[同左]
5402.19	[略]	5402.19	[同左]
5402.20	－強力糸（ <u>ポリエステルのものに限るものとし、テクスチャード加工をしているかいないかを問わない。</u> ）	5402.20	－強力糸（ <u>ポリエステルのものに限る。</u> ）
010	－絹の重量が全重量の10%を超えるもの －その他のもの	010	－絹の重量が全重量の10%を超えるもの －その他のもの
021	－合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重	021	－合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重
	KG		KG

		量の50%を超えるもの	KG			量の50%を超えるもの	KG
	022	---その他のもの	KG		022	---その他のもの	KG
		[略]				[同左]	
5402.31				5402.31			
}		[略]		}		[同左]	
5402.49		---その他の単糸（より数が1メートルにつき50を超えるものに限る。）		5402.49		---その他の単糸（より数が1メートルにつき50を超えるものに限る。）	
		)				)	
5402.51		[略]		5402.51		[同左]	
5402.52		[略]		5402.52		[同左]	
<u>5402.53</u>		---ポリプロピレンのもの				[新規]	
	010	---絹の重量が全重量の10%を超えるもの	KG				
		---その他のもの					
	021	----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの	KG				
	022	----その他のもの	KG				
5402.59		[略]		5402.59		[同左]	
		---その他のマルチプルヤーン及びケーブルヤーン				---その他のマルチプルヤーン及びケーブルヤーン	
5402.61		[略]		5402.61		[同左]	
5402.62		[略]		5402.62		[同左]	
<u>5402.63</u>		---ポリプロピレンのもの				[新規]	
	010	---絹の重量が全重量の10%を超えるもの	KG				
		---その他のもの					
	021	----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの	KG				
	022	----その他のもの	KG				
5402.69		[略]		5402.69		[同左]	
54.03		[略]		54.03		[同左]	
}		[略]		}		[同左]	
54.08				54.08			
		[略]				[同左]	
55.01		[略]		55.01		[同左]	

55.02		再生繊維又は半合成繊維の長繊維のトウ		55.02		再生繊維又は半合成繊維の長繊維のトウ	
5502.10	000	ーアセテートのもの	KG	5502.00			
5502.90	000	ーその他のもの	KG		010	ーアセテートのもの	KG
					020	ーその他のもの	KG
55.03				55.03			
}		[略]		}		[同左]	
55.05				55.05			
55.06		合成繊維の短繊維（カード、コムその他の紡績準備の処理をしたものに限る。）		55.06		合成繊維の短繊維（カード、コムその他の紡績準備の処理をしたものに限る。）	
5506.10				5506.10			
}		[略]		}		[同左]	
5506.30				5506.30			
<u>5506.40</u>		ーポリプロピレンのもの				[新規]	
	100	ー合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの	KG				
	900	ーその他のもの	KG				
5506.90		[略]		5506.90		[同左]	
55.07				55.07			
}		[略]		}		[同左]	
55.16				55.16			
		[略]				[同左]	
56.01		紡織用繊維のウォッディング及びその製品並びに長さが5ミリメートル以下の紡織用繊維（フロック）、紡織用繊維のダスト及びミルネップ ー紡織用繊維のウォッディング及びその製品		56.01		紡織用繊維のウォッディング及びその製品並びに長さが5ミリメートル以下の紡織用繊維（フロック）、紡織用繊維のダスト及びミルネップ ー <u>その他のウォッディング製品及びウォッディング</u>	
5601.21				5601.21			
}		[略]		}		[同左]	
5601.29				5601.29			
5601.30		[略]		5601.30		[同左]	
56.02				56.02			
}		[略]		}		[同左]	
56.09				56.09			
		[略]				[同左]	

57.01				57.01			
}	[略]			}	[同左]		
57.03				57.03			
57.04	じゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（フェルト製のものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わず、タフトし又はブロック加工をしたものを除く。）			57.04	じゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（フェルト製のものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わず、タフトし又はブロック加工をしたものを除く。）		
5704.10	[略]			5704.10	[同左]		
<u>5704.20</u>	<u>000</u> ータイル（表面積が0.3平方メートルを超え1平方メートル以下のものに限る。）		SM KG		[新規]		
5704.90	[略]			5704.90	[同左]		
57.05	[略]			57.05	[同左]		
[略]				[同左]			
第60類 メリヤス編物及びクロセ編物				第60類 メリヤス編物及びクロセ編物			
注				注			
[略]				[同左]			
<u>号注</u>				[新規]			
<u>1 第6005.35号には、ポリエチレンの単繊維又はポリエステルマルチフィラメントの編物で、重量が1平方メートルにつき30グラム以上55グラム以下、網目が1平方センチメートルにつき20穴以上100穴以下であり、アルファールシペルメトリン（ISO）、クロルフェナビル（ISO）、デルタメトリン（INN、ISO）、ラムダーシハロトリン（ISO）、ペルメトリン（ISO）又はピリミホスメチル（ISO）を染み込ませ又は塗布したものを含む。</u>							
60.01				60.01			
}	[略]			}	[同左]		
60.04				60.04			
60.05	たてメリヤス編物（ガルーンメリヤス機により編んだものを含むものとし、第60.01項から第60.04項までのものを除く。）			60.05	たてメリヤス編物（ガルーンメリヤス機により編んだものを含むものとし、第60.01項から第60.04項までのものを除く。）		
	[略]				[同左]		
6005.21				6005.21			
}	[略]			}	[同左]		
6005.24	ー合成繊維製のもの				ー合成繊維製のもの		
	[削除]			<u>6005.31</u>	<u>000</u> ー漂白してないもの及び漂白したもの		KG

	[削除]		<u>6005.32</u> 000	— 浸染したもの	KG
	[削除]		<u>6005.33</u> 000	— 異なる色の糸から成るもの	KG
	[削除]		<u>6005.34</u> 000	— なせんしたもの	KG
<u>6005.35</u> 000	— この類の号注1の編物	KG		[新規]	
<u>6005.36</u> 000	— その他のもの（漂白してないもの及び漂白したものに限る。）	KG		[新規]	
<u>6005.37</u> 000	— その他のもの（浸染したものに限る。）	KG		[新規]	
<u>6005.38</u> 000	— その他のもの（異なる色の糸から成るものに限る。）	KG		[新規]	
<u>6005.39</u> 000	— その他のもの（なせんしたものに限る。）	KG		[新規]	
6005.41	[略]		6005.41	[同左]	
}	[略]		}	[同左]	
6005.90			6005.90		
60.06	[略]		60.06	[同左]	
[略]			[同左]		
第63類 繊維用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、繊維用繊維の中古の物品及びぼろ			第63類 繊維用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、繊維用繊維の中古の物品及びぼろ		
注			注		
[略]			[同左]		
<u>号注</u>			[新規]		
<u>1</u> 第6304.20号には、アルファーンシベルメトリン（ISO）、クロルフェナビル（ISO）、デルタメトリン（INN、ISO）、ラムダーシハロトリン（ISO）、ペルメトリン（ISO）又はピリミホスメチル（ISO）を染み込ませ又は塗布したたてメリヤス編物から製造した物品を含む。					
63.01	[略]		63.01	[同左]	
}	[略]		}	[同左]	
63.03			63.03		
63.04	その他の室内用品（第94.04項のものを除く。）		63.04	その他の室内用品（第94.04項のものを除く。）	
	[略]			[同左]	
6304.11	[略]		6304.11	[同左]	
6304.19	[略]		6304.19	[同左]	
<u>6304.20</u> 000	— 蚊帳（この類の号注1の物品に限る。）	KG		[新規]	

6304.91	[略]			6304.91	[同左]		
}	[略]			}	[同左]		
6304.99				6304.99			
63.05				63.05			
}	[略]			}	[同左]		
63.10				63.10			
[略]				[同左]			
<p>[略]</p> <p>第68類 石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品</p> <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)~(l) [略]</p> <p>(m) 第96.02項の物品で第96類の注2(b)に掲げる材料から製造したもの、第96.06項の物品（例えば、ボタン）、第96.09項の物品（例えば、石筆）、<u>第96.10項の物品（例えば、石盤）及び第96.20項の物品（一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品）</u></p> <p>(n) [略]</p> <p>2 [略]</p>				<p>[同左]</p> <p>第68類 石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品</p> <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)~(l) [同左]</p> <p>(m) 第96.02項の物品で第96類の注2(b)に掲げる材料から製造したもの、第96.06項の物品（例えば、ボタン）、第96.09項の物品（例えば、石筆）<u>及び第96.10項の物品（例えば、石盤）</u></p> <p>(n) [同左]</p> <p>2 [同左]</p>			
[略]				[同左]			
69.01	[略]			69.01	[同左]		
}	[略]			}	[同左]		
69.06				69.06			
69.07	陶磁製の舗装用品及び炉用又は壁用のタイル、 <u>陶磁製のモザイクキューブ</u> その他これに類する物品（裏張りしてあるかないかを問わない。）並びに仕上げ用の陶磁製品			69.07	陶磁製の舗装用品及び炉用又は壁用のタイル（ <u>うわぐすりを施したものを除く。</u> ）並びに陶磁製のモザイクキューブその他これに類する物品（ <u>うわぐすりを施したものを除くものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。</u> ）		
	[削除]			<u>6907.10</u> 000	ータイル、キューブその他これらに類する物品（長方形であるかないかを問わないものとし、面積が最大の面を一边が7センチメートル未満の正方形により包含することができるものに限る。）		
	<u>ー舗装用品及び炉用又は壁用のタイル（第6907.30号又は第69</u>				[新規]		
						SM	MT

		<u>07.40号のものを除く。)</u>							
6907.21	000	ー吸水率が全重量の0.5%以下のもの	SM	MT					
6907.22	000	ー吸水率が全重量の0.5%を超え10%以下のもの	SM	MT					
6907.23	000	ー吸水率が全重量の10%を超えるもの	SM	MT					
6907.30	000	ーモザイクキューブその他これに類する物品(第6907.40号のものを除く。)	SM	MT					
6907.40	000	ー仕上げ用の陶磁製品	SM	MT					
		[削除]			6907.90	000	ーその他のもの	SM	MT
		[削除]			69.08		陶磁製の舗装用品及び炉用又は壁用のタイル(うわぐすりを施したものに限る。)並びに陶磁製のモザイクキューブその他これに類する物品(うわぐすりを施したものに限るものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。)		
					6908.10	000	ータイル、キューブその他これらに類する物品(長方形であるかないかを問わないものとし、面積が最大の面を一辺が7センチメートル未満の正方形により包含することができるものに限る。)	SM	MT
					6908.90	000	ーその他のもの	SM	MT
69.09					69.09				
>		[略]			>		[同左]		
69.14					69.14				
[略]					[同左]				
第15部 卑金属及びその製品					第15部 卑金属及びその製品				
注					注				
1 この部には、次の物品を含まない。					1 この部には、次の物品を含まない。				
(a)~(l) [略]					(a)~(l) [同左]				
(m) 手ふるい、ボタン、ペン、ペンシルホルダー、 <u>ペン先、一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品その他の第96類の物品(雑品)</u>					(m) 手ふるい、ボタン、ペン、ペンシルホルダー、 <u>ペン先その他の第96類の物品(雑品)</u>				
(n) [略]					(n) [同左]				
2~8 [略]					2~8 [同左]				
[略]					[同左]				
[略]					[同左]				
第74類 銅及びその製品					第74類 銅及びその製品				
注					注				

<p>1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(a)及び(b) [略]</p> <p>(c) 「マスターアロイ」とは、銅と他の元素の合金（銅の含有量が全重量の10%を超えるものに限る。）で、実用上圧延及び鍛造のいずれにも適せず、かつ、通常その他の合金の製造の際の添加用又は非鉄金属の<sup>ニ</sup>冶金の際の脱酸用、脱硫用その他これらに類する用途に供するものをいう。ただし、りん<sup>ニ</sup>の含有量が全重量の15%を超えるりん銅は、<u>第28.53項</u>に属する。</p> <p>(d)～(h) [略]</p> <p>号注 [略]</p>	<p>1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(a)及び(b) [同左]</p> <p>(c) 「マスターアロイ」とは、銅と他の元素の合金（銅の含有量が全重量の10%を超えるものに限る。）で、実用上圧延及び鍛造のいずれにも適せず、かつ、通常その他の合金の製造の際の添加用又は非鉄金属の<sup>ニ</sup>冶金の際の脱酸用、脱硫用その他これらに類する用途に供するものをいう。ただし、りん<sup>ニ</sup>の含有量が全重量の15%を超えるりん銅は、<u>第28.48項</u>に属する。</p> <p>(d)～(h) [同左]</p> <p>号注 [同左]</p>																																										
<p>[略]</p> <p>第82類 単金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品</p> <p>注</p> <p>1 トーチランプ、<u>可搬式鍛冶炉</u>、フレーム付きグラインディングホイール、マニキュアセット、ペディキュアセット及び第82.09項の物品を除くほか、この類の物品は、次のいずれかの物品から成る刃、作用する面その他の作用する部分を有するものに限る。</p> <p>(a)～(d) [略]</p> <p>2及び3 [略]</p>	<p>[同左]</p> <p>第82類 単金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品</p> <p>注</p> <p>1 トーチランプ、<u>可搬式かじ炬</u>、フレーム付きグラインディングホイール、マニキュアセット、ペディキュアセット及び第82.09項の物品を除くほか、この類の物品は、次のいずれかの物品から成る刃、作用する面その他の作用する部分を有するものに限る。</p> <p>(a)～(d) [同左]</p> <p>2及び3 [同左]</p>																																										
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="161 869 273 965">82.01</td> <td data-bbox="273 869 1093 965">}</td> <td data-bbox="331 922 385 944">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="161 965 273 997">82.04</td> <td data-bbox="273 965 1093 997"></td> <td data-bbox="331 965 385 997"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="161 997 273 1220">82.05</td> <td data-bbox="273 997 1093 1220"></td> <td data-bbox="331 1008 996 1204">手道具及び手工具（ダイヤモンドガラス切りを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）、トーチランプ並びに万力、クランプその他これらに類する物品（<u>加工機械又はウォータージェット切断機械の附属品</u>及び部分品を除く。）、金敷き、<u>可搬式鍛冶炉</u>並びにフレーム付きグラインディングホイールで手回し式又は足踏み式のもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="161 1220 273 1300">8205.10</td> <td data-bbox="273 1220 1093 1300">}</td> <td data-bbox="331 1264 385 1286">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="161 1300 273 1348">8205.90</td> <td data-bbox="273 1300 1093 1348"></td> <td data-bbox="331 1300 385 1348"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="161 1348 273 1396">82.06</td> <td data-bbox="273 1348 1093 1396"></td> <td data-bbox="331 1348 385 1396"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="161 1396 273 1465">82.15</td> <td data-bbox="273 1396 1093 1465">}</td> <td data-bbox="331 1391 385 1414">[略]</td> </tr> </table>	82.01	}	[略]	82.04			82.05		手道具及び手工具（ダイヤモンドガラス切りを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）、トーチランプ並びに万力、クランプその他これらに類する物品（ <u>加工機械又はウォータージェット切断機械の附属品</u> 及び部分品を除く。）、金敷き、 <u>可搬式鍛冶炉</u> 並びにフレーム付きグラインディングホイールで手回し式又は足踏み式のもの	8205.10	}	[略]	8205.90			82.06			82.15	}	[略]	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1093 869 1205 965">82.01</td> <td data-bbox="1205 869 2016 965">}</td> <td data-bbox="1263 922 1330 944">[同左]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1093 965 1205 997">82.04</td> <td data-bbox="1205 965 2016 997"></td> <td data-bbox="1263 965 1330 997"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1093 997 1205 1220">82.05</td> <td data-bbox="1205 997 2016 1220"></td> <td data-bbox="1263 1008 1921 1204">手道具及び手工具（ダイヤモンドガラス切りを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）、トーチランプ並びに万力、クランプその他これらに類する物品（<u>加工機械の附属品</u>及び部分品を除く。）、金敷き、<u>可搬式かじ炬</u>並びにフレーム付きグラインディングホイールで手回し式又は足踏み式のもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1093 1220 1205 1300">8205.10</td> <td data-bbox="1205 1220 2016 1300">}</td> <td data-bbox="1263 1264 1330 1286">[同左]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1093 1300 1205 1348">8205.90</td> <td data-bbox="1205 1300 2016 1348"></td> <td data-bbox="1263 1300 1330 1348"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1093 1348 1205 1396">82.06</td> <td data-bbox="1205 1348 2016 1396"></td> <td data-bbox="1263 1348 1330 1396"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1093 1396 1205 1465">82.15</td> <td data-bbox="1205 1396 2016 1465">}</td> <td data-bbox="1263 1391 1330 1414">[同左]</td> </tr> </table>	82.01	}	[同左]	82.04			82.05		手道具及び手工具（ダイヤモンドガラス切りを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）、トーチランプ並びに万力、クランプその他これらに類する物品（ <u>加工機械の附属品</u> 及び部分品を除く。）、金敷き、 <u>可搬式かじ炬</u> 並びにフレーム付きグラインディングホイールで手回し式又は足踏み式のもの	8205.10	}	[同左]	8205.90			82.06			82.15	}	[同左]
82.01	}	[略]																																									
82.04																																											
82.05		手道具及び手工具（ダイヤモンドガラス切りを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）、トーチランプ並びに万力、クランプその他これらに類する物品（ <u>加工機械又はウォータージェット切断機械の附属品</u> 及び部分品を除く。）、金敷き、 <u>可搬式鍛冶炉</u> 並びにフレーム付きグラインディングホイールで手回し式又は足踏み式のもの																																									
8205.10	}	[略]																																									
8205.90																																											
82.06																																											
82.15	}	[略]																																									
82.01	}	[同左]																																									
82.04																																											
82.05		手道具及び手工具（ダイヤモンドガラス切りを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）、トーチランプ並びに万力、クランプその他これらに類する物品（ <u>加工機械の附属品</u> 及び部分品を除く。）、金敷き、 <u>可搬式かじ炬</u> 並びにフレーム付きグラインディングホイールで手回し式又は足踏み式のもの																																									
8205.10	}	[同左]																																									
8205.90																																											
82.06																																											
82.15	}	[同左]																																									

[略]				[同左]			
83.01				83.01			
}	[略]			}	[同左]		
83.07				83.07			
83.08	卑金属製の留金、留金付きフレーム、バックル、フック、アイ、アイレットその他これらに類する物品（衣類又は衣類附属品、履物、身辺用細貨類、腕時計、書籍、日よけ、革製品、旅行用具、馬具その他の製品に使用する種類のものに限る。）、管リベット、 <u>二股リベット</u> 、ビーズ及びスパングル			83.08	卑金属製の留金、留金付きフレーム、バックル、フック、アイ、アイレットその他これらに類する物品（衣類、履物、日よけ、ハンドバッグ、 <u>旅行用具</u> その他の製品に使用する種類のものに限る。）、管リベット、 <u>ふたまたリベット</u> 、ビーズ及びスパングル		
8308.10	[略]			8308.10	[同左]		
8308.20	000 一管リベット及び <u>二股リベット</u>		KG	8308.20	000 一管リベット及び <u>ふたまたリベット</u>		KG
8308.90	[略]			8308.90	[同左]		
83.09				83.09			
}	[略]			}	[同左]		
83.11				83.11			
<p>第16部 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p>注</p> <p>1 この部には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)～(p) [略]</p> <p>(q) タイプライターリボン又はこれに類するリボン（スプールに巻いてあるかないか又はカートリッジに入れてあるかないかを問わない。インキを付けたもの及びその他の方法により印字することができる状態にしたものは、第96.12項に属する。<u>その他のリボンは、その構成する材料により該当する項に属する。</u>）及び第96.20項の一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品</p> <p>2～5 [略]</p> <p>第84類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品</p> <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)～(f) [略]</p> <p><u>g</u> 第17部の物品用のラジエーター</p>				<p>第16部 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p>注</p> <p>1 この部には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)～(p) [同左]</p> <p>(q) タイプライターリボン又はこれに類するリボン（スプールに巻いてあるかないか又はカートリッジに入れてあるかないかを問わない。インキを付けたもの及びその他の方法により印字することができる状態にしたものは、第96.12項に属する。<u>その他のリボンは、その構成する材料により該当する項に属する。</u>）</p> <p>2～5 [同左]</p> <p>第84類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品</p> <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)～(f) [同左]</p> <p>[新規]</p>			

(h) [略]	
2 第84.01項から第84.24項まで又は第84.86項に該当する機械類で同時に第84.25項から第84.80項までのいずれかの項に該当するものは、この部の注3及びこの類の注9の規定によりその所属が決定される場合を除くほか、第84.01項から第84.24項まで又は第84.86項の該当する項に属する。ただし、第84.19項には、次の物品を含まない。	
(a)～(d) [略]	
(e) 機械的作業を行う <u>機器（理化学用のものを含む。）</u> で、温度の変化を必要とする場合であってもこれを主たる機能としないもの	
[略]	
3～8 [略]	
9(A) <u>第85類の注9(a)及び9(b)</u> は、この注及び第84.86項の「半導体デバイス」及び「集積回路」についても適用する。ただし、この注及び第84.86項の「半導体デバイス」には、光電性半導体デバイス及び <u>発光ダイオード（LED）</u> を含む。	
(B)～(D) [略]	
号注	
<u>1 第8465.20号において「マシニングセンター」とは、木材、コルク、骨、硬質ゴム、硬質プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械で、加工プログラムに従ってマガジンその他これに類する装置から自動的に工具を交換する方法により二以上の加工機能を有する機械をいう。</u>	
2 [略]	
<u>3 第8481.20号において「油圧伝動装置用又は空気圧伝動装置用の弁」とは、圧力が加わった流体（液体又は気体）の形で動力源が供給される液圧式又はニューマチック式システムの流体動力伝達装置に特に用いられる弁をいう。これらの弁には種々の型（減圧型、逆止型等）がある。同号は、第84.81項の他のいかなる号にも優先する。</u>	
4 [略]	
84.01	[略]
84.14	
84.15	エアコンディショナー（動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節することができないものを含む。）

(g) [同左]	
2 第84.01項から第84.24項まで又は第84.86項に該当する機械類で同時に第84.25項から第84.80項までのいずれかの項に該当するものは、この部の注3及びこの類の注9の規定によりその所属が決定される場合を除くほか、第84.01項から第84.24項まで又は第84.86項の該当する項に属する。ただし、第84.19項には、次の物品を含まない。	
(a)～(d) [同左]	
(e) 機械的作業を行う <u>機械類</u> で、温度の変化を必要とする場合であってもこれを主たる機能としないもの	
[同左]	
3～8 [同左]	
9(A) <u>第85類の注8(a)及び8(b)</u> は、この注及び第84.86項の「半導体デバイス」及び「集積回路」についても適用する。ただし、この注及び第84.86項の「半導体デバイス」には、光電性半導体デバイス及び <u>発光ダイオード</u> を含む。	
(B)～(D) [同左]	
号注	
[新規]	
<u>1 [同左]</u>	
[新規]	
<u>2 [同左]</u>	
84.01	[同左]
84.14	
84.15	エアコンディショナー（動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節することができないものを含む。）

8415.10	一窓、壁、天井又は床に取り付けるように設計したもの（一体構造のもの又はスプリットシステムのものに限る。）			8415.10	一窓又は壁に取り付けるもの（一体構造のもの又はスプリットシステムのものに限る。）		
010	一一定格冷房消費電力が3キロワット以下のもの	NO		010	一一定格冷房消費電力が3キロワット以下のもの	NO	
090	一その他のもの	NO		090	一その他のもの	NO	
8415.20				8415.20			
}	[略]			}	[同左]		
8415.90				8415.90			
84.16				84.16			
}	[略]			}	[同左]		
84.23				84.23			
84.24	噴射用、散布用又は噴霧用の機器（液体用又は粉用のものに限るものとし、手動式であるかないかを問わない。）、消火器（消火剤を <u>充填</u> してあるかないかを問わない。）、スプレーガンその他これに類する機器及び蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器			84.24	噴射用、散布用又は噴霧用の機器（液体用又は粉用のものに限るものとし、手動式であるかないかを問わない。）、消火器（消火剤を <u>充てん</u> してあるかないかを問わない。）、スプレーガンその他これに類する機器及び蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器		
8424.10 000	一消火器（消火剤を <u>充填</u> してあるかないかを問わない。）	NO	KG	8424.10 000	一消火器（消火剤を <u>充てん</u> してあるかないかを問わない。）	NO	KG
8424.20	[略]			8424.20	[同左]		
8424.30	[略]			8424.30	[同左]		
	<u>一農業用又は園芸用の噴霧器</u>				[新規]		
<u>8424.41</u> 000	一可搬式噴霧器	NO	KG				
<u>8424.49</u> 000	一その他のもの	NO	KG				
	一その他の機器				一その他の機器		
<u>8424.82</u> 000	一農業用又は園芸用のもの	NO	KG	<u>8424.81</u> 000	一農業用又は園芸用のもの	NO	KG
8424.89	[略]			8424.89	[同左]		
8424.90	[略]			8424.90	[同左]		
84.25				84.25			
}	[略]			}	[同左]		
84.31				84.31			
84.32	農業用、園芸用又は林業用の機械（整地用又は耕作用のものに限る。）及び芝生用又は運動場用のローラー			84.32	農業用、園芸用又は林業用の機械（整地用又は耕作用のものに限る。）及び芝生用又は運動場用のローラー		
8432.10				8432.10			
}	[略]			}	[同左]		
8432.29				8432.29			

		は			は			NO	KG
		— 播種機、植付け機及び移植機		8432.30	000	— 播種機、植付け機及び移植機			
8432.31	000	— 不耕起栽培用の播種機、植付け機及び移植機	NO						
8432.39	000	— その他のもの	NO						
		— 肥料散布機		8432.40	000	— 肥料散布機		NO	KG
8432.41	000	— 堆肥散布機	NO						
8432.42	000	— 施肥機	NO						
8432.80		[略]		8432.80		[同左]			
8432.90		[略]		8432.90		[同左]			
84.33				84.33					
}		[略]		}		[同左]			
84.41				84.41					
84.42		プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器（第84.56項から第84.65項までの機械を除く。）、プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネント並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたプレート、シリンダー及びリソグラフィックストーン		84.42		プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器（第84.56項から第84.65項までの加工機械を除く。）、プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネント並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたプレート、シリンダー及びリソグラフィックストーン			
8442.30				8442.30					
}		[略]		}		[同左]			
8442.50				8442.50					
84.43				84.43					
}		[略]		}		[同左]			
84.55				84.55					
84.56		レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械及びウォータージェット切断機械		84.56		レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械及びウォータージェット切断機械			
		— レーザーその他の光子ビームによるもの		8456.10	000	— レーザーその他の光子ビームによるもの		NO	KG
8456.11	000	— レーザーによるもの	NO						
8456.12	000	— その他の光子ビームによるもの	NO						
8456.20		[略]		8456.20		[同左]			
8456.30		[略]		8456.30		[同左]			
8456.40	000	— プラズマアークによるもの	NO			[新規]			
8456.50	000	— ウォータージェット切断機械	NO			[新規]			

8456.90	[略]			8456.90	[同左]		
84.57	[略]			84.57	[同左]		
84.58	[略]			84.58	[同左]		
84.59	金属用のボール盤、中ぐり盤、フライス盤、ねじ切り盤及びねじ立て盤 (ウェイトタイプユニットヘッド機を含むものとし、第84.58項の旋盤(ターニングセンターを含む。)を除く。)			84.59	金属用のボール盤、中ぐり盤、フライス盤、ねじ切り盤及びねじ立て盤 (ウェイトタイプユニットヘッド機を含むものとし、第84.58項の旋盤(ターニングセンターを含む。)を除く。)		
8459.10				8459.10			
}	[略]			}	[同左]		
8459.39				8459.39			
	<u>ーその他の中ぐり盤</u>			<u>8459.40</u>	<u>000</u>	<u>ーその他の中ぐり盤</u>	<u>NO</u> <u>KG</u>
<u>8459.41</u>	<u>000</u>	<u>ー数値制御式のもの</u>	<u>NO</u> <u>KG</u>				
<u>8459.49</u>	<u>000</u>	<u>ーその他のもの</u>	<u>NO</u> <u>KG</u>				
	<u>ー膝形フライス盤</u>					<u>ーひざ形フライス盤</u>	
8459.51	[略]			8459.51	[同左]		
8459.59	[略]			8459.59	[同左]		
	[略]				[同左]		
8459.61				8459.61			
}	[略]			}	[同左]		
8459.70				8459.70			
84.60	研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤その他の仕上げ用加工機械(研削砥石 <sup>と</sup> その他の研磨材料を使用して金属又はサーメットを加工するものに限るものとし、第84.61項の歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤を除く。)			84.60	研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤その他の仕上げ用加工機械(研削砥石 <sup>と</sup> その他の研磨材料を使用して金属又はサーメットを加工するものに限るものとし、第84.61項の歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤を除く。)		
	<u>ー平面研削盤</u>				<u>ー平面研削盤(軸の位置決めが0.01ミリメートル以内の精度でできるものに限る。)</u>		
<u>8460.12</u>	<u>000</u>	<u>ー数値制御式のもの</u>	<u>NO</u> <u>KG</u>	<u>8460.11</u>	<u>000</u>	<u>ー数値制御式のもの</u>	<u>NO</u> <u>KG</u>
8460.19	[略]			8460.19	[同左]		
	<u>ーその他の研削盤</u>				<u>ーその他の研削盤(軸の位置決めが0.01ミリメートル以内の精度でできるものに限る。)</u>		
	[削除]			<u>8460.21</u>	<u>000</u>	<u>ー数値制御式のもの</u>	<u>NO</u> <u>KG</u>
<u>8460.22</u>	<u>000</u>	<u>ー芯無し研削盤(数値制御式のものに限る。)</u>	<u>NO</u> <u>KG</u>			[新規]	
<u>8460.23</u>	<u>000</u>	<u>ーその他の円筒研削盤(数値制御式のものに限る。)</u>	<u>NO</u> <u>KG</u>			[新規]	



				8469.00	000	タイプライター（第84.43項のプリンターを除く。）及びワードプロセッサ		NO	KG
84.70		[略]		84.70		[同左]			
84.72				84.72					
84.73		第84.70項から第84.72項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（カバー、携帯用ケースその他これらに類する物品を除く。）		84.73		第84.69項から第84.72項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（カバー、携帯用ケースその他これらに類する物品を除く。）			
		[削除]							
		[略]							
8473.21				8473.21					
		[略]							
8473.40				8473.40					
8473.50	000	—第84.70項から第84.72項までの二以上の項の機械に共通して使用する部分品及び附属品	KG	8473.50	000	—第84.69項の機械の部分品及び附属品			KG
84.74		[略]		84.74		[同左]			
84.87				84.87					
第85類 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品				第85類 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品					
注				注					
1及び2 [略]				1及び2 [同左]					
<u>3</u> 第85.07項の「蓄電池」には、エネルギーを蓄積及び供給する蓄電池の機能に貢献し又は蓄電池を損傷から保護する補助部品（例えば、接続子、温度制御装置（サーミスター等）及び回路保護装置）とともに提示するものを含むものとし、また、蓄電池が使用される物品の保護ハウジングの一部を取り付けたものを含む。				<u>3</u> [新規]					
<u>4</u> [略]				<u>3</u> [同左]					
<u>5</u> [略]				<u>4</u> [同左]					
<u>6</u> [略]				<u>5</u> [同左]					
<u>7</u> [略]				<u>6</u> [同左]					
<u>8</u> [略]				<u>7</u> [同左]					

9 第85.41項及び第85.42項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a) [略]

(b) 「集積回路」とは、次の物品をいう。

(i)～(iii) [略]

(iv) マルチコンポーネント集積回路(MCO) (一以上のモノリシック集積回路、ハイブリッド集積回路又はマルチチップ集積回路と、少なくとも一のコンポーネント(シリコンベースセンサー、シリコンベースアクチュエーター、シリコンベースオシレーター、シリコンベースレゾネーター若しくはこれらを組み合わせたもの、第85.32項、第85.33項若しくは第85.41項に属する物品の機能を有するコンポーネント又は第85.04項に属するインダクター)とを結合した回路で、ピン、リード、ボール、ランド、バンプ又はパッドを通して、印刷回路基板(PCB)その他のキャリア上への組立てに使用する種類の部品として、集積回路と同様に実用上不可分の状態に一体化されているもの)

この定義において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1 「コンポーネント」は、個別部品であるか、独立して製造された後にMCOの土台の上に組み立てられているか又は他のコンポーネントに組み込まれているかを問わない。

2 「シリコンベース」とは、シリコン基板上に形成され、シリコン材料で作られ又は集積回路ダイの上に製造されていることをいう。

3(a) 「シリコンベースセンサー」は、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、電気特性の変化又は機械構造体の変位によつて生ずる物理量又は化学量を検出し、これらを電気信号に変換する機能を有するものである。「物理量又は化学量」は、圧力、音波、加速度、振動、移動、方向、歪み、磁界強度、電界強度、光、放射能、湿度、フロー、化学物質濃度等の実世界の現象に関連する。

(b) 「シリコンベースアクチュエーター」は、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、電気信号を物理的な動きに変換する機能を有するものである。

(c) 「シリコンベースレゾネーター」は、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、外部入力に応じて、これらの構造体の物理的形狀に依存するあらかじめ設定した周波数の機械的又は電氣的な振動を発生する機能を有するコンポーネントである。

(d) 「シリコンベースオシレーター」は、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、これらの構造体の物理的形狀に依存するあらかじめ

8 第85.41項及び第85.42項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a) [同左]

(b) 「集積回路」とは、次の物品をいう。

(i)～(iii) [同左]

[新規]

設定した周波数の機械的又は電氣的な振動を発生する機能を有する能動コンポーネントである。

この注9の物品の所属の決定に当たっては、第85.41項及び第85.42項は、第85.23項を除き、当該物品が特にその機能からみて属するとみられるこの表の他のいずれの項にも優先する。

10 [略]  
号注  
[略]

この注8の物品の所属の決定に当たっては、第85.41項及び第85.42項は、第85.23項を除き、当該物品が特にその機能からみて属するとみられるこの表の他のいずれの項にも優先する。

9 [同左]  
号注  
[同左]

85.01		[略]	
85.27		[略]	
85.28		モニター及びプロジェクター（テレビジョン受像機器を有しないものに限る。）並びにテレビジョン受像機器（ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。） －陰極線管モニター	
8528.42	000	－第84.71項の自動データ処理機械に直接接続することができ、 かつ、それとともに使用するよう設計されたもの	NO
8528.49		[略] －その他のモニター	
8528.52	000	－第84.71項の自動データ処理機械に直接接続することができ、 かつ、それとともに使用するよう設計されたもの	NO
8528.59		[略] －プロジェクター	
8528.62	000	－第84.71項の自動データ処理機械に直接接続することができ、 かつ、それとともに使用するよう設計されたもの	NO
8528.69		[略] [略]	
8528.71		[略]	
8528.73		[略]	
85.29		[略]	

85.01		[同左]	
85.27		[同左]	
85.28		モニター及びプロジェクター（テレビジョン受像機器を有しないものに限る。）並びにテレビジョン受像機器（ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。） －陰極線管モニター	
8528.41	000	－第84.71項の自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のもの	NO
8528.49		[同左] －その他のモニター	
8528.51	000	－第84.71項の自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のもの	NO
8528.59		[同左] －プロジェクター	
8528.61	000	－第84.71項の自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のもの	NO
8528.69		[同左] [同左]	
8528.71		[同左]	
8528.73		[同左]	
85.29		[同左]	

85.30	[略]			85.30	[同左]		
85.31	電気式の音響信号用又は可視信号用の機器（例えば、ベル、サイレン、表示盤、盗難警報器及び火災警報器。第85.12項又は第85.30項のものを除く。）			85.31	電気式の音響信号用又は可視信号用の機器（例えば、ベル、サイレン、表示盤、盗難警報器及び火災警報器。第85.12項又は第85.30項のものを除く。）		
8531.10	[略]			8531.10	[同左]		
8531.20	000 ー表示盤（ <u>液晶デバイス（LCD）又は発光ダイオード（LED）</u> を自蔵するものに限る。）	NO	KG	8531.20	000 ー表示盤（ <u>液晶デバイス又は発光ダイオード</u> を自蔵するものに限る。）	NO	KG
8531.80	[略]			8531.80	[同左]		
8531.90	[略]			8531.90	[同左]		
85.32	[略]			85.32	[同左]		
}	[略]			}	[同左]		
85.38				85.38			
85.39	フィラメント電球及び放電管（シールドビームランプ、紫外線ランプ及び赤外線ランプを含む。） <u>、アーク灯並びに発光ダイオード（LED）ランプ</u>			85.39	フィラメント電球及び放電管（シールドビームランプ、紫外線ランプ及び赤外線ランプを含む。） <u>並びにアーク灯</u>		
8539.10	000 ーシールドビームランプ	NO	KG	8539.10	ーシールドビームランプ		
				010	ー自動車用のもの	NO	KG
				020	ーその他のもの	NO	KG
	ーその他のフィラメント電球（紫外線ランプ及び赤外線ランプを除く。）				ーその他のフィラメント電球（紫外線ランプ及び赤外線ランプを除く。）		
8539.21	[略]			8539.21	[同左]		
8539.22	[略]			8539.22	[同左]		
8539.29	ーーその他のもの			8539.29	000 ーーその他のもの	NO	KG
	010 ーーー白熱電球（A形又はPS形のものに限る。）	NO	KG				
	090 ーーーその他のもの	NO	KG				
	[略]				[同左]		
8539.31	[略]			8539.31	[同左]		
}	[略]			}	[同左]		
8539.49				8539.49			
8539.50	ー発光ダイオード（LED）ランプ				[新規]		
	010 ーーA形のもの	NO	KG				
	090 ーーその他のもの	NO	KG				

8539.90	000	一部分品	KG	8539.90	一部分品	KG			
					010	NO	010	NO	KG
					090	NO	090	NO	KG
85.40		[略]		85.40			85.40		
85.41		ダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス、光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）、 <u>発光ダイオード（LED）</u> 及び圧電結晶素子		85.41			85.41		
8541.10		ーダイオード（光電性ダイオード及び <u>発光ダイオード（LED）</u> を除く。）		8541.10			8541.10		
	010	ー平均順電流が100ミリアンペア未満のもの	NO		010	NO		010	NO
	090	ーその他のもの	NO		090	NO		090	NO
		[略]							
8541.21		[略]		8541.21			8541.21		
}		[略]		}			}		
8541.30				8541.30			8541.30		
8541.40		ー光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）及び <u>発光ダイオード（LED）</u>		8541.40			8541.40		
	010	ー <u>発光ダイオード（LED）</u>	NO		010	NO		010	NO
	020	ー光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）	NO		020	NO		020	NO
	090	ーその他のもの	NO		090	NO		090	NO
8541.50				8541.50			8541.50		
}		[略]		}			}		
8541.90				8541.90			8541.90		
85.42				85.42			85.42		
}		[略]		}			}		
85.48				85.48			85.48		
第17部 車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品				第17部 車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品					
注				注					
1 [略]				1 [同左]					
2 「部分品」及び「部分品及び附属品」には、次の物品（この部の物品に使用するものであるかないかを問わない。）を含まない。				2 「部分品」及び「部分品及び附属品」には、次の物品（この部の物品に使用するものであるかないかを問わない。）を含まない。					

(a)～(d) [略]				(a)～(d) [同左]			
(e) 第84.01項から第84.79項までの機器及びその部分品（この部の物品用のラジエーターを除く。）、第84.81項又は第84.82項の物品並びに第84.83項の物品（原動機の不可分の一部を構成するものに限る。）				(e) 第84.01項から第84.79項までの機器及びその部分品、第84.81項又は第84.82項の物品並びに第84.83項の物品（原動機の不可分の一部を構成するものに限る。）			
(f)～(l) [略]				(f)～(l) [同左]			
3～5 [略]				3～5 [同左]			
[略]				[同左]			
[略]				[同左]			
87.01		トラクター（第87.09項のトラクターを除く。）		87.01		トラクター（第87.09項のトラクターを除く。）	
8701.10	000	一軸トラクター	NO KG	8701.10	000	一歩行操縦式トラクター	NO KG
8701.20		[略]		8701.20		[同左]	
8701.30		[略]		8701.30		[同左]	
		一その他のもの		8701.90		一その他のもの	
8701.91		一エンジン出力が18キロワット以下のもの				一農業用のもの	
	010	一農業用のもの	NO KG		011	一公称馬力が70馬力以上のもの	NO KG
	090	一その他のもの	NO KG		019	一その他のもの	NO KG
8701.92		一エンジン出力が18キロワットを超え37キロワット以下のもの			090	一その他のもの	NO KG
	010	一農業用のもの	NO KG				
	090	一その他のもの	NO KG				
8701.93		一エンジン出力が37キロワットを超え75キロワット以下のもの					
		一農業用のもの					
	011	一エンジン出力が52キロワット以下のもの	NO KG				
	012	一エンジン出力が52キロワットを超えるもの	NO KG				
	090	一その他のもの	NO KG				
8701.94		一エンジン出力が75キロワットを超え130キロワット以下のもの					
	010	一農業用のもの	NO KG				
	090	一その他のもの	NO KG				
8701.95		一エンジン出力が130キロワットを超えるもの					
	010	一農業用のもの	NO KG				
	090	一その他のもの	NO KG				
87.02		10人以上の人員（運転手を含む。）の輸送用の自動車		87.02		10人以上の人員（運転手を含む。）の輸送用の自動車	
8702.10	000	一ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼル		8702.10	000	一ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼル	

		ルエンジン)のみを搭載したもの
<u>8702.20</u>	000	ー駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン)及び電動機を搭載したもの
<u>8702.30</u>	000	ー駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関(往復動機関に限る。)及び電動機を搭載したもの
<u>8702.40</u>	000	ー駆動原動機として電動機のみを搭載したもの
8702.90		[略]
87.03		乗用自動車その他の自動車(ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限るものとし、第87.02項のものを除く。)
8703.10		[略] ーその他の車両(ピストン式火花点火内燃機関(往復動機関に限る。))のみを搭載したものに限る。)
8703.21		[略]
8703.24		ーその他の車両(ピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン)のみを搭載したものに限る。)
8703.31		[略]
<u>8703.40</u>	000	ーその他の車両(駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関(往復動機関に限る。))及び電動機を搭載したものに限るものとし、外部電源に接続することにより充電することができるものを除く。)
<u>8703.50</u>	000	ーその他の車両(駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン)及び電動機を搭載したものに限るものとし、外部電源に接続することにより充電することができるものを除く。)
<u>8703.60</u>	000	ーその他の車両(駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関(往復動機関に限る。))及び電動機を搭載したもので、外部電源に接続することにより充電することができるものに限る。)
<u>8703.70</u>	000	ーその他の車両(駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関(ディ

NO		ルエンジン)を搭載したもの	NO
		[新規]	
NO		[新規]	
NO		[新規]	
NO	8702.90	[同左]	
	87.03	乗用自動車その他の自動車(ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限るものとし、第87.02項のものを除く。)	
	8703.10	[同左] ーその他の車両(ピストン式火花点火内燃機関(往復動機関に限る。)) を搭載したものに限る。)	
	8703.21	[同左]	
	8703.24	ーその他の車両(ピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン)を搭載したものに限る。)	
	8703.31	[同左]	
	8703.33	[新規]	
NO		[新規]	

		ーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン) 及び電動機を搭載した もので、外部電源に接続することにより充電することができるものに 限る。)						
8703.80	000	ーその他の車両 (駆動原動機として電動機のみを搭載したものに 限る。)	NO					[新規]
8703.90		〕	NO	8703.90				[同左]
87.04		[略]		87.04				[同左]
87.10		[略]		87.10				[同左]
87.11		モーターサイクル (モペットを含むものとし、サイドカー付きであるか ないかを問わない。)、補助原動機付きの自転車 (サイドカー付きであ るかないかを問わない。) 及びサイドカー		87.11				モーターサイクル (モペットを含むものとし、サイドカー付きであるか ないかを問わない。)、補助原動機付きの自転車 (サイドカー付きであ るかないかを問わない。) 及びサイドカー
8711.10		[略]		8711.10				[同左]
8711.50		[略]		8711.50				[同左]
8711.60	000	ー駆動原動機として電動機を有するもの	NO					[新規]
8711.90		[略]		8711.90				[同左]
87.12		[略]		87.12				[同左]
87.16		[略]		87.16				[同左]
[略]				[同左]				
[略]				[同左]				
第90類 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及 び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品				第90類 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及 び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品				
注				注				
1 この類には、次の物品を含まない。				1 この類には、次の物品を含まない。				
(a)～(f) [略]				(a)～(f) [同左]				
(g) 第84.13項の計器付きポンプ並びに重量測定式の計数機、重量測定式の検査機及び単独 で提示する分銅 (第84.23項参照)、持上げ用又は荷扱い用の機械 (第84.25項から 第84.28項まで参照)、紙又は板紙の切断機 (第84.41項参照)、第84.66項の 物品で加工機械又はウォータージェット切断機械に取り付けた工作物又は工具の調整用のもの (目盛りを読むための光学的機構を有するもの (例えば、光学式割出台) を含むものとし、そ				(g) 第84.13項の計器付きポンプ並びに重量測定式の計数機、重量測定式の検査機及び単独 で提示する分銅 (第84.23項参照)、持上げ用又は荷扱い用の機械 (第84.25項から 第84.28項まで参照)、紙又は板紙の切断機 (第84.41項参照)、第84.66項の 物品で加工機械に取り付けた工作物又は工具の調整用のもの (目盛りを読むための光学的機構 を有するもの (例えば、光学式割出台) を含むものとし、それ自体が光学機器の特性を有する				

<p>れ自体が光学機器の特性を有するもの（例えば、<u>芯出し望遠鏡</u>）を除く。）、計算機（第84.70項参照）、第84.81項の弁その他の物品並びに第84.86項の機器（感光面を有する半導体材料に回路図を投影又は描画するための機器を含む。）</p> <p>(h)～(k) [略]</p> <p><u>(l) 第96.20項の一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品</u></p> <p><u>(m) [略]</u></p> <p><u>(n) [略]</u></p> <p>2～7 [略]</p>	<p>もの（例えば、<u>しん出し望遠鏡</u>）を除く。）、計算機（第84.70項参照）、第84.81項の弁その他の物品並びに第84.86項の機器（感光面を有する半導体材料に回路図を投影又は描画するための機器を含む。）</p> <p>(h)～(k) [同左]</p> <p>[新規]</p> <p><u>(l) [同左]</u></p> <p><u>(m) [同左]</u></p> <p>2～7 [同左]</p>																																																									
<table border="1"> <tr> <td>90.01</td> <td rowspan="5">[略]</td> <td rowspan="5">写真機（映画用撮影機を除く。）並びに写真用のせん光器具及びせん光電球（第85.39項の放電管を除く。）</td> <td rowspan="5">[削除]</td> <td rowspan="5"></td> <td rowspan="5"></td> <td rowspan="5"></td> <td rowspan="5"></td> <td rowspan="5"></td> <td rowspan="5"></td> </tr> <tr> <td>90.05</td> </tr> <tr> <td>90.06</td> </tr> <tr> <td>9006.30</td> </tr> <tr> <td>9006.99</td> </tr> <tr> <td>90.07</td> <td rowspan="2">[略]</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>90.33</td> </tr> </table>	90.01	[略]	写真機（映画用撮影機を除く。）並びに写真用のせん光器具及びせん光電球（第85.39項の放電管を除く。）	[削除]							90.05	90.06	9006.30	9006.99	90.07	[略]								90.33	<table border="1"> <tr> <td>90.01</td> <td rowspan="5">[同左]</td> <td rowspan="5">写真機（映画用撮影機を除く。）並びに写真用のせん光器具及びせん光電球（第85.39項の放電管を除く。）</td> <td rowspan="5">一製版に使用する種類の写真機</td> <td rowspan="5">NO</td> <td rowspan="5">KG</td> <td rowspan="5"></td> <td rowspan="5"></td> <td rowspan="5"></td> <td rowspan="5"></td> </tr> <tr> <td>90.05</td> </tr> <tr> <td>90.06</td> </tr> <tr> <td>9006.10000</td> </tr> <tr> <td>9006.30</td> </tr> <tr> <td>9006.99</td> <td rowspan="2">[同左]</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>90.07</td> </tr> <tr> <td>90.33</td> <td>[同左]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	90.01	[同左]	写真機（映画用撮影機を除く。）並びに写真用のせん光器具及びせん光電球（第85.39項の放電管を除く。）	一製版に使用する種類の写真機	NO	KG					90.05	90.06	9006.10000	9006.30	9006.99	[同左]								90.07	90.33	[同左]							
90.01	[略]										写真機（映画用撮影機を除く。）並びに写真用のせん光器具及びせん光電球（第85.39項の放電管を除く。）	[削除]																																														
90.05																																																										
90.06																																																										
9006.30																																																										
9006.99																																																										
90.07	[略]																																																									
90.33																																																										
90.01	[同左]	写真機（映画用撮影機を除く。）並びに写真用のせん光器具及びせん光電球（第85.39項の放電管を除く。）	一製版に使用する種類の写真機	NO	KG																																																					
90.05																																																										
90.06																																																										
9006.10000																																																										
9006.30																																																										
9006.99	[同左]																																																									
90.07																																																										
90.33	[同左]																																																									
[略]	[同左]																																																									
<p>第92類 楽器並びにその部分品及び附属品</p> <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)～(c) [略]</p> <p>(d) <u>楽器の清掃用ブラシ（第96.03項参照）及び一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品（第96.20項参照）</u></p> <p>(e) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>第92類 楽器並びにその部分品及び附属品</p> <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)～(c) [同左]</p> <p>(d) <u>楽器の清掃用ブラシ（第96.03項参照）</u></p> <p>(e) [同左]</p> <p>2 [同左]</p>																																																									
[略]	[同左]																																																									
<p>[略]</p> <p>第94類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これ</p>	<p>[同左]</p> <p>第94類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これ</p>																																																									

らに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物

注

1 この類には、次の物品を含まない。

(a)～(1) [略]

㉓ 一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品（第96.20項参照）

2～4 [略]

らに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物

注

1 この類には、次の物品を含まない。

(a)～(1) [同左]

[新規]

2～4 [同左]

94.01	腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第94.02項のものを除く。）及びその部分品		
9401.10	[略]		
9401.40	ーとう、オーギア、竹その他これらに類する材料製の腰掛け		
<u>9401.52</u>	<u>000</u> ー竹製のもの	<u>NO</u>	<u>KG</u>
<u>9401.53</u>	<u>000</u> ーとう製のもの	<u>NO</u>	<u>KG</u>
9401.59	[略]		
	[略]		
9401.61	[略]		
9401.90	[略]		
94.02	[略]		
94.03	その他の家具及びその部分品		
9403.10	[略]		
9403.70	ーその他の材料（とう、オーギア、竹その他これらに類する材料を含む。）製の家具		
<u>9403.82</u>	<u>000</u> ー竹製のもの	<u>NO</u>	<u>KG</u>
<u>9403.83</u>	<u>000</u> ーとう製のもの	<u>NO</u>	<u>KG</u>
9403.89	[略]		
9403.90	[略]		

94.01	腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第94.02項のものを除く。）及びその部分品		
9401.10	[同左]		
9401.40	ーとう、オーギア、竹その他これらに類する材料製の腰掛け		
<u>9401.51</u>	<u>000</u> ー竹製又はとう製のもの	<u>NO</u>	<u>KG</u>
9401.59	[同左]		
	[同左]		
9401.61	[同左]		
9401.90	[同左]		
94.02	[同左]		
94.03	その他の家具及びその部分品		
9403.10	[同左]		
9403.70	ーその他の材料（とう、オーギア、竹その他これらに類する材料を含む。）製の家具		
<u>9403.81</u>	<u>000</u> ー竹製又はとう製のもの	<u>NO</u>	<u>KG</u>
9403.89	[同左]		
9403.90	[同左]		

94.04	[略]	
94.05	ランプその他の照明器具及びその部分品（サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品（他の項に該当するものを除く。）	
9405.10	－シャンデリアその他の天井用又は壁掛け用の電気式照明器具（公共の広場又は街路の照明に使用する種類のものを除く。）	
010	－発光ダイオード（LED）光源を据え付けたもの	KG
090	－その他のもの	KG
9405.20	[略]	
9405.30	[略]	
9405.40	－電気式のランプその他の照明器具（他の号に該当するものを除く。）	
010	－サーチライト及びスポットライト	KG
	－その他のもの	
091	－発光ダイオード（LED）光源を据え付けたもの	KG
099	－その他のもの	KG
9405.50	[略]	
9405.60	[略]	
	－部分品	
9405.91	[略]	
9405.92	[略]	
9405.99	000 ーその他のもの	KG
94.06	プレハブ建築物	
9406.10	－木製のもの	
010	－床のあるもの（一部屋の床面積が9平方メートル以上のものを含むものに限る。）	ST KG
090	－その他のもの	ST KG
9406.90	－その他のもの	

94.04	[同左]	
94.05	ランプその他の照明器具及びその部分品（サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品（他の項に該当するものを除く。）	
9405.10	000 ーシャンデリアその他の天井用又は壁掛け用の電気式照明器具（公共の広場又は街路の照明に使用する種類のものを除く。）	KG
9405.20	[同左]	
9405.30	[同左]	
9405.40	－電気式のランプその他の照明器具（他の号に該当するものを除く。）	
010	－サーチライト及びスポットライト	KG
090	－その他のもの	KG
9405.50	[同左]	
9405.60	[同左]	
	－部分品	
9405.91	[同左]	
9405.92	[同左]	
9405.99	000 ーその他のもの	
	020 ー木製のもの	KG
	ーその他のもの	
	091 ー卑金属製のもの	KG
	099 ーその他のもの	KG
94.06	プレハブ建築物	
9406.00	プレハブ建築物	
010	－床のあるもの（一部屋の床面積が9平方メートル以上のものを含むものに限る。）	ST KG
090	－その他のもの	ST KG

010	—床のあるもの（一部屋の床面積が9平方メートル以上のものを含む ものに限る。）	ST	KG				
090	—その他のもの	ST	KG				
第95類 がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品				第95類 がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品			
注				注			
1 この類には、次の物品を含まない。				1 この類には、次の物品を含まない。			
(a)～(d) [略]				(a)～(d) [同左]			
(e) 第61類又は第62類の紡織用繊維製の <u>運動用衣類及び特殊衣類（肘、膝又はそけい部にパ ッド又は詰物等のさ細な保護用部分を有するか有しないかを問わない。例えば、フェンシング 用衣類及びサッカーのゴールキーパー用ジャージ）</u> 並びに第61類又は第62類の紡織用繊 維製の <u>仮装用の衣類</u>				(e) 第61類又は第62類の紡織用繊維製の <u>運動用又は仮装用の衣類</u>			
(f)～(t) [略]				(f)～(t) [同左]			
(u) <u>一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品（第96.20項参照）</u>				[新規]			
(v) [略]				(u) [同左]			
(w) [略]				(v) [同左]			
2～5 [略]				2～5 [同左]			
号注				号注			
[略]				[同左]			
[略]				[同左]			
96.01				96.01			
}	[略]			}	[同左]		
96.19				96.19			
<u>96.20</u>					[新規]		
<u>9620.00</u>	000	<u>一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品</u>	KG				
[略]				[同左]			